

9月 1日 開会
令和3年9月定例会 ()
9月24日 閉会

飯網町議会 会議録

令和3年9月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（9月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○諸般の報告、質疑	13
○議案第52号の上程、説明、質疑、付託	15
○議案第53号から議案第62号の一括上程、説明	16
○決算審査意見書報告	32
○議案第63号の上程、説明、付託	41
○議案第64号から議案第67号の一括上程、説明	44
○議案第68号の上程、説明、質疑、付託	46
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○請願の付託	50

○陳情の付託	50
○散会の宣告	50

第2号（9月3日）

○議事日程	52
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○開議の宣告	54
○議案第53号の質疑、付託	54
○議案第54号の質疑、付託	81
○議案第55号の質疑、付託	81
○議案第56号の質疑、付託	82
○議案第57号の質疑、付託	82
○議案第58号の質疑、付託	83
○議案第59号の質疑、付託	84
○議案第60号の質疑、付託	84
○議案第61号の質疑、付託	88
○議案第62号の質疑、付託	88
○散会の宣告	90

第3号（9月6日）

○議事日程	91
-------	----

○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
○事務局職員出席者	92
○一般質問一覧表	93
○開議の宣告	94
○一般質問	
原 田 重 美	95
原 田 幸 長	105
石 川 信 雄	116
渡 邊 千 賀 雄	124
伊 藤 ま ゆ み	137
○散会の宣告	147

第4号（9月7日）

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	149
○事務局職員出席者	150
○一般質問一覧表	151
○開議の宣告	152
○一般質問	

瀧野良枝	152
清水均	165
荒川詔夫	177
○散会の宣告	189

第5号（9月24日）

○議事日程	191
○本日の会議に付した事件	192
○出席議員	192
○欠席議員	192
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	192
○事務局職員出席者	193
○開議の宣告	194
○諸般の報告	194
○常任委員会審査報告、質疑	194
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	202
○議案第64号の質疑、討論、採決	220
○議案第65号の質疑、討論、採決	221
○議案第66号の質疑、討論、採決	221
○議案第67号の質疑、討論、採決	222
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	229
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	233

○発議第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	236
○発議第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	238
○議員派遣の件	240
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	240
○町長あいさつ	241
○閉議及び閉会の宣告	242
○予算決算常任委員会 審査報告書	243
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	245
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	257
○総務産業常任委員会 審査報告書	264
○福祉文教常任委員会 審査報告書	268
○会議録署名	274

飯綱町告示第121号

令和3年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年 8月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 3年 9月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和3年9月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和3年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月1日（水曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第12号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第 4 議案第52号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第53号 令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第54号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第55号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第56号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第57号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第58号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第59号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第60号 令和2年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

代表監査委員決算審査意見書報告

日程第 1 5 議案第 6 3 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 6 議案第 6 4 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 7 議案第 6 5 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 8 議案第 6 6 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 9 議案第 6 7 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 6 8 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 2 1 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について

日程第 2 2 請願

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書

請願第 2 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

請願第 3 号 「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願

請願第 4 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願

日程第 2 3 陳情

陳情第 3 号 緊急支援について（要望）

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情第 5 号 貴議会における下記事項の議員提案の要請

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目 須 田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	清 水 満
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	青 山 弘
15 番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 本 孝 利
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦	選 挙 管 理 委 員 長	三 ッ 井 吉 次
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一
財 政 係 長	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事務局長

梨本克裕

事務局書記

関

竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。我々議員にとって今期最後の定例会であります。活発な発言で町民の負託に応えられるよう、今議会も活発に発言していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和3年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年9月飯綱町議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、9月議会定例会を招集いたしましたところ、何かとご多用の中、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。

8月12日夜からの大雨について申し上げます。8月前線に伴う大雨は長野県下にも大きな被害をもたらしました。岡谷市では尊い命が犠牲になり、家屋への浸水、田畑の冠水など被害は全県にわたり発生しました。

飯綱町におきましては、8月13日に警戒本部を設置し、消防団に出動待機を要請、住民の皆さんへの情報発信を行い、翌14日には自主避難所の開設や消防団に巡回出動の要請など実施いたしました。幸いに、12日から15日までの通算降雨量も170ミリ前後と心配された雨量に達せず、被害も県道の一部での土砂崩落、水田の畦畔の崩落など僅かなものでありました。災害に強い町であることを改めて感じましたが、河川における定期的な浚渫、用水路など農業施設の日頃の整備管理が大切であることも認識いたしました。

次に新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。県は8月20日に全県の感染警戒レベルを5に引き上げるとともに、9月2日までを期限として、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。飯綱町においても8月には4人の陽性者が出ており、公共施設の利用制限など対応策を講じております。9月5日に予定しておりました総合防災訓練につきましても、急遽中止とした次第であります。感染警戒レベルが今後どのようになっていくか。先が見えない状況ではありますが、基本的な感染予防対策の徹底をお願いするとともに、経済対策も合わせて実施して、何とかこの苦境を乗り越えていきたいと考えております。予算を伴うこととなりますので、必要によっては臨時議会の招集をお願いする場合もあるかと思っております。

ワクチンの接種ですが、8月23日から20歳から39歳の若い世代の接種予約の受け付けを開始し、8月29日から1回目の接種を始めております。町民全体では、2回目を接種した人が8月末で5割程となり、今のペースで行きますと10月中には、希望者全員が2回目を終了することができると予想しております。ワクチン接種により一定の効果が期待できます。多くの町民が接種を受けるよう呼び掛けていきたいと思っております。

今議会にご提案致します案件について申し上げます。提出いたしました案件は、報告事項2件、条例の改正1件、決算の認定10件、補正予算5件、その他2件の計20件であります。

報告事項は令和2年度決算に基づくものであり、財政の健全化判断比率について監査委員の意見を付して報告するものと、公営企業会計における資金不足比率についての報告の2件であります。

条例改正は福祉医療費給付金支給条例の一部を改正するものであります。乳幼児・児童に係る柔道整復施術療養費への現物給付方式の導入に伴う改正であります。

決算の認定ですが、先ず一般会計の決算について申し上げます。

行政報告書1ページの第1-1表に記載の通り、歳入が110億9,469万6千円、歳出が103億355万3千円となり、令和3年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額で7億5,665万9千円の黒字となりました。決算剰余金は、財政調整基金へ5億円、減債基金に1億円を積み立てることに致しました。

100億円を超える決算になりましたのは、一人10万円の特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症対策で14億円を超える支出や役場庁舎の建設などが主な要因となっております。コロナ感染症は予期しないことであり、今後どのように対応していくのか不明な点もありますが、本来計画していた庁舎や公共施設の建設事業等は予定通り進んでおり、一般会計全体としては安定した財政運営ができると判断しております。

大きな歳入であります普通交付税は、令和2年度で算定における合併に伴う特例措置が終了致しました。合併当初は、特例措置が終了したときの財政運営を危惧するご意見が多くありました。15年を経過した結果としては、交付税の算定基準や算定項目の改正等や、起債の償還に伴う交付税措置（事業費補正）などから平成29年度以降増額となっております。今年度の普通交付税も昨年を上回る決定がありました。合併以降、交付税につきましては、特別交付税も含めて期待通りの状況が続いており、改めて平成17年の合併は時を得た、財政運営に大きく寄与したものであったと感じております。

今後、人口減少や国の財政引き締め、団塊の世代の高齢化などにより、財政運営が厳しい状況になることが予想されます。財政調整基金と減債基金の増額を意識的に進め、より強固な財政基盤を築いていく必要があると強く感じております。

特別会計決算は国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業など6会計の総てにおいて実質収支額は黒字であります。各会計とも現状においては、大きな問題はないと判断しておりますが、国民健康保険事業では、県に収める納付金の激変緩和措置が令和3年度から適用されず納付金の大幅な増額が予想される点、介護保険事業、後期高齢者医療においては団塊の世代がいよいよ75歳に達することなどから介護給付費や診療費の増額が見込まれ、これらに対応する財源確保が課題となってくると考えられます。

公営企業会計決算では、水道事業会計は黒字決算にはなっておりますが、水道事業の基本的な見直しが必要であり、水源の確保や浄水場の在り方、適正な水道料金等を検討し、計画的に事業を進めていく段階であります。下水道事業決算においては、令和2年度から公営企業会計に移行となっております。建設時における起債の償還は一般会計からの繰出金で対応している

ところであり、通常の維持管理費は下水道事業会計で賄うことが望まれますが、現状においては厳しい状況であります。安定した健全経営を目指す意味でも、料金改定などを検討する必要があると考えております。病院事業会計決算は 2,254 万円余の赤字決算となりました。新型コロナウイルス感染症に伴う患者の受診控えや発熱患者等の受け入れ制限による患者数の大幅な減少、院内感染防止の観点から集団検診の中止などに伴い、医業収入が落ち込んだことが大きな原因であります。町としてはコロナ感染症対策として、1 億 3,300 万円を病院に繰り出し、事業継続の支援を行ってきました。結果として赤字決算にはなりましたが、発熱外来の診察、抗原検査や PCR 検査の実施を行いながら日常の診療業務を続けてきたことは、住民にとって大きな安心に繋がったことと推察しています。院内感染を起こさなかったことを含め、現場の懸命な取り組みに感謝しております。

令和 3 年度の補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算（第 4 号）は歳入、歳出のそれぞれに 5 億 8,696 万 6 千円を増額するものであります。

歳入で主なものは、地方交付税で 4 億 9,475 万 8 千円、ふるさと納税関係の寄付金で 2 億 1,921 万 9 千円、前年度の繰越金で 5,665 万 9 千円、町債（起債）で過疎対策事業債を主なものとして 6,890 万円を計上しております。又繰入金を減額していますが、交付税の増額分を一般財源として充当し、その分基金からの繰り入れを減額する措置を取りました。実質的には基金に積み立てることと同じ事になりますが、予算規模が大きくなるだけですので前述の通りと致しました。

歳出で主なものは、総務費ではふるさと納税関係で 2 億 1,921 万 9 千円計上しております。今年度のふるさと納税寄付金は 5 億円弱を計上したことになります。大変大きな財源となってきました。衛生費では、コロナワクチン接種関連委託料として 1,342 万円、農林水産業費では普光寺舟久保地区の水路改修で 1,600 万円、りんごの貯蔵冷蔵庫購入で 550 万円、商工費ではいずれもコロナ対策の事業者支援関係で 1,980 万円、教育費では会計年度任用教職員の共済費で小学校と中学校の 3 校分 780 万円を計上しております。公債費では利率の高い借入金を繰り

上げ償還するために、2億1,050万円を計上しました。交付税の増額分を充当しております。予備費として6,563万9千円計上いたしました。今回の補正で予備費の総額は1億2千万円程となります。予期せぬ支出にも対応できるものと考えております。

特別会計の補正予算ですが、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は令和2年度決算の繰越金の確定に伴う補正、介護保険事業特別会計は、令和2年度の国庫、県費等の精算に伴う交付金の追加、前年度繰越金の確定等に伴う補正であります。歳出として基金の積み立てを1,141万8千円計上しております。下水道事業会計の補正は、一般会計からの繰入金、受け入れ科目の変更と、福井団地におけるマンホールポンプの交換工事費用として750万円増額するものであります。

議案第68号の飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定については三水地域が一部過疎に指定されたため過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。提案の際には詳しくご説明したいと思いますが、様々な事業が実施できるよう、幅広い内容になっております。議案第69号の工事請負契約の締結は、役場近くの鳥居新橋修繕工事の契約であります。昨年に続く工事となりますが、通行には支障がない工事となります。

結びに、私共にとりましては任期最後の定例議会となります。町の事業の総ては、この議場から始まります。町民の負託にこたえる実り多い定例会になりますようお願いしまして開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、12番渡邊千賀雄議員、13番原田重美議員、14番青山弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10番清水満です。

本日招集されました令和3年9月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から9月24日までの24日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の3日は会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、6日と7日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は8名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮願います。

なお、今定例会についてもコロナ感染防止対策のため1人40分の質問時間をお願いしておりますのでご協力願います。

各常任委員会審議は8日、9日に開催し、予算決算常任委員会は17日に開催します。

24日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和3年5月分から令和3年7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第12号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告については、決算数値に関する報告2件です。

当報告における監査委員の令和2年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配付されておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

それでは、決算数値に関する報告2件について説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第11号・第12号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第11号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書1ページ上段並びに主には行政報告書29ページからをご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化

判断比率について監査委員の意見を付して報告するもので、令和2年度の健全化判断比率は、行政報告書29ページ上の表のとおりです。

赤字を生じている会計はありませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、該当はございません。

実質公債費比率につきましては、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額が減少したことなどから、単年度で1.01ポイント上昇、平均値でも0.3ポイント上昇し9.4%となりました。実質公債費比率については、今後、近年の大型事業により起債の元金償還金の額が増加傾向になることから、さらに上昇が見込まれます。

また、将来負担比率につきましては、平成27年度以来のプラスの数値で5.3%となりました。将来負担比率については、今後も過疎対策事業債などの有利な起債を活用するとともに、地方債残高と充当可能基金等とのバランスを考えた財政運営を心掛けてまいります。

なお、健全化判断比率の算定結果につきましては、32ページからのとおりで、健全化判断比率の推移につきましては、36ページ下段の表のとおりです。

次に、報告第12号令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書1ページ2段目並びに行政報告書29ページをご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業における資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するもので、令和2年度の資金不足比率は、行政報告書29ページ下の表のとおりです。

各公営企業会計とも資金不足が生じていませんので、資金不足比率につきましては、該当はございません。なお、資金不足比率の算定結果につきましては、37ページからのとおりです。

以上2件の報告案件の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 12 号 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 52 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕（議案第 52 号）

○保健福祉課長（永野光昭） それでは、議案第 52 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書及び提案説明書 1 ページ中段並びに新旧対照表をご覧くださいと思います。議案の提案説明書によりご説明申し上げます。

改正理由、福祉医療費給付事業補助金の取扱いについての一部改正に伴うものでございます。

主な改正内容につきましては、乳幼児・児童に係る柔道整復施術療養費への現物給付方式の導入に伴い、柔道整復施術療養費は「療養の給付」に含まれないため、「等」を追加するものでございます。

施行期日、公布の日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日以降の診療分から適用する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 52 号は、福祉文教常任委員会に付託し

審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 53 号から議案第 62 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 5 議案第 53 号から日程第 14 議案第 62 号までは、令和 2 年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案 10 件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山本代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 9 月 3 日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 53 号から議案第 62 号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 53 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書でご説明申し上げます。

まず、行政報告書 2 ページ 第 2 - 1 表 決算規模と収支の状況をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、110 億 9,469 万 6 千円、歳出決算額は、103 億 355 万 3 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 3,448 万 4 千円を差し引くと、実質収支額は、7 億 5,665 万 9 千円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して、2 億 3,103 万 3 千円、44%の増となっております。

実質収支額のうち、基金繰入額として財政調整基金に5億円、減債基金に1億円の計6億円を決算積み立てしています。この基金繰入額を除いた収支額は、1億5,665万9千円で前年度比6,896万7千円、30.6%の減となっております。決算規模の推移は、第2-1図のとおりで、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業や庁舎建設等により、決算規模は100億円を超え、過去最高額となりました。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。3ページ、第2-2表 歳入決算額一覧表をご覧ください。主な科目について、ご説明させていただきます。

1町税は、10億8,032万6千円で、前年度と比較して1,286万1千円、1.2%の減となりました。町税の歳入総額に占める割合は、2.4ポイント下がって9.7%となり、決算規模が大きくなったことから、10%を下回る結果となりました。町税の状況については、5ページ、第2-4表をご覧ください。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響などから、法人町民税、入湯税が大きく減少しています。なお、各税目の推移については、第2-4図、町税の詳細については、42ページからの課税の状況にそれぞれ記載のとおりでございます。

3ページ、第2-2表にお戻りください。歳入の中心となります、11 地方交付税は、7,900万円、2.3%増の35億7,219万1千円となりました。地方交付税の歳入総額に占める割合は、6.4ポイント下がって、32.2%となっております。7ページ、2-6表 普通交付税等の状況をご覧ください。普通交付税は、合併算定替えによる特例措置がいよいよ最終年を迎え、令和2年度の縮減額は2億4,753万8千円となりましたが、基準財政需要額が新たに設定された算定区分や単位費用の変更などにより大幅な増額となり、基準財政収入額も地方消費税交付金の増などにより増額となったものの、普通交付税全体では、前年度比6,506万9千円、2%増の32億5,368万7千円となりました。6ページの2-5表 地方交付税の状況をご覧ください。特別交付税も、特別交付税により措置される項目が多くなってきていることなどから、1,391万4千円、4.6%増の3億1,848万7千円となりました。また、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額では、7,172万7千円、2%の増となっております。なお、地方交付税の推移については、6ページ、第2-5図、合併算定替えの算定結果については、7ページ、第2-7表に

記載のとおりでございます。

再度、3ページ、第2-2表にお戻りください。15 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金や臨時交付金などにより大幅に増加し、前年度比 14 億 6,969 万 9 千円、186.3%増の 22 億 5,873 万 2 千円となりました。

16 県支出金は、3 億 7,751 万円で 5.3%の増となっております。

18 寄付金は、ふるさと応援寄付金が業務委託先をカンマッセいいづなに変更してから、非常に順調に推移してきており、令和 2 年度でも大幅に伸びたことから、前年度比 1 億 8,172 万 8 千円、112.2%増の 3 億 4,362 万 8 千円となりました。

19 繰入金は、各種基金の繰入金で、前年度比 2 億 6,955 万 2 千円、26.6%増の 12 億 8,205 万円となっております。基金の状況は後ほどご説明申し上げます。

22 町債は、11 億 7,140 万円となっております。9 ページ、第 2-8 表 町債の状況をご覧ください。令和 2 年度では借換債はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症に伴う減収補てん債 4,090 万円を発行しております。また、投資的事業に係るものは 9 億 8,590 万円で、主に庁舎建設、防災無線デジタル化、子育て親育ち拠点整備、地方創生、学校情報ネットワーク環境整備などの事業に伴うものとなっております。この他臨時財政対策債を含め、前年度比 1 億 5,000 万円、14.7%の増となっております。なお、投資的経費に係る町債発行額の推移については、第 2-8 図に記載のとおりでございます。町債残高等の状況は後ほどご説明申し上げます。

では、4 ページ、第 2-3 表 歳入性質別決算額一覧表をご覧ください。

自主財源は、33 億 3,453 万円で、ふるさと応援寄付金の大幅な増、基金繰入金の増により、前年度比 4 億 3,852 万 2 千円、15.1%の増となりましたが、決算額の大幅な伸びにより、構成比の割合は、前年度より 2.4 ポイント下がり 30.1%となっております。

一方、依存財源は、国庫支出金の大幅な増、町債の増を受けて、前年度比 17 億 3,178 万 3 千円、28.7%増の 77 億 6,016 万 6 千円となりました。構成比の割合は、2.4 ポイント上昇し、69.9%となっております。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の伸びな

どにより、依存財源の割合が約7割となり、特に高いという状況でございます。

自主財源の推移は、第2－3図のとおりでございます。

それでは、11ページをご覧ください。歳出の概要をご説明申し上げます。11ページに歳出の特徴を具体的に記載してございます。更なる詳細につきましては、委員会でご説明申し上げますので、ポイントのみとさせていただきます。

歳出総額は、前年度と比較して18億7,132万9千円、22.2%増の103億355万3千円で、2年連続で20%を超える伸びとなりました。12ページ、第2－10表 歳出目的別決算額一覧表とあわせてご覧ください。

歳出を目的別で見ますと総務費は、37億2,804万3千円で、15億8,535万8千円の大幅な増となりました。歳出の主なものは、庁舎建設事業、ふるさと納税事業費、推進交付金事業の「いづな「いきがい創造」プロジェクト」、アイバス運行事業、また、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業や避難所等公共施設感染症対策事業などで、総務費の大幅な増加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用が大きな要因となっております。また、ふるさと応援寄付金が大幅に増加したことから、ふるさと応援基金に1億967万7千円を積み立てることができました。

民生費は、16億1,245万7千円で、1億3,344万2千円の増となりました。主なものは、推進交付金事業の「もっと自分らしく輝くiママ事業」、障害者総合支援給付事業などとなっております。

衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る病院施設費の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などにより1億3,858万5千円増え、8億3,883万4千円となっております。

労働費は、前年度とほぼ同様の163万円でございます。

農林水産業費は、9億6,477万7千円で、1,495万2千円の微増となりました。推進交付金事業の「世界に誇る力強い産業形成事業」、県営土地改良事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策でアップルミュージアムの施設改修や農産物等の生産者を支援する農産物等販売促進支

援事業などを実施しております。

商工費は、新型コロナウイルス感染症対策として、商工振興対策事業で商工業者等への支援、東高原ゾーン整備事業では施設改修等を実施したことなどから、ほぼ倍増の2億4,195万5千円となっております。

土木費は、8億309万4千円で、地方道改修費が1億2,126万1千円増えたことなどから、1億3,988万円の増となりました。その他の主なものは、橋梁長寿命化修繕事業、道路新設改良費、除雪費などとなっております。

消防費は、前年度で防災行政無線のデジタル化整備がほぼ完了したことにより、2億1,243万4千円減り、4億2,213万9千円となりました。

教育費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校の教育環境整備に関する事業等により、小学校費、中学校費が増となった一方、町や関連団体の活動縮小やイベントの中止などにより、社会教育費や保健体育費が減となったことから、全体では、1,672万7千円増の7億6,166万8千円となっております。

災害復旧費については、道路、農地災害復旧事業など、7,258万5千円となっております。

歳出目的別構成状況は、12ページ、第2-9図のとおりでございます。

次に、公債費は、14ページ、第2-12表 歳出性質別決算額一覧表をご覧ください。公債費は、7億8,115万4千円で、借換債を除いた金額で1,976万7千円、2.6%の微増となっております。起債の償還に関する負担については、歳計剰余金等を財源に計画的に減債基金を積立てしており、これを繰入れすることで、毎年7億円程度に平準化を図っているところでございます。

そのほか、歳出を性質別にみますと、義務的経費では人件費が、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで物件費に計上されていた賃金が人件費に計上されることとなり、3億1,982万1千円、31.3%の増となっております。

人件費と公債費の推移については、16ページ、第2-11図のとおりでございます。

14ページ、第2-12表をお願いいたします。補助費等については、特別定額給付金、子育て

世帯や商工業者への支援など、新型コロナウイルス感染症対策により、16億6,465万8千円、120.4%の増となっております。

普通建設事業費は、22億354万9千円で、庁舎建設、地方創生関連事業、道路・橋梁関係事業などにより、前年度に引続き増加しております。

そのほか、積立金が財政調整基金積立金などにより、22.8%の増、農業集落排水事業及び飯綱公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことに伴い、特別会計繰出金が出資金に変更されたことから、投資及び出資金が皆増、繰出金が減少となっております。

性質別経費の構成比は、第2-10図のとおりでございます。

次に、17ページ、町債残高等の状況でございますが、令和2年度末の一般会計の町債元金残高は、76億5,732万5千円となっております。令和2年度では、役場庁舎整備事業などで合併特例債を4億5,670万円、農産物加工施設、小学校跡施設整備などで一般補助施設整備等事業債を1億7,410万円、臨時財政対策債を1億4,460万円など、計11億7,140万円町債を発行し、7億5,458万円償還したことから、4億1,682万円の増加となっております。また、利子残高は、近年の低金利に加え、数年前から高金利の起債の繰上償還を進め、借入にあたっては、有利な資金の活用や各金融機関から利率見積もりを徴取するなど、利子負担の軽減を図っており、10年間で4億円以上減少しております。なお、市町村合併特例事業の状況は、18から19ページ、第2-15表のとおりでございますが、20ページ上段に記載のとおり、令和2年度までの合併特例債の借入額は42億1,870万円、発行率は87.7%で、限度額までの残額は5億9,260万円となっております。町債残高の詳細の状況については、17ページ、第2-12図、第2-13図、第2-14表に記載のとおりでございます。

次に、21ページ、基金の状況でございますが、令和2年度は、大型予算となった影響で、財政調整基金から3億4,885万4千円、公債費の平準化のため、減債基金から2億6,987万1千円、庁舎建設基金から3億4,958万5千円、公共施設整備基金から1億9,048万8千円など、合計で12億8,205万円の取崩しを行いました。一方、予算積立、歳計剰余金や運用益の積み立てなど、財政調整基金に5億473万7千円、減債基金に510万2千円、その他ふるさと応援基

金や庁舎建設基金など、合計で6億2,484万3千円の積み立てを行いました。これにより、22ページ、第2-16表、令和2年度末基金残高状況のとおり、令和2年度末の基金残高は、前年度と比較して6億5,720万6千円、14.6%減少し、38億5,795万円となっております。基金残高の詳細の状況については、21ページ、第2-14図、第2-15図に記載のとおりでございます。

次に、22ページ、債務負担行為の状況でございますが、平成22年度若者定住住宅建設事業償還金及び平成30年度飯綱町防災行政無線デジタル化整備事業が終了したことから、令和3年度以降支出予定額は、4事業、5億3,536万6千円となっております。

次に、23ページ、繰越事業についてでございますが、令和元年度からの繰越事業の状況は、第2-18表のとおり、令和3年度への繰越事業の状況は、24ページ、第2-19表のとおりでございます。

また、前期基本計画の施策別の決算の状況について、25ページに記載してございます。

26ページからは、決算統計に基づく普通会計における決算の状況等でございます。普通会計は、からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計を含むほか、他の特別会計との重複額、借換債などは控除した純計額を記載しております。

28ページには、財政力指数等の状況を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

以上、一般会計の主な決算状況について、ご説明申し上げました。よろしく願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第54号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第54号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。決算報告書219ページをお願いいたします。

歳入は、使用料等で歳入合計244万1,286円であります。次ページ、歳出は、汚水処理施設

管理費、基金積立等で、歳出合計は187万6,927円。歳入歳出差引残高は56万4,359円です。

行政報告書の335ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は、下水道付別荘ということで、100%の接続率です。放流量は、日平均8.8m³であり、別荘地のため季節により流入量の変動し、年間を通して汚水量が一定ではありませんが、基準値以内の適正な水質を放流しています。

次ページ、今後の課題と展望です。からまつの丘地区特別会計は、使用料収入だけで運営をしており、一般会計からの繰入金はございません。2年度、基金として83万円の積立を行いました。2年度末現在では2,263万円となっており、供用開始から23年が経過していることなどから、修繕費等の増加が予想されますが、基金の取り崩しなどで対応をしていく予定です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 続いて、大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第55号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第55号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。別冊の決算報告書227ページ、行政報告書337ページです。決算報告書により説明申し上げます。

229ページ、歳入歳出決算書 款項別集計表の歳入です。1訪問看護ステーション事業収入として4,752万8,550円。内訳は、介護収入で3,057万115円、医業収入で1,695万8,435円、いずれも前年実績を上回りました。2繰入金はありません。3繰越金は、721万9,553円。4諸収入が、16万2,453円。7寄附金は、10万円でした。歳入合計は、5,501万556円です。

続いて、歳出です。230ページをご覧ください。1衛生費は、4,309万9,403円で前年を下回りました。2諸支出金、3予備費はありません。歳出合計は、同額の4,309万9,403円となりました。

歳入歳出差引残高は、次ページのとおり1,191万1,153円です。

歳入歳出の事項別明細につきましては、232ページ以降をご参照下さい。

令和2年度も例年並みでした。事業内容としては、前年と同様に介護保険での利用や在宅看

取りを希望される方が増加し、収入も増加しました。

次に、238 ページをお願い致します。財産に関する調書については、令和2年度中の増減はなく、訪問看護ステーション財政調整基金も残高が8,423万747円で昨年と同額でございます。

以上です。宜しくお願い致します。

○議長（大川憲明） 続いて、藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第56号・第57号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 議案第56号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算報告書は241ページからになります。行政報告書は340ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

まず、決算状況について申し上げます。令和2年度国民健康保険事業特別会計の歳入総額は1,342,842,733円、歳出総額は1,291,730,384円で、歳入歳出差引額は51,112,349円となりました。財政調整基金の年度末残高は令和2年度には積立を実施しませんでしたので、前年同額145,565,025円となっております。

国保世帯数及び被保険者数の推移は340ページ記載のとおりで、多少ですが減少傾向にあります。

341ページの中ほどから342ページは保険給付費等の状況です。一般被保険者については、保険給付費総額、1人当りの給付額ともに減少しました。

343ページから345ページは、保険税について記載してあります。収納率は、一般現年分で99.40%、退職現年分は一般保険者へ移行しておりますので数値なし、一般滞納繰越分は38.65%、退職滞納繰越分は34.33%で、全体の収納率は96.81%となり、前年比0.92%の増であります。

徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談、分納誓約の推進、滞納状況に応じた短期証の発行により未納者対策を講じてきました。今後も過年度未収金を増やさないよう、現年分の収納率の向上に努めてまいります。

346ページ下段からは、国民健康保険事業の今後の課題を記載してあります。65歳から75歳

未満の被保険者数が 1,587 人となっております。全体の被保険者数 2,797 人のうち 56.7%と 5 割を超えております。一人当たりの医療費も 411,809 円と高額になっています。保険給付費の内訳も、高額になる心疾患や癌治療のための投薬、長期入院を伴う脳血管疾患なども多くなっています。今後は、医療費増加抑制に向けた取組として、健康推進係との連携により今まで以上に特定健診への受診勧奨や保健指導等に取り組んでいきます。

現在、急な医療費の増加があっても保険給付費は県から交付されるため対応可能です。しかし、市町村ごとの医療費水準、所得水準等により算定された国保事業納付金を県へ納付しますので、医療費抑制に繋がる保健事業の取組が一層重要となります。

また、財源対応としては新型コロナウイルス感染症の影響もあるため、当面は繰越金、基金など活用し、税負担増とならないよう努めていきます。

347 ページから 349 ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています国保特定健診・特定保健指導、保健事業についての報告です。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。

続きまして、議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算報告書は 261 ページからになります。行政報告書は 350 ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害がある方が被保険者となり、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

352 ページ上段ですが決算概要でございます。令和 2 後期高齢者医療特別会計の歳入総額は 161,939,411 円、歳出総額は 161,594,662 円で、歳入歳出差引額は 344,749 円です。

歳入の主なものは、保険料が 110,415,300 円、一般会計繰入金が 50,987,785 円。主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合への納付金として 149,105,799 円、その他は人件費となっています。

351 ページの今後の課題ですが、飯綱町の一人当たり医療費は 838,736 円で、昨年度より 21,028 円の増となっております。県平均の 818,902 円でございますので平均を 19,834 円、率

にして約 2.4%上回っています。今後、団塊の世代が 75 歳を超え被保険者となるにあたり、国の方針である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に一層取り組む必要があります。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 58 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。行政報告書では 354 ページ、決算報告書は 271 ページからになります。行政報告書で説明させていただきます。

令和 2 年度の概要ですが、2 年度末の総人口は 10,778 人、前年度比マイナス 180 人、1 号被保険者は 4,247 人、高齢化率は 39.4%となり、前年度と比べ人数でマイナス 6 人、率で 0.1%の減となりました。高齢化率は、団塊の世代が高齢者になったことにより年々増加傾向にあります。2 年度は第 7 期事業計画の 3 年度目で 3 か年度計画の最終年です。決算状況は、歳入合計 12 億 4,676 万 3,145 円、前年度比 103.5%、歳出合計は 12 億 4,243 万 1,010 円、前年度比 103.2%となっており、歳入歳出差引残高は 433 万 2,135 円です。介護保険支払準備基金の状況は年度内で 931 万 8 千円を積み立て、基金繰入を 2,696 万 1 千円行ったため、決算年度中増減がマイナス 1,764 万 3 千円で、決算年度末残高は 2 億 4,540 万 889 円となりました。

決算状況については、記載のとおりです。

355 ページ下段、要支援・要介護認定者数では、2 年度新規認定者数 170 人で要介護度 3 以上は微増傾向でした。

第 1 号被保険者保険料については 356 ページ上段です。前年に引き続き、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を目的に、第 1 段階から第 3 段階の保険料率の引き下げを実施しました。合計 1,044 人に 841 万 3,764 円の公費負担を行いました。

また、令和元年度の台風 19 号による被災関係で 20 名 27 万 3,410 円を減免、新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請 4 件 26 万 1,900 円を減免しました。

357 ページ上段では、介護サービスを利用した受給者で延べ 7,215 人対前年比約 2%の減少でした。居宅サービスは平成 28 年度より 21%も減っていますが、施設サービスは増えていません。

358 ページ、給付費の状況では 10 億 9,230 万 7,541 円、前年比 103.5%で増加しています。

359 ページ中段から、総合支援事業、介護予防・生活支援サービス費（通称「総合事業」）では、要介護認定で「要支援 1・2」の人、「非該当」と判定された人、基本チェックリストで生活機能の低下がみられる人を対象に、地区集会所単位での介護予防活動が定着しつつあり、他の地域にも波及させ浸透させていくことを目指して活動しています。

360 ページ上段、新たに通所型サービス B が 1 地区と訪問型サービス D で 1 地区が事業を始めました。

362 ページから地域包括支援センター費です。中段に相談訪問件数がありますが、相談件数延べ 5,572 件、実件数 602 件、訪問件数 1,357 件でした。権利擁護に関する相談件数は延べ 295 件、虐待相談件数は延べ 231 件となっています。

近年、地域共生社会の実現に向け、介護保険法等の法改正がなされ、複雑化、複合化したニーズに対する重層的支援体制の構築が求められています。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する施策について関係部署・関係機関等と検討を行ってまいります。

令和 2 年度は第 9 期高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を策定しました。「誰もが心豊かに安心して幸せに暮らせるまちいづな」を基本理念に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてまいります。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（大川憲明） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 59 号・第 60 号・第 62 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出

決算の認定について提案説明をいたします。決算報告書 301 ページをお開きください。行政報告書については 366 ページになります。

歳入合計が 458 万 9,093 円、一般会計繰入金 20 万円、繰越金 438 万 9,093 円であります。次ページ、歳出は 5 万 7,336 円で、分譲予定地の維持管理業務委託分、草刈り等の金額になっています。歳入歳出差引残高は 453 万 1,757 円です。

行政報告書 366 ページに、今後の課題として、人口増対策に対応するべく、町有地を活用した住宅建設が有効な手段と考えており、引き続き令和 3 年度までの若者定住住宅の建設、個人向け住宅地分譲を計画的に実施してまいります。

引き続き、議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について提案説明をいたします。

水道会計は旧村単位で管理運営をしておりますので、地区ごとの決算を申し上げます。

決算報告書の 320 ページをお願いいたします。牟礼地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 2 億 764 万 1,475 円、支出・水道事業費用は 1 億 6,426 万 5,570 円です。次ページ、資本的収入は 193 万 1,758 円、資本的支出は 1 億 8,655 万 7,668 円で、不足額 1 億 8,462 万 5,910 円は損益勘定留保資金で補てんをしました。

322 ページをお願いいたします。三水地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 1 億 1,953 万 5,276 円、支出・水道事業費用は 1 億 916 万 9,803 円です。次ページ、資本的収入は 56 万 7,600 円、資本的支出は 7,436 万 156 円で、不足額 7,379 万 2,556 円は損益勘定留保資金で補てんをしました。

つづいて事業報告です。313 ページをお願いします。

牟礼地区の工事等概要は、飯綱浄水場真空ポンプ更新工事で 139 万 7,000 円、しなの鉄道水管橋布設替工事で 1 億 851 万 259 円、上水道施設台帳整備業務委託牟礼地区で 965 万円等です。大まかなものを説明させていただいています。

三水地区は、日向浄水場ろ過砂交換工事で 650 万 1,000 円、上赤塩地区石綿管布設替工事で 751 万 3,000 円、上水道施設台帳整備業務委託三水地区で 965 万円等です。

314 ページをお願いします。業務量を全体で説明をさせていただきます。年度末給水人口は 10,682 人で前年比較 182 人の減少です。総有収水量は前年比較 30,530 m³、3.2%の増でした。また、1 人 1 日の平均給水水量は 255ℓで、前年より 12ℓ増加しています。有収率は 69.4%でした。

317 ページをお願いします。企業債の元金償還額は 9,548 万 1,165 円、利子償還額は 1,997 万 7,481 円、年度末元金残高は 9 億 8,893 万 278 円となっており、最終償還年度は令和 17 年度です。

議案第 60 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案説明をいたします。

令和 2 年度から下水道会計につきましては、公営企業ということになりましたので、こちらでも水道事業と同等に説明させていただきます。

決算報告書の 389 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・下水道事業収益 7 億 2,465 万 808 円、支出・下水道事業費用は 6 億 4,381 万 7,767 円です。次ページ、資本的収入は 4 億 1,895 万 5,163 円、資本的支出は 6 億 6,690 万 5,448 円で、差額 2 億 4,795 万 285 円と翌年度の支出財源に充当する 225 万 6,675 円を合わせた不足額 2 億 5,020 万 6,960 円は消費税及び資本的収支調整額、引継金、損益勘定留保資金で補てんをしました

392、393 ページをお願いします。決算により、損益計算書につきまして、当該純利益として、剰余金といたしまして 6,729 万 6,268 円とございます。これにつきましては、剰余金として未処分利益剰余金に該当いたします。この未処分利益剰余金については、剰余金処分という形で議会の認定を受け使用する科目に振り分けなければならないということになっていまして、そうしないと予算執行ができないため、今回建設改良積立金へ全額積立として振り分けして、未処分剰余金残高を 0 円としているものです。

つづいて事業報告です。401 ページをお願いします。工事等概要は、農業集落排水袖之山・牟

札西部地区の公共下水への管路接続工事に伴う管路施設工事が 1, 3, 4, 5, 6, 7 工区全体で 2 億 8,718 万 8,000 円、それから県道野村上牟礼（停）線中町橋架け替えに伴う下水道施設支障移転工事で 1,335 万 4,000 円等です。

403 ページをお願いします。業務量の説明をさせていただきます。年度末処理人口は 9,319 人で前年比較 56 人の減少です。下水道普及率は 94.5% で水洗化率は 91.5% です。また、年間汚水処理水量は 85 万 9,253 m³、1 日の平均処理水量は 2,354 m³ で、前年より 2.1% 増加しています。

407 ページをお願いします。企業債の元金償還額は 3 億 7,404 万 3,790 円、年度末元金利子未償還残高は 35 億 909 万 7,963 円となっており、最終償還年度は令和 33 年度です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 61 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算についてご説明致します。決算報告書 349 ページからご覧ください。

一部記載に誤りがありましたので訂正をお願い致します。372 ページ、6 収益費用明細書です。〔収益〕の病院事業収益、医業外収益、他会計負担金の欄に 3 億 2,953 万 1 千円とありまして、備考欄の内訳の数字に誤りがございましたので訂正をお願いします。備考欄の「救急医療」128,221 千円を 118,110 千円に、「新型コロナウイルス対策」112,219 千円を 122,330 千円にそれぞれ訂正をお願い致します。大変申し訳ありません、宜しくお願ひ致します。

それでは、説明に入ります。353 ページをお願いします。I 決算書・財務諸表、1 決算報告書です。（1）収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値です。収益的収入の計は、21 億 6,146 万 1,708 円です。収益的支出の計は、21 億 8,360 万 4,694 円となりました。続いて、354 ページです。（2）資本的収入及び支出ですが、資本的収入の計は、2 億 1,310 万 7,000 円、資本的支出の支出計は、3 億 3,152 万 1,918 円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 1,841 万 4,918 円は、過年度損益勘定留保資金で補填しました。収益的収入及

び資本的収入には、町からの繰入金（他会計負担金）で、5億517万8千円が含まれています。そのうち、1億3,300万円は新型コロナウイルス感染症の関連分です。内訳は、3条（収益的収入）に3億2,953万1千円、4条（資本的収入）に1億7,564万7千円という振り分けです。前年度と比較して1億4,117万8千円の増額となりました。

続いて、355 ページ、2 損益計算書になります。1 の決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額になっております。1 医業収益、2 介護収益、4 医業外収益の収入計が21億5,215万6,825円。3 医業費用、5 医業外費用の支出計は21億7,469万7,670円となり、経常利益は、△2,254万845円となりました。なお、6 特別利益、7 特別損失はありませんので、当年度純利益も同額の△2,254万845円となっています。前年度決算額との単純比較では、4,100万3,763円の悪化となりました。

続いて、357 ページをお願いします。5 貸借対照表になります。〔資産の部〕2 流動資産（1）現金預金ですが6,422万1,652円で、358 ページのキャッシュフロー計算書の4 資金増加額にありますように、期首残高に比べ1億5,570万2,466円の減少となりました。

次に362 ページをご覧ください。Ⅱ 事業報告、1 概要についてご報告致します。（1）総括事項です。令和2年度は、令和元年12月以降に発生した新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大したため、その対策に明け暮れた1年となりました。詳細は記載のとおりとなります。院内感染が起こりますと事業運営不能に陥りますので、発熱外来の対応、入院患者への面会の禁止などを継続して実施し、対策しました。幸い、院内感染に繋がる事象は発生しませんでした。発熱外来の受診者は519名で、抗原検査469件、PCR検査40件実施しました。年度末には、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築の検討が開始され、医療従事者への先行接種に向けた取組を行いました。コロナ禍において、患者の受診控えや発熱患者の受け入れ制限等で患者数は大幅に減少しました。院内の密を避けるため、集団検診事業等も辞退し予定していた事業内容も大きく変わりました。新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、必要経費の増大に充てるため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して対応しました。例年のことですが、医師を始めとする医療人材不足は解消に至らず、今後も引き続き取り組みが必

要です。

366 ページ、2 工事（2）、（3）に工事の概況、3 業務（1）事業量についてはそれぞれご参照下さい。

370 ページ、4 会計です。（1）主要備品の整備については、15 種 20 式の整備を行いました。主な物は、健診システム、多用途透析監視装置、個人用多用途透析装置、適温配膳車等です。合計 3,596 万 7,520 円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大川憲明） 以上で説明を終了します。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時でございます。

休憩 午前 1 1 時 4 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き会議を開きます。山本代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願いいたします。山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本孝利 登壇・報告〕（決算審査意見書）

○代表監査委員（山本孝利） それでは、令和 2 年度飯綱町各会計決算審査意見書を申し上げます。

4 審査の結果。審査に付された飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定しました。また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しており誤りのないことを確認しました。

第 2、一般会計決算。新型コロナウイルスによって、日本国の経済や国民の生活は深刻な被害に苦しみ翻弄された 1 年でした。飯綱町においても大きな影響を受け、町民の生活は我慢を強いられ、沈滞がちで、地域経済もおおきな影響を受けました。新庁舎建設等の大型事業は予

定通りに進展しましたが、多くの事業が中止・縮小を余儀なくされ、予算執行は滞りがちで、結果的には決算において多くの剰余金を産み出すこととなりました。峯村町政は任期3年目が終わり、この間、強力に進めてきた地方創生関連の事業は、大きな成果をもって完成に近づきつつあります。近隣の町村には無いような立派な施設がほぼ完成し、利用に供されるようになりました。しかし、これで地方創生事業は終わった訳ではありません。これらの施設を活用して、住民福祉や人口増加等に役立て、住みよい豊かな郷土を築くことが必要です。くれぐれも管理費用の負担だけが残ったということの無いように願います。念願の新庁舎の建設は軌道に乗り、年内に着工され、令和3年度中に完成されることとなりました。周辺の整備もされた素晴らしい庁舎が建設され、一つになる飯綱町への強力な拠点となることを期待します。町政喫緊の課題は人口の減少問題です。人口1万人割れは目前に迫りつつあります。従来からいろいろな施策を打ち出してきましたが、なかなか成果が上がってきておりません。簡単に成果が上がる問題ではないと承知はしておりますが、悠長なことを言ってもいられないことは事実です。何とか成果の上がるような施策が望まれます。町政の3つの目標「日本一のリンゴ産地」「日本一女性が住みたくなる町」「世界に誇る産業振興」の達成状況は未だの感があります。確実な実行が困難な目標ではありますが、飯綱町にとってはどうしても実現したい目標ですので、具体的な成果の上がるよう頑張ってくださいと思います。飯綱町の基幹産業は農業ですが、3年続きで低迷する農業所得の向上を図ることが喫緊の課題です。儲かる農業を実現するには、行政と農家が知恵を出し合って努力することが必要です。リンゴ栽培は高所得が期待される農業ですが、栽培者の高齢化や跡継ぎ問題で栽培をやめる人が増加し、先細りになることが目に見えています。個人農家の小規模経営から、栽培の効率化、集団化等の施策が必要で、法人組織によるリンゴ栽培への進出がカギになるものと思われます。さらに、販売面の強化も含めて、せっかく存在しているふるさと振興公社の活用が一つのカギになるとおもわれます。令和2年度の行政施策は執行率の低いものが若干見受けられますが、おおむね手堅く執行されており、地方交付税や繰越金等の増加や経費の節約等により実質収支額では7億91百万円の黒字額となりました。これは、新庁舎建設資金の半分にも及ぶ多額の剰余金であり誠に喜ばしいことで

す。関係者の皆様ご苦勞様でした。剰余金は財政調整基金に5億円、減債基金に1億円を積み立てることとし、更なる財政基盤の強化に役立てられました。これは昨年に引続く好決算であり、関係者の皆様に謝意を表します。また、特別会計・企業会計とも、全て黒字決算となり、飯綱町全体としても好決算と認められます。コロナウイルス感染が世界を席卷し、日本でも大問題となっています。幸い飯綱町では今のところ感染者が少なくすんでおりますが、感染の脅威が無いわけではありません。また、日本国内の経済の混乱は大きく、この影響が飯綱町でも大いに心配されるところです。感染防止に向けて万全の態勢を取るとともに地元経済への影響を注視し、対策に怠りなきよう願います。補助金に対する歳入失陥についての問題ですが、これは令和2年度定期監査報告書で指摘いたしましたので、あえてここには掲げませんでした。計数については、先ほどから説明がありましたので省かせていただきます。

3歳出の部、(1)性質別、(ア)人件費。職員数は令和3年3月末で9名増の131名と大幅な増員となりましたが、前期末の10名の退職に伴う採用増で、ほぼ例年並みの職員数です。人件費が大幅に増加したのは会計年度任用職員制度が導入され、従来物件費に計上されていた臨時職員の賃金や、扶助費に含まれていた保育園に係る賃金が人件費に計上されたことと、臨時職員の待遇改善によるため(およそ3億円)、従来の人件費である役場正規職員の分はほぼトントンだったと思われます。今回の改正により人件費は実態を表し、本来の姿になったといえます。今後も人件費増加の心配は多分にあり、慎重な対応が求められますが、より良い町づくりのために人材の確保には十分に配慮願います。

(イ)物件費。コロナ対策の支援金の交付がいつまで続くのか不明ですが、早晚縮小されることは間違いありませんので、膨らんだ予算の縮小に備えることが必要です。新庁舎の建設で備品等の購入が増加しますが、創意と工夫で節減願います。

(ウ)維持補修費。老朽化するインフラの補修は今後の大きな課題であり、限られた予算の中で大変ではありますが、落ちの無いよう効率よく執行願います。緊急の案件としては、鳥居新橋の改修があり、大型案件で多額な費用が予想されますが、重要な橋ですので慎重かつ早急に取り組み願います。

(エ) 扶助費。扶助費の中に含まれていた保育園の会計年度任用職員の賃金が人件費に計上されることになった為、87百万円の大減となりましたが、その他はほぼ横ばいでした。高齢化や貧困化等が進展する中で、住みよい町を目指す飯綱町にとって扶助費の増加は避けられません。必要な予算の獲得と、落ちの無い執行が求められます。特にコロナ騒ぎで扶助費の出番は多いと予測されますので、必要な予算の獲得と落ちの無い執行を願います。

(オ) 補助費等。今回から下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、繰出金から、補助費へ鞍替えとなりました。特筆すべきはコロナ対策として、住民一人当たり10万円の特別給付金が給付されたことです(総額で11億円)。他の費用は病院事業を除いて前年並みか減少となり喜ばしいことです。病院事業はコロナ対策で患者が減少したことにより、補助額が増えたものです。やむを得ないものですが、1日も早い回復が待たれます。

(カ) 普通建設事業費。庁舎建設は順調に進み、第一庁舎は竣工を見ました。残すは第二庁舎のリニューアルと福祉センターの取り壊し、駐車場など周辺設備の整備などが残されています。全て順調に完成するよう配意願います。地方創生関連の設備は概ね出来上がり、昨年度より大幅に減少しました。多くは国の資金で出来ましたが、こんごの維持費はこちら持ちですので、負担の軽減に意を注ぐと共に宝の持ち腐れにならぬよう活用には万全を期してください。道路の改良費は増えていますが、五岳道路の改修時期が到来してきているためであり、五岳道路は綺麗になりました。他の町道の整備も怠りなく願います。

(キ) 災害復旧事業費。当町の災害は比較的少なく推移してきましたが、昨年度より豪雨による被害が多く発生し、復旧事業費も大幅に増加しました。今年度発生した災害の内23百万円繰越事業となりましたが、早期着工を願います。異常気象が続いている作今、災害には充分備えて欲しいと思います。

(ク) 公債費。新庁舎建設に伴う合併特例債の発行4億40百万円により、一般会計の町債の残高は4億16百万円増加しましたが、返済は順調に進み、特に利子の減少が続く、負担は軽くなって来ています。期末の町債の残高は、元金76億57百万円、利子1億35百万円。元金が増えています、利子が減っており、非常に負担が軽くなっており、

(コ) 繰出金。繰出金の対象となる4事業とも前年対比減少となるという快挙となりました。誠に喜ばしいことで関係者の皆様ご苦労様でした。

(2) 目的別、(ア) 議会費は問題ありません。

(イ) 総務費。不用額が1億83百万円と多額となっています。委託料・需用費・負担金・賃借料など随所に節約の跡が見られ、ご苦労さまでした。ただし、研修費は毎年のことながら執行率が低いです。今年度はコロナ対策もありやむを得ませんでした。来期こそは確実に執行できるよう願います。ふるさと創生事業による施設の整備はほぼ完了しましたが、活かすも殺すも今後の活用次第です。小学校の廃校を利用の「いづなコネクトEASTとWEST」の活用は活発になって来ており、初期の目的達成も近いと思われませんが、手を抜かず一層の努力を願います。住もうプロジェクト事業の相談や移住実績は芳しくありません。人口増は一朝一夕に結果が出るような事業であることは承知しておりますが、新たに発足させた人口増推進室を中心に力を結集して、実績が上がるよう一層努力を願います。人口1万人を割るまでに時間はありません。ふるさと応援寄付金は昨年度を大きく上回りました。ご苦労様です。返礼品などに若干の問題があるようですが、更なる努力を願います。

(ウ) 民生費。貧富の差が大きくなってきており、コロナにより生活弱者が増えてきている現在、最後の砦ともいふべき社会福祉費の役割は大きくなってきています。もちろん節約は必要ですが、支援が必要な人に対し取りこぼしの無いように願います。執行率の低い事業が散見されます。原因を検証する共に、事業の見直しを行ってください。

(エ) 衛生費。新型コロナウイルス感染症対策の最前線で、誠にご苦労様です。幸いにも当町では今のところ感染者が少なく、対策関係事業の執行率は軒並み低水準です。問題はないと思われませんが、今後いかなることが起こるのか、予想もつきませんが、油断怠りなく対応願います。全体での執行率、不用額とも期待水準をクリアしていますが、住民の健康に直結する健康増進関係の事業や各種検診事業の利用率が上がっておらず、執行率が低くなっております。健康寿命を延ばし、住みよい郷土を築くためには重要な事業ですので、周知徹底等に一層の工夫・改善を図ってください。

(カ) 農林水産業費。不用額の主なものは負担金・補助及び交付金の 20 百万円のほかには大きなものはなく、おおむね適正に執行されていますが、新規就農総合支援事業等の今後の農業発展のための事業の執行率が低いのは残念です。また、コロナ支援策として増額された農業振興負担金補助金が執行率 54.1%、不用額 6 百万円であったのも問題で、積極的な取組が必要です。

(キ) 商工費。飯綱町の基幹産業は農業ですが、それだけでは豊かな郷土の実現は困難で、所得向上のためには、商工業の発展が不可欠です。町内の商工業の発展を図るとともに、企業の誘致を図ることが望ましいと考えます。

(ク) 教育費。コロナ対策で執行率の低い事業がかなりの数に上りますが、やむを得ないものです。全般に経費の節減に努力いただき感謝いたします。飯綱町の幼稚園から始まって中学校までの教育体制は、かなり充実しており、他の市町村と比較しても決して劣るものではありませんが、さらにより良い体制を整えて、有為な人材を育てるとともに、ひいては移住人口増加につなげていけるよう頑張ってくださいと思います。学校教育で懸念することは、不登校の児童が増えてきていることです。特に中学校で増えています。解決が困難なことは承知しておりますが引続き丁寧な対応をおねがいします。いじめ問題についても手を抜かず丁寧・迅速な対応をお願いいたします。

(4) 地方債の状況。新規に起債された主なものは、新庁舎建設(合併特例債 4 億 40 百万円)、道路関係(1 億 04 百万円)、学校設備関係(55 百万円)、防災(89 百万円)、地方創生関係(1 億 74 百万円)、臨時財政対策債(1 億 45 百万円)等です。いずれも必要な事業ですので、起債は妥当です。

(5) 飯綱町全体の地方債の状況。一般会計では増えましたが、下水道事業・病院事業・水道事業では減りましたので、合計では 1 億 81 百万円減の 140 億 30 百万円となりました。一般会計での町債の残高は増加しますが、企業会計での返済は順調で合計の町債残高は順調に減少しており、令和 3 年度も減少する予定です。病院事業では今期は設備投資が少なかったことにより、2 億 46 百万円も残高を減らすことが出来ましたが、今後はコロナ対策による業績低迷と、

老朽化する設備の改修や高額な医療機器の購入などが予測されます。残高を減らすためには設備投資のいかに左右されますので、効率よく設備投資を進めることが望めます。水道事業では、今のところ大きな設備投資が無いことにより、残高を順調に減らしてきました。このままいけば今後 10 年足らずで完済できるところまでこぎつけてきましたが、老朽化する管路や浄水場の改修が避けて通れなくなって来ており、懸念されるところです。下水道事業では、農業集落排水の公共下水への繋込みにより、長期的には経営の改善は見込まれますが、工事が必要で新規借入が発生する予定です。

(9) 資金運用状況。超低金利の現状では良くやっただきました。平成 29 年度より基金の運用先を証券会社などに拡大しました。その結果、大幅な運用利益を挙げることが出来ようになりました。高金利で運用できて誠に結構ですが、債券投資は値動きがありますので運用状況の把握に万全を期し、安全性を第一に、収益性を見極めながら慎重に運用願います。

第 3 特別会計決算。(1) 国民健康保険事業。歳入は減少したものの、療養費などの減少により、経常収支は黒字となりました。基金への積立は出来ませんでした。51 百万円の繰越金を確保、次年度の活動資金としました。不能欠損額が、25 万円程増えたのは残念ですが、収入未済額が 3 百万円の減となり努力の跡が見えます。ありがとうございます。総じて良好な決算といえます。関係者の皆さんご苦労様でした。

(2) 後期高齢者医療。被保険者 1 人当たりの医療費は 839 千円で、前年度より 21 千円増加し、長野県の平均 819 千円を上回り、高い方から 23 番目（前年 39 番目）となりました。少なくとも県の平均になるよう頑張りたいところです。今のところは健全経営を維持しておりますが、団塊の世代が 75 歳以上になるのを目前に控え、後期高齢者医療特別会計の負担はますます重くなるのが予測されます。今後も医療費削減のため健康寿命を延ばすための対策の強化を願います。なお、後期高齢者医療の負担金は一般会計でも負担しています。令和元年度 1 億 40 百万円、令和 2 年度 1 億 30 百万円。これは後期高齢者の療養給付費の総額の 1/12 が県から請求されるものです。今のところ、横ばいで推移しており助かっていますが、今後の増加が懸念されます。

(3) 介護保険事業。今までは優良特別会計でしたが、年々厳しさを増してきている決算状況のなかで、とうとうギリギリのところまで来てしまいました。これから75歳を超える団塊の世代が間近に控えているだけに、先行きが懸念されますが、基金残高が2億45百万円もあることは心強い限りです。有効に活用願います。保険料の収納率は年々上昇してきており、今期は不能欠損額・収入未済額も減少しております。ご苦労様でした。コロナ騒ぎで徴収は困難でしょうが、頑張ってください。

(4) からまつの丘地区汚水処理場管理事業。現状は何の問題もない優良特別会計です。ただし、経年劣化による設備の補修が今後増加することが予想され、いかに備えるかが課題です。

(5) 住宅地造成事業。原田地区の土地購入については、当初危惧する声がありましたが、当初計画通りに進展していることは、誠に喜ばしいことです。移住者の住宅が不足している現在、計画の速やかなる達成を願います。

(6) 訪問看護ステーション。優良な特別会計です。歳入面では医業収入は横這いでしたが、介護収入が5百万円増加した事により、歳入は増加しました。一方、歳出面では会計年度任用職員を含めて職員手当が7百万円の減となりましたので実質収支は12百万円の黒字と大幅増益となりました。

第4企業会計決算、1飯綱町病院事業会計。医業収益は新型コロナウイルス感染対策で大きな影響を受け大幅な減収となりました。しかしながら、医業費用では人件費が66百万円増加しました。人件費の増加は働き方改革により臨時職員の給与が増加したことと、人員の増加が要因で、医業外費用がコロナ対策の増加で思うように減らなかったことが要因です。しかたがないとは言え、ダブルパンチを食らった格好です。収益が減り費用が増えたことにより、大幅な減益となりました。一般会計からは通常の補助金に加え、コロナ対策を含めて増額して、5億05百万円支援しましたが23百万円赤字となってしまう、連続していた黒字決算も途切れてしまい残念でした。資本的収入支出ですが、1億18百万円の資金不足となり、過年度の留保資金で補填しました。その結果、期末の現金保有高は64百万円となってしまう、今後の資金繰りはかなり窮屈となりました。総評。コロナという未曾有の災難の中で、奮闘していただいている院長先生は

じめ先生方や、役職員の皆様には深く感謝いたします。コロナはいつ終息するのか予断は許しませんが、引続きよろしく願いいたします。

2 飯綱町水道事業会計。総評。給水人口の減少というアゲンストの風が吹く厳しい条件の中ですが、収支は安定してきており、期間損益については心配のないようになってきております。ただし、設備の老朽化が進展する中で、補修費用の増大は避けられない状況になって来ております。特に牟礼地区では、有収率 64%と極めて低い水準になっており、漏水が大規模になってきていることが推測され、原因の究明と対策に万全を期すことが必要です。今後多額になると予想される浄水場や管路の補修費の調達の足しになるように料金改定等による増収策を考える時期が到来しているものと思われまます。また、日頃から未収金の徴収業務には大変な努力をいただいておりますが、牟礼地区で 781 万円、三水地区で 282 万円、合計 1,063 万円の過年度未収金を抱えておりますので、一層の徴収努力を願います。

3 下水道事業会計。令和 2 年度から今まで個別で管理していた、公共下水道、農業集落排水、小規模農業排水、個別排水事業をまとめて公営企業会計を導入するということになり、初めての決算となりました。これにより、業績向上というようになるのはまだ先のことですが、実態が良くつかめるようになり、管理もしやすくなりました。下水道使用料は 1 億 61 百万円、対する処理場費や総係費・管渠費等の通常経費は 1 億 35 百万円、ランニングコストは賄えるようになりました。しかしながら、4 億円にも上る減価償却費を補うことは到底不可能で、一般会計からの補助金は、企業債の返済が続く限り、無くなることを期待することはできません。袖之山と牟礼西部の公共下水への繋込みは終わりましたので、コスト削減は期待できますので、今後の動向に期待します。農業集落排水の公共下水への繋込みはまだ計画があるようですが、資金の状況を見ながら早晩の着工を望みます。

以上、令和 2 年度における一般会計、特別会計、及び企業会計歳入歳出決算審査の意見とします。なお、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、上記監査の結果に基づく改善措置・対策を講じ、その内容を 1 か月以内に監査委員へ文章による通知を求めます。また、改善措置・対策通知を受けた事項は公表いたします。

○議長（大川憲明） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

◎議案第 63 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 日程第 15、議案第 63 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 63 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 63 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算第 4 号は、本年度の普通交付税の決定、ふるさと応援寄付金の増、令和 2 年度決算を踏まえての繰越金等、これらを主な財源とした増額の補正予算でございます。それでは、議案書並びに議案の提案説明書 3 ページをご覧ください。

補正の概要でございますが、既定の予算に 5 億 8,696 万 6 千円を追加し、補正後の予算額を 89 億 7,370 万 3 千円とするものでございます。また、過疎対策事業債の追加、臨時財政対策債の確定等に伴う地方債の補正を計上しております。過疎対策事業債いわゆる過疎債につきましては、充当内容等を整理した計画表を補足資料として本日お配りいたしましたので、後ほど説明させていただきます。

では初めに、歳入をご覧ください。主な内容を申し上げます。本年度の普通交付税が決定しましたので 10 款地方交付税で 4 億 9,475 万 8 千円を増額、新型コロナウイルスに係る交付金、補助金など 14 款国庫支出金で 1,584 万 4 千円を増額、ふるさと応援寄付金で 17 款寄付金を 2 億 1,921 万 9 千円増額、決算に伴い 19 款繰越金で 5,665 万 9 千円を増額、過疎対策事業債を計上するなど 21 款町債で 6,890 万円を増額し、18 款繰入金では財源調整で財政調整基金繰入金など 2 億 6,930 万円を減額しております。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。4 ページをご覧ください。

2 款総務費では、公有財産維持管理費で公共施設等総合管理計画の改訂に係る委託料を 500 万円増額、ふるさと応援基金積立金を 7,887 万 2 千円増額、ふるさと納税事業費で返礼品に係

る費用などを計1億4,034万7千円増額。

3款民生費では、地域福祉推進事業でいづなコネクトWESTのパワリハに係る費用を計175万7千円増額、介護保険事業で特別会計への繰出金を176万9千円増額。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で計1,622万8千円を増額。

5ページになります。6款農林水産業費では、農業振興負担金補助金で荒廃農地利活用促進交付金を200万円増額、世界に誇る力強い産業形成事業でりんご貯蔵用プレハブ冷蔵庫に係る備品購入費を550万円増額、地域農業振興人材確保事業で地域活性化起業人派遣の負担金326万2千円を増額、町単土地改良事業で普光寺舟久保地区の緊急自然災害防止対策事業に係る工事請負費など計1,600万円を増額、農業集落排水事業費では支出科目の変更をしております。

7款商工費では、商工振興対策事業で新型コロナに係る食品製造・小売業の事業者への給付金などで1,000万円を増額、東高原ゾーン整備事業で新型コロナに伴う指定管理施設、維持支援の費用を980万円増額。

8款土木費では、道路新設改良費で芋川地区の町道の狭隘部分の改良に係る工事請負費を500万円増額、公共下水道費では支出科目の変更をしております。

10款教育費では、新型コロナに伴い発達支援・5歳児相談事業を計244万円減額、小学校、中学校の管理費で会計年度任用職員である教員の共済費が不足することから計780万円を増額。

6ページになります。11款災害復旧費では、6月豪雨に伴う農地災害復旧費で220万円を計上しております。

12款公債費では、利率の高い借入について繰上償還をしたいことなどから2億1,050万円を増額。

14款予備費では、6,563万9千円を増額し、財源調整いたしました。

過疎債につきまして、議案第63号補足説明資料「令和3年度 過疎対策事業債充当計画表」をご覧ください。ハードで3事業、計4,260万円を計上いたしました。いずれの事業も当初予算においては一般公共事業債を予定しておりましたが、今回、有利な過疎債に振替しておりま

す。ソフトでは7事業、計5,280万円を計上いたしました。いずれの事業も当初予算に計上しており、財源振替するものです。過疎債ソフト分については、現在、当町の発行限度額（配分額）は3,900万円となっておりますが、全団体からの要望総額が国の計画を下回った場合は、要望額の多い団体に配分調整がされ、配分額が上がる可能性があるため、上限の3,900万円ではなく5,280万円を要望しております。これに伴い今回の補正予算には要望額である5,280万円を計上いたしました。過疎債ソフト分の発行額は、今後の配分結果により、変更があり得ることをご了承いただきたいと思います。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 過疎債の関係は初めて予算に反映させていただき、今の総務課長の説明に尽きるんですが、上の工事の起債は交付税措置があまりない借金を予定していたのを過疎債に変え、事業費100%の借入に対し7割を交付税措置してくれる有利な起債に振り替えたということ。下のソフトの関係は、自前のお金で予算措置していたものが過疎債を使ってよいということになったもので、3割は自前でやりますが7割が国で措置されると。こうなると一般財源の懐はありがたいことになる。ただ、注意して職員にも言っていますが、ご覧をいただいたとおり、すべて三水の関係の事業や工事です。ですので、三水地区は過疎債の対象でいいな、牟礼地区は過疎債の対象にならないので云々など、こういう話は一切しないつもりですし、なし。たまたま財源として有利な措置があったものでこういう措置をしたのだと。これは是非ご理解いただきたい。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 64 号から議案第 67 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 16、議案第 64 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 17、議案第 65 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 18、議案第 66 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 19、議案第 67 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、

以上 4 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 4 件の提案理由の説明を求め、最終日 9 月 24 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

議案第 64 号から議案第 67 号の提案理由の説明を求めます。

藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 64 号・第 65 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第 64 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。それでは、議案書と議案の提案説明書 6 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 1,330,358 千円に歳入歳出それぞれ 19,806 千円を増額し、補正後の予算額を 1,350,164 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、前年度繰越金額が確定したことにより、歳入では繰越金、歳

出では予備費をそれぞれ 19,806 千円増額するものです。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。

続きまして、議案第 65 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。こちらにも議案の提案説明書 6 ページ下段で説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 168,798 千円に歳入歳出それぞれ 56 千円を減額し、補正後の予算額を 168,742 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、前年度繰越金額が確定したことにより、歳入では繰越金、歳出では予備費をそれぞれ 56 千円減額するものです。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 66 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 66 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 7 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書より説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 1,784 万 4 千円を増額して補正後の予算額を 12 億 6,568 万円 6 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、令和 2 年度の清算による追加交付金として介護給付費負担金で 637 万 3 千円、地域支援事業費交付金（現年度分）で 105 万円、地域支援事業費交付金（令和 2 年度の清算による追加交付金）で 432 万円、繰入金で 176 万 9 千円、前年度の決算による繰越金を 433 万 2 千円、それぞれ増額しております。

歳出では、総務費・地域包括支援センター費へ 281 万 9 千円、介護給付費準備基金積立金へ 1,141 万 8 千円、令和 2 年度地域支援事業（支払基金）負担額の確定により還付金を 310 万 7 千円、予備費 50 万円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第67号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第67号 令和3年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）

の提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の7ページ下段をお願いします。

補正の概要ですが、地方公営企業法第17条2の規定による資本的収入の一般会計繰入金の科目変更とマンホールポンプ交換工事のための資本的支出の増額です。繰入金の科目変更については町から他会計出資金で繰入されていたものを他会計負担金に振替えるもので金額の増減はありません。繰入金の使用用途について、町から出資金、負担金、補助金等で繰出ししていただけていますが、今回、出資金として繰入れをしていたのですが、負担金で対応することが妥当と公認会計士から指摘がございまして、振替を行うものでございます。また、マンホールポンプの交換工事については、福井団地での汚水をクリーン飯綱の処理場に送る2台のポンプのうち1台の故障により、早急に直さなければ輸送ができないということで、交換工事を行うものです。

主な補正内容ですが、資本的収入支出で、収入は、他会計負担金1億1,415万6千円の増額、他会計出資金1億1,415万6千円の減額。支出で、工事請負費750万円の増額です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で、説明を終了します。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第20、議案第68号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第68号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由の説明をさせていただきます。議案の提案説明書 8 ページをご覧ください。なお、これ以降の説明のなかで、飯綱町過疎地域持続的発展計画を過疎計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を過疎法と省略して読み替えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

提案理由でございますが、過疎法の施行に伴い、三水地域が一部過疎に指定されたため、過疎計画を策定するものでございます。過疎法には過疎の要件が規定されており、その要件の一つに、平成 2 年から 27 年の 25 年間で、人口減少率が 21%以上減少し、かつ、平成 29 年度から令和元年度の財政力指数の平均が 0.64 以下というものがございます。三水地域の平成 2 年の人口は 5,879 人、平成 27 年の人口は 4,494 人で、25 年間の減少率は 23.6%で過疎法の 21%以上という要件に合致し、飯綱町の 3 年間の平均の財政力指数は 0.28 で、過疎法の 0.64 以下という要件に合致していることから、三水地域が一部過疎に指定されたものでございます。ちなみに県内の過疎地域の指定状況は全部過疎が 29 市町村、一部過疎が 7 市町村となっております。

過疎計画の主な内容でございますが、基本方針につきましては、第 2 次飯綱町総合計画に準じ「あふれる自然、共に豊かな暮らし創生」としております。

計画内容につきましては、過疎計画書冒頭の目次のページをご覧ください。過疎法に基づき、「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「12. 再生可能エネルギーの利用の推進」まで 11 の分野で課題と対策、事業計画について記載しております。このうち、過疎法に基づき、新たに追加された内容が 4 点ございます。一つ目は「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、二つ目は「地域における情報化」、三つ目は「子育て環境の確保」、四つ目は「再生可能エネルギーの利用の推進」でございます。

過疎計画書の 17 ページ下欄に、産業振興促進区域及び振興すべき業種と記載しております。これは、過疎地域内において一定の事業資産を取得した事業者に対する固定資産税の課税免除、所得税及び法人税の割増償却を認められる業種が記載されています。計画書に記載されているとおり、業種を製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業としております。なお、

固定資産税を課税免除する税条例の改正については、今後予定しております。

計画書の 48 ページ以降には、過疎地域持続的発展特別事業分を記載しています。これは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる、地域社会の実現を図るためのソフト事業の一覧でございます。先ほど総務課長から説明があった過疎債の充当事業のソフト事業もここに記載されています。例えば、48 ページの用水維持管理事業とか、50 ページの子育て応援祝い金事業など、基本的にはこの過疎計画に記載している事業が過疎債の対象になります。

そして、この過疎計画から、新たに持続的発展に関する目標及び評価を記載しております。人口に関する目標につきましては、令和 8 年度の人口目標を町全体で 10,000 人の確保、三水地域で 4,000 人の確保としています。

また、過疎計画は第 2 次飯綱町総合計画と整合性を保ちながら策定していることから、過疎計画の達成状況の評価については、総合計画と併せて町の行政評価制度により実施してまいります。事業結果を評価するだけでなく、PDCA サイクルに基づき、その評価結果を改善・改革に繋げていきたいと考えております。

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

過疎計画については、過疎法第 8 条第 7 項の規定に基づき、長野県との協議を行い本年 8 月 13 日に協議が整いましたので、過疎法第 8 条第 1 項の規定に基づき、過疎計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 68 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 69 号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 21、議案第 69 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 69 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 69 号 工事請負契約の締結について、提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 8 ページ下段をお願いします。

工事名は、令和 3 年度 道路メンテナンス事業 鳥居新橋修繕工事です。

工事場所は、飯綱町大字牟礼 鳥居新橋 町道 K 1 - 6 号線です。

工事内容は、前回、床版部分の工事を行った役場横の鳥居新橋の橋梁、梁の部分と橋の両側の支承部分について修繕工事を行うものです。主に当て板や部材交換による補強と梁の塗装、支承部の補修工事です。交通制限等はいかならない予定です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札です。

契約金額は、5,500 万円税込みです。

契約の相手方は、住所 飯綱町大字芋川 1098 番地、氏名 村松建設株式会社 代表取締役 村松むつ代。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 69 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（大川憲明） 日程第 22、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 23、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

9月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 7分

令和3年9月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和3年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年9月3日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第53号 令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第54号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第55号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第56号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第57号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第58号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第59号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第60号 令和2年度飯綱町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第61号 令和2年度飯綱町病院事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 令和2年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
総務課長	徳永 裕二	企 画 課 長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住 民 環 境 課 長	藤沢 茂行
保健福祉課長	永野 光昭	産 業 観 光 課 長	平井 喜一朗
建設水道課長	笠井 順一	教 育 次 長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	大川 和彦	総務課課長補佐	清水 純一
財 政 係 長	近藤 久登		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨本 克裕	事 務 局 書 記	関 竜典
---------	-------	-----------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第53号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第1、議案第53号 令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質疑については、歳出から款ごとに行います。

それでは、質疑を行います。

第1款 議会費、質疑のある方はおられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。全体に関わることなので最初に聞いておきたいと思ったのですが、今回の決算報告書は、少し見ただけではあれですが、字が以前の決算書に比べて非常に細かい気がします。どういう配慮でこうされたのかをお聞きして、要望とすれば、以前と同じぐらいの字の大きさにしてもらいたいのですが。

○議長（大川憲明） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） お答えいたします。決算書の文字が小さくて読みにくいという件ですが、これは財政のシステムで作成しておりますので、どうしてもこのサイズになってしまいます。ここ数年、このようなサイズで提出をしていると思いますが、大きくできるものであれば、検討していきたいと思っております。どうしてもできない場合はご了承願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） それでは、第1款議会費、決算書38ページから40ページ。質疑のある方はおられますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行します。次に、第2款総務費、決算書40ページから81ページ。質疑のある方はおられますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは進行いたします。次に、第3款民生費、決算書81ページから109ページ。質疑のある方はおられますか。清水議員。

○10番（清水満） それではお願いしたいと思います。ページで申し上げますと、決算書の101ページ、それから行政報告書の282ページです。

ここで質問をさせていただきますが、子育て支援センター費の関係で、なかよし広場施設利用状況が出ております。令和2年につきましてはそこにも書いてありますように、4月と5月はコロナの関係で休んだということで、少なくなっております。

それはともかく、まずお聞きしたいのは、町内の利用者数と町外の利用者数をお願いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。なかよし広場ですけれども、基本的には町内の親子を対象にしておりますので、ほとんどが町内親子という形になります。申し訳ございませんが、細かい数字については手元にありませんので、申し上げることができません。基本的に、この事業については町内者ということで実施をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 清水議員、よろしいですか。できれば最初に言ったように、自分の担当している委員会で付託されるのだから。

○10番（清水満） いえ、これは町長にも聞いてもらいたいことがあるから聞いています。

○議長（大川憲明） それでは分かりました。どうぞ。

○10番（清水満） 数字は今、細かいことが分からないということですが、町外の皆さん

がいることには間違いありませんよね。そこで、料金の設定は、町内・町外で同じか別々か。当然、私の思うところで行きますと、町外のほうが高いのではないかと考えておりますけれども、どういう料金体系かお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。今、ご質問のなかよし広場につきましては、イベント事業の一環ですので、基本的に使用料、利用料等、料金が発生するものではございません。

新しくできました施設については、利用の仕方によっては料金が発生しますが、これらの事業についてお金を頂戴しているものはございません。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 今、なかよし広場のみのご説明ですけれども、それでは子育て支援センターも含めて、どういう状況になっているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 新しくできました施設で料金を頂いておりますのは、子どもさんを預かる託児の利用料のみです。これにつきまして、町内外者で差はございません。1回の利用で100円という料金を徴収しております。

ただ、これにつきましては、本年度の利用の状況を見る中で、今、検討をさせていただいております。町内外の利用者の人数とか利用の状況等を十分把握した上で、必要であれば見直し等をしていきたいと考えてございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 私の基本的な考えは、料金にやはり多少差をつけるべきではないかと考えております。誰にも聞いてありませんので分かりませんが、多くの皆さんはそう思っているのではないかと思います。施設にもお金をかけていろいろ町で作り上げたものを、町外と町内の皆

さんの差がないことに対しては多少の疑問がございます。これから検討するという話がありましたけれども、十分検討をして、差をつけないなら全員が納得できるような説明をぜひお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 考え方によりけりだと思うのですが、正直言って、私ども平出地区の子どもさんたちは、夏などは長野市のプールや体育館の利用が非常に多くありました。私も須坂のプールに1回見に行ったのですが、年齢で割引はありましたけれども、あなたが須坂市の住民であるか、どこの人であるかということは、全く関係ありませんでした。

私は少なくとも、長野広域として、一緒にいろいろなことを連携中枢でやっている地域が、施設によりけりですけれども、決して差をつけないということも十分ご理解をしていただけるのではないかと思います。ましてや温泉などは、長野市から来た人から1,000円もらって、飯綱町の方は500円だとすると、恐らく7割8割は長野市のお客さんですので、キャンセルを食らうのではないかと思います。

ご指摘の点については、もう一回、施設の利用を条例で定めますので、検討したいと思います。

○議長（大川憲明） ほかによろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） ないようですので、進行いたします。次に、第4款衛生費、決算書109ページから123ページ。質疑のある方はおられますか。清水議員。

○10番（清水満） これも、委員会だと議長に言われるかもしれませんが、重要なことですので、町長にもお話を聞いていただきたいということで質問させていただきます。決算書の121ページです。そこに、北部衛生施設組合費で2,600万円余のお金が出ております。

皆さんご存じのとおり、焼却炉の関係につきましても、長野広域でやっておりますし、残されたのが、し尿処理の関係のみでございます。具体的に申し上げますと、飯綱町のし尿関係の

施設等につきましては、確か全体の90%強ぐらい入っていたと思いますが、1割弱はまだ北部衛生施設を利用させていただいておるといことです。

しかし、この施設もかなり老朽化してきて、私があそこの役員になっているときには、直すか作り替えるか検討していかなければいけないということで議論をされてきておりました。その後、議会全体への説明が細かくないわけでした、できれば今後の考え方等を、ぜひこの機会にお聞かせ願えればと思っております。

私は、信濃町とも隣の町村同士で行き来もあるし、病院も使ってもらったり、いろいろ関係もありますので、即やめろという考えではないですが、できたら早い時期に結論を出していただいて、もし作るなら効率を上げて、お金のかからないいいものを作っていくことも考えていかなければいけないと思います。その辺のお考えをお聞かせ願います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議長当時、清水さんは北部衛生の監査をやっておられたので、内容についてはよく承知をされている事項だと思います。まさにご指摘のとおり、大変な課題になっておまして、北部衛生のし尿処理の施設自体が、令和6年ぐらいまで持てばなんとかかという段階に来ておりますので、いずれにしても、令和6年ごろまでには、どういう処理をするかを両町で検討しているところでございます。

方向としては、同じような施設を作って、共同でやっていくには経費がかかり過ぎるので、お互いに現有している公共なり農集なりの施設に運び込んで処理をする方向がベターではないかという方向にはございます。いずれにしても、急いで検討して方向を出して決めていくと。

ただ、それまでには北部衛生自体をどういう処理にしていくのか。あそこにいる職員の後の身分は一体どうしていくのか。施設の取り壊し経費の負担区分を、両町は一体どういう区分でやっていくのか。そういう検討事項も多くございます。その辺については、北部衛生の議員さんのほうにも、少し話を始めたところです。今年度中には、たぶんかなり詰まった話を、この本議会にも説明する機会があるだろうと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、進行いたします。次に、第5款労働費、決算書123ページ。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。第6款農林水産業費、決算書123ページから148ページ。質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。行政報告書でお願いします。行政報告書の203ページ、飯網の里ブランドづくり事業の関係でお願いします。

この中に、飯網町推奨品制度の認定というものがあります。これは過去を追っていくと、平成28年に65品目だったものが平成30年に49品目になって、そこから特に変化がないということですが。

町では農畜産物の付加価値化を推進して、この加工品をいろいろな取組で今、推進されていると思いますが、その先の推奨品制度にどのようなメリットがあるか、もしくはメリットがあっても生かし切れていないのではないかと感じますので、その辺りをお伺いします。

また関連で、206ページに、この推奨品に関してアップルミュージアムでも推奨品の物を販売しているということですが、そこでの販売実績が分かれば併せてお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、特産品開発の新事業ですけれども、たまたま令和2年度は2件でした。本年度に入りまして、例えばジェラードやアイスクリームのようなものも新たに申請が出てきております。

推奨品につきまして、町の推奨品として登録していくことは、町として新たに町外に向けて発信する一つの手段としまして、今後もこういう推奨品制度を特産品開発と絡めながらさらに充実させることで、町を認知いただく一つのツールとして捉えながら進めてまいりたいと考え

ております。

もう一点、アップルミュージアムでの推奨品の販売実績ですが、今、細かいデータがありませんので、後ほど示させていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） この推奨品制度に関して、例えば事業者の皆さんにどのような方法で案内をしているか。また、その推奨品に対しては、こんなメリットがありますなど、どのような案内をしているかを改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） すみません。今までと同様の周知と申しますか、そういうことでしか案内をしておりません。特別これに力を入れて今まで進めてきていなかったように思います。今後、さらに登録していただけるよう見直しを行う形で推進をしてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは進行いたします。次に、第7款商工費、決算書148ページから155ページ。質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 行政報告書239ページの産業交流事業の関係をお願いいたします。課題というところで、イベント販売のみで終わっていて、次につながっていない。来町になかなかつながらないという課題が、追ってみますと、平成27年から6年間同じ課題が挙げられております。

この産業交流は、販売に関してはとても好評で、列になって並んでいるというお話を伺いますので、もしかしたら、来場者が求めている方向性と少しずれがあるのではないかと思います。最終の目標設定を来町というところにしておいたままでいいのかどうか。

例えば、来場された方が、居ながらにして地方のおいしい物を楽しみたいという方が多いと

すれば、産直みたいなものに魅力を感じている方がいるとしたら、物販へしっかり誘導する。みつどんマルシェの案内をしっかりとるか、そういったほうが効果的ではないかと思います。もしくは、毎年このイベントに来るのを楽しみにしているとか、飯綱町と聞くと少し親しみを感じてくださっているという方だとすれば、ふるさと納税のほうへ誘導するとか。

今年は交流事業がなかったということですが、例年、現場でのお客さまとのやりとりの中で、どんな反応があるのかという報告があったかどうか、またその分析について、どのようにされているのかをお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、なかなか販売につながっていかなかったということですが、議員さんがおっしゃるように、やはり目的をきちんと持って、どのように交流をしながら販売につなげていくかを考えております。

今までどおりパンフレット等を配って、来ていただくことも大事ですが、昨年のように、コロナで行き来ができなくなったときに、どういったことができるかということで、みつどんマルシェなどのECサイトで販売につなげようとしてきたわけですが、やはり開設してすぐ販売につながるかというと、なかなかそんなわけにはいきません。

今も、どういうふうに周知して、認知していただけるか、頭を悩ませております。本年度も昨年同様、行き来ができない状態でございますので、産業交流の先方からも、本年度は厳しい状況ということでお断りの通知などをいただいておりますので、もう少しホームページなどを活用しながら周知をして、昨年以上に産業交流として実績が残せるように実施してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） ほかに。樋口議員。

○11番（樋口功） 報告書の234ページから235ページにかけてです。町の商工業の発展ということで、町は平成元年から空き店舗の活用者、新しく事業を始める者に補助金の制度を作っ

くれました。商工会に聞きますと、希望される人の電話の問い合わせが非常に多くなっていると聞いております。実際にここでも、2年度からだいぶ利用者が増えてきているということです。商工会の方からは、使いたいという人がもっと多いと感じているという話を聞いております。

この辺について、こういう制度が町にはあるというPRの方法も大切かと思えます。増えているのでいい方向にある、喫茶店もできたとかいろいろな話を聞いております。もう少しPRの方法もうまくやっていただければと思うのですが、現状はどのような方法で知らしめているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。現在の周知方法としましては、町のホームページ、それから商工会を通じての紹介ということで行っております。今後、どのような形で広報をしていけばいいのかをもう少し研究させていただき、進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） ほかに。渡邊議員

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊です。行政報告書238ページの辺です。今、町内でも新型コロナウイルスに対する営業不振や収入減等で、行政や関係者が苦慮しておられると思います。そういう中で昨年もここにあるように、いろいろな事業に取り組んできたと思います。

238ページに、地域支えあいプラスワン消費促進事業でそれぞれ挙げられている中で、商品券の配布事業の使用率は最終的には97%ということですが、②の飲食店等応援チケット発行事業と③の宿泊券配布事業は最終的に使用率がどのくらいだったのか、もしお分かりであれば。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。飲食店等応援チケット発行の使用率ですけ

れども、こちらは1事業者がこのチケットを販売したその実績によって、町は支援をしたもので、実際に販売されたチケットについてはほぼ使われたものと考えております。また、販売数につきましては、2万冊のうち1万2,670冊が実際に販売されましたので、63.3%ほどの販売実績となっております。

それから宿泊券の配布事業です。1事業者に一律68枚を配布しまして、実際に15事業者に参加していただき、573枚のチケットが使われたものです。使用率は56%ほどとなっております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。第8款土木費、決算書155ページから164ページ。質疑のある方はおられますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に第9款消防費。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 防災無線の受信機の関係です。防災無線の受信機の個別の更新は、何%まで更新ができたのかをまず確認させていただきたいと思います。行政報告書の85ページです。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。個別の受信機の関係ですが、行政報告書85ページの中ほどにあります。3,800台更新予定ということで計画をしておりましたが、3,119台ということで、昨年度末で82.1%という更新の割合となっております。

今も度々、まだ更新されていなくて古いので聞こえないという状況でご相談にみえる方もいらっしゃると思います。ただ、新年度に入ってから更新されている方はそんなに多くはいらっしゃらないと思いますので、今のところおおむね82%から83%更新されていると思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番(伊藤まゆみ) 防災の観点から見ても、このパーセンテージで良いとお考えでしょうか。

それとも、もう一回り周知をして、入っていない方がまだ17%ほどあるわけですが、ここまでいらっしやらないのかもしれませんが、その点はどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長(大川憲明) 徳永総務課長。

[総務課長 徳永裕二 登壇]

○総務課長(徳永裕二) 3,800 は計画の数でして、実際に設置が必要なお宅が、すみません、はっきりした数を把握しておりませんが、もう少し少ないかと思えます。ですので、実際に必要なご家庭に設置されているという面で行くと、率としては高くなっていくかと思えます。

本当に緊急の際にお知らせする大切な手段であることは皆さんに何回もお知らせをしてきているわけですが、やはりどうしても設置をしたくないという方もいらっしやって、そういう方には無理やり付けるわけにもいきませんので、設置ができていない状況もあるわけです。今後も、この個別受信機の設置については、引き続き周知をしていきたいと思っております。

情報伝達という面では、この防災無線の個別受信機に限らず、今、いろいろな手段でのお知らせの方法も取っておりますので、そういった方法を周知していくなど、いろいろな面で住民の皆さんに必ず伝わるような方法を、しっかりまた検討して進めてまいりたいと思えます。

○議長(大川憲明) ほかに、第9款消防費について質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大川憲明) 進行いたします。次に、第10款教育費、決算書168ページから208ページ。
荒川議員。

○8番(荒川詔夫) 質問をいたします。行政報告書で説明をさせていただきます。行政報告書の304ページについて伺います。まず、今般の行政報告書については、昨年より訂正箇所が随分多いという感じを率直に受けました。

304ページの一番下段、年度別小学校不登校児童生徒数の表の、R2年度の小学校と中学校

のトータルが全部訂正されております。私もきちんと訂正しました。

また、その下の今後の課題ですが、中学管理費の教育振興費共通の一番上段では、不登校傾向にある生徒については、昨年度から10名の増となりましたと書いておりまして、私が読む限り、上段の表と、ただ今申し上げました課題が全く意味不明です。

まず、このどちらが正しいのかをお伺いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。訂正ということで大変申し訳ございません。ここにつきましては、例年国で実施しております長期休業者の調査の数字です。その中に、病気とか不登校とか理由別に数字を作っていくわけですけれども、訂正前の数字については、担当のほうで長期休業の全体の数字を挙げておりました。訂正させていただきました数字については、不登校という定義に基づいた理由での数字でございます。

なお、ご指摘の10名増という数字につきましても、本来訂正すべきところですが、申し訳ございません、見落としておりました。以上です。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 引き続き、関連して質問します。今後の課題の一番下の記述に、不登校傾向の児童生徒については家庭環境を含めて複雑で多様なケースが背景にありますと総括されております。一面、非常に上手な表現をしていると私自身は感じました。

しかし、不登校の背景はおっしゃるとおり、非常に複雑多様なケースというのはそのとおりですが、もう少し学校の教育環境や体制というところに関連していないか。例えば具体的に申し上げますと、小学校課程から中学校課程に進むときの教育ギャップというものが本当に不登校に関係しているかいないか、その辺りをまずお聞かせいただきたい。

同時にもう一つ、小学校課程6年、でも中学に進級する間に習熟度と申しますか、よく分からなくて中学に進学する背景による不登校もいろいろ危惧されていると思っておりますけれども、そういうところが全く報告にない。家庭環境を主体とした背景等を前面に出して、皆さん

方の所管の学校教育環境に本当に問題がないのか、その辺りはどうでしょうか。お聞かせください。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。私からは、不登校として申し上げた数字の学校での分析といいますか、どのような理由で不登校と捉えたかを申し上げさせていただきます、全体的なことについては、教育長から後ほどご答弁いただくことにします。

まず、不登校です。何度も申し上げておりますが、ここで挙げました数字は、調査における不登校の定義に基づいた数字です。この調査の不登校の定義は、不登校生徒児童とはということで、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という定義です。

まず、小学校の4名の不登校ですが、学校でこれが主たる原因であろうと捉えたものは、いじめを除く友人関係が1名、教職員との関係を巡る問題が1名、学業の不振によるものが1名、無気力・不安が1名ということでございます。

中学校につきましては、ご両親の離婚とか、DV等の家庭環境の急激な変化というところで1名。同じような内容ですが、親子関係が3名。あとは、生活リズムの乱れとか無気力、不安ということでございます。

ご質問の中に、中1ギャップ的なご質問もありましたが、中学1年生での不登校につきましては、中学に上がってからの新規が3名、小学校のときから不登校傾向にあったという方が2名ということで、中学1年生については5名でございます。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がご指摘の不登校のことについては、教育委員会や学校現場でも一番重く受け止めて取り組んでいるところでございます。その後にも

書いてありますけれども、不登校対策としては、学校の中での不登校対策委員会での話し合い、それからスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家の支援を受けながらの児童生徒及び保護者へのケアといったものを含めてやっているところです。

ここで申し述べたいことは、不登校児童生徒で数が挙がっていますが、今も次長が申し上げましたように、年間を通して30日を超えた時点で不登校生徒児童としてカウントされます。ですので、例えばここにカウントされているお子さんは全く学校に来られていないかという、そうではありません。

休み休みではあるけれども、学校に来て授業に参加したり、またはお子さんによっては教室に入れない場合は、放課後に来て担任と少し勉強や話をしたり、場合によっては一緒に体育館で少し遊んだりとか、そういうようなさまざまな形で登校刺激を与えたり、ケアをするようにしています。

一方で、子どもの学ぶ権利を保障することに対して、必ずしも学校に来なければ学べない、それから学校に来られないことはマイナスであると決めつけるのは、今の時代、そういう考え方はもう古いと私たちも考えています。学校に来られなくても、何か学ぶ方法はないかということで、例えば、中学生だとオンラインで、通信教育の高校がやっているいろいろなソフトとかがあって、そういうものを活用して生徒が家庭でも学びができるような体制づくりにも今、努めているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私の言っていることについても、ある程度理解しておりますけれども、今後、行政報告書の課題についても、私のような質問をすることのないように、もう少し背景を踏まえて、いろいろな角度から総括していただくことがいいのではないかと思います。その辺りはどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員にご指摘いただいたとおりでございます。数字の誤りに気が付いた

のですが、その後の課題の文章について見逃すというのは、本当に基本的なミスで申し開きのしようがありません。私たちの行政報告書への点検やまとめ方について、今後こういうことのないように二重三重にチェックをしながら、議員の皆さまに教育行政をより深く理解していただけるように努めてまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございませんか。教育費、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、第 11 款災害復旧費、決算書 208 ページから 209 ページ。質疑のある方はおられますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、公債費、決算書 209 ページから 210 ページ。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、第 14 款予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、決算書 210 ページから 216 ページ。青山議員。

○14 番（青山弘） 14 番、青山弘です。決算書の 211 ページをお願いします。実質収支に係る調書です。この歳入総額から始まって、入っている金額が前のほうと合わないのがとても気になって質問します。

歳入総額は 5 ページから取ってきた数字で、これは歳入済額のところと合っているのですが、その次の歳出総額が、7 ページの支出済額の一番下で 13 億 3,553 万円です。その下が 7 という数字が来ているから四捨五入してここが 4 になると、歳入歳出差引額が 8 ページの歳入歳出差引額残高の 7 億 9,144 万 2,104 円ですが、7 億 9,114 万 2,000 円でいいと思います。この差というのは許容範囲とお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。許容範囲と申しますか、実質収支に関する調書と

いうのは決算統計、1,000円単位で丸めており、その数字を記載するというようにしてあります。それで記載をさせていただいております。

ですので、四捨五入とかに限らず、決算統計をやっていく上で、いろいろな数字を調整してやっていくのですが、特別会計との絡みですとか、そういったものを含めてやっていきますと、切り捨てになったり、切り上げになったり、四捨五入に限らず、そういったことも出てくるといことで、ご理解をいただければと思います。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。以上で歳出を終わります。引き続いて歳入を行います。

歳入については、一括して質疑を行います。決算書9ページから31ページ。質疑のある方はおられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 決算書の27ページをお願いします。歳入16款の財産収入の利子及び配当金の欄ですが、この下の配当金の660円の内容は何でしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。配当金ですけれども、すみません。どこの出資だったか分かりませんが、確か出資しているところの配当だったかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今度、行政報告書の41ページをお願いします。表2の一番下ですけれども、金融機関別基金運用状況があつて、その下に運用収入額というのが1,709万4,101円です。これは、先ほどの27ページの利子の分ですが、今の配当が入っていません。もしかしたら、この数字は下3桁の101円が761円になると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 暫時休憩にします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（大川憲明） 再開します。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 申し訳ございません。先ほどの配当金ですけれども、今、確認しましたら SBC の出資の配当ということで、それがただ収入のほうへ入ってきているだけでして、基金の運用益等の数字には含まれてきません。基金ではなくて、SBC へ出資している配当が収入として入ってきているものとして計上していますので、そのようにご覧いただければと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 出資しているということですね。これは、要は利益を生むために出資しているのではなくてということですか。この表の中に、例えば有価証券があったり、この表の上のところの一番下から 2 行目ほどから、低金利のため国債等債券での運用率を上げていますと書いてあります。ここに「等」なんて言葉が使われているのですが、この「等」というのは、下のところに県債、国債と書いてあるけれども、そのほかにまだ何か違う債券とかそういうのが入っているのか、お答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） お答えいたします。国債、県債に加えまして、幾つかの証券会社の債券を扱っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 何ですか、社債ですか。債券はいろいろな債券があるではないですか。

○議長（大川憲明） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） すみませんでした。国債と県債のみでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 上のほうに、リスクを考慮しながら安全かつ有利な方法でと書いてありますので、そこはしっかりやってほしいと思います。

そのリスク管理の話ですが、どの債券を買うといったときには、どうやって決めていらっしゃるのですか。例えば、町長がいいと言ったらもういいとか。あとは、中に MRA みたいな債券を回す会議があって、そこでみんなに諮ってオーケーが出たら買うとか、そういうリスク管理をしているのかいないのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） お答えいたします。昨年9月議会でも、議員は同様の質問をされていると思うのですが、証券会社等から提案があった証券や債券を検討し、町長までの決裁の後、決裁で債券を購入ということになれば、購入という順序で管理しております。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。青山議員。

○14 番（青山弘） 今度は、行政報告書の7ページをお願いします。7ページの真ん中に第2の7表があって、合併算定替の算定結果があります。この表の中から、上の2の6表とか、その隣の2の5表の数字は持っていつているのですが、それは2の7表の合併算定替のこの数字で2の6表の普通交付税等の状況のところに来ているのは分かりました。

しかし、28ページをご覧いただくと、財政力指数の基準財政収入額とか基準財政需要額の数字というのは、先ほどの2の7表の一本算定の数字を使っています。これはどうして一緒ではないのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。令和2年度までの普通交付税につきましては、令和2年度が特例措置の最終年になっているわけですが、この特例措置というのが合併算定替ということになります。

7ページの一番下にあるとおりでして、合併算定替は合併後10年間、別々の市町村が存在す

るものとして見なして計算した交付税額です。11年以降はこの額を縮減していきます。要はこの合併算定替というのは、普通交付税算定上の特例でありまして、これが飯綱町の基準財政需要額、基準財政収入額というものではありません。

飯綱町の基準財政収入額、基準財政需要額というのは、あくまでこの一本算定、28ページにある数字が飯綱町の収入額、需要額になります。財政力指数等、そういった財政の指標を出す場合には、この一本算定の収入額と需要額を使うというルールになっているというものでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） すみません、もう少しお願いします。7ページの2の7表の上のくくりの中の下のほうですが、臨時財政対策債振替相当額について、粹の話です。

合併算定替は1億4,460万1,000円で、一本算定のほうは1億5,112万4,000円です。2の5表をお願いしますと、令和2年度はほぼ満額、端数だけあれしてみんな発行しているというか、金は借りているわけです。その横の令和元年度の決算もやはり1億5,180万4,000円の粹のところ、1億5,100万円発行しているというか、やはりお金を借りているわけです。

ただ、前のほうにもありますとおり、今年は6億円です。財政調整基金に5億円と減債基金に1億円積み立てるということでありますから、この財政調整対策債は発行しなくてもいいのではないかと思います。

それと、ずっと過去のものを見ていったら、平成28年ごろからだったか、やはり借りた金額よりも多く積立ができています。結果、要らないだろうと自分は思います。

いろいろなことを調べると、これも臨時財政対策債を発行しないほうがいいのではないかと理由に、赤字公債の発行は将来の世代への負担送りと言われているので、間に合うとすれば、それを使わなくても、後にそのお金が交付税でまた入ってくるのでいいのではないかと。そのほうが後に負というか、その時にみんなが使うものを建てたらいいけれども、結局借りるということは、そのまま一般財源に入ってしまうわけですから、その時に使ってしまうと、使った金を返すのは後の人ということになると、私は理解しています。

ですから、本当にこれを使う必要があるのかどうか、質問をいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 青山議員はさすが金融関係に詳しいと思います。通称臨時財政対策債は、国が金をたくさん持っていてもらえば交付税で配分していただくのを、交付税で配分する金が足りないから、その分、飯綱町で1億4,000千万円借りてよと。その代わり、返す時は10年にわたって元金と利子をそっくり交付税に上乗せして返しますよというものです。ですから、借りなければ損だという起債とご理解いただければと思います。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。以上で歳入を終わります。

最後に、全体的に見て、まだ質疑をしたいという方。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 行政報告書を質問させていただきます。28ページをお開きください。

それともう一つは、ただ今、青山議員からも若干指摘があったと思いますけれども、7ページの第2の6表の関連で質問をします。

7ページの基準財政需要額、同じく基準財政収入額と、28ページの下段の第3の2表の財政力指数の状況では、今、申しあげました金額が違っております。その違いは、行政報告書を見ますと、28ページの財政基準収入額と需要額は、いずれも一般会計の中に、からまつの丘の汚水場の特会の金額が含まれているために金額が違っていると理解しています。

その辺りが正しいかどうか。もしそうであれば、なぜ、からまつの丘だけ一般会計に含まれて需要額の金額を計算しているのかをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。28ページの財政力指数のところに記載しております基準財政収入額と需要額は、7ページの第2の7表の飯綱町の一本算定の基準財政収入額と

需要額でございます。決算統計上、からまつの丘を含めて普通会計という言い方をしておりますけれども、普通交付税の算定上、からまつの丘の分を含んでいるか、いないかという、含んでいるという意味ではありません。

基準財政収入額と需要額は、あくまでも地方交付税、普通交付税算定上の数字ですので、標準的な財政、町としてどのぐらいの需要額、歳出がかかるか。それに対して、税收等の収入がどのぐらいあって、その差額が交付税としていくら来るか。その基礎となる収入額と需要額ですので、この28ページの収入額と需要額の数字は、7ページの第2の7表の一本算定、この飯綱町のここに記載してある基準財政収入額と需要額であるということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） よろしいですか。少し休憩して早く話をまとめてください。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（大川憲明） よろしいですか。再開します。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、なぜそういう質問をしたかという、行政報告書の26ページ、財政状況、普通会計等、もちろん「等」には入るとは思いますが、その分析、そのいろいろ書いてある下から3行目を見て、私は財政基準収入額とか需要額が7ページの金額と違うと理解したもので、そういう質問をしました。そこら辺を含めてもう一度、お答えいただけますか。

○議長（大川憲明） 答弁できますか。いいですか。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） すみません。荒川議員は、決算統計と交付税を少し入り混じってお考えのようですので、考えにくくなっていると思えます。

行政報告書の26、27ページについては、決算統計の状況を記載してあります。決算統計というのは、一般会計とからまつの丘、そこに少し調整するものが入ってきます。

実は、一般会計の中にも介護保険に関わる部分が入ってまして、そういったものは一般会計から除くとか、借換債という5年とか10年の節目で借り換えする、この借換債は決算統計か

ら除くとか、いろいろなルールがあります。26、27 ページは、その決算統計上のことを記載させていただきます。

28 ページの財政力指数は、決算統計とはまた少し別の財政の指標を記載させていただいてあるものです。ここに先ほどのからまつの丘が入ってくるかという、普通交付税を算定する上での基準財政需要額には、その厚生費の中にいろいろなものが入ってきています。ですから、一部としてカウントはされていると言えはされているのですが、明らかにその分がどこに入っているかは目には見えないものになっています。

この財政力指数は、決算統計とは少し別のものです。これは今、申し上げた7ページの第2の7表、この一本算定、飯綱町として普通交付税を算定するにはどのぐらいの需要額と収入額がある、この需要額と収入額によって、この財政力指数は算出されています。

そんな答弁でお分かりいただけるかどうか。そんなような状況でして、普通会計のものを一緒に書いてしまっているのだから分りにくいところもあるのですが、全国的に同じ目で見たいだくには決算統計の数字で見たいだくのが一般的ですので、参考に載せさせていただきます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私も、行政報告書を見る中で、そこら辺が非常に紛らわしい。ですから、そういうふうに分かるように自分の勝手な解釈をしてお聞きしました。来年度以降、そこら辺は、はっきり分かるように記述をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 荒川議員からそういうご意見をいただきましたので、来年は、もう少し議員の皆さまに分かりやすく、行政報告書の工夫をさせていただくように考えたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかに。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。行政報告書の161ページ、子どもの居場所づくり事

業推進業務委託です。国の基準を調べてみますと、ここには学習の支援、悩み事相談、学用品のリユースなどが入っていますが、このスタッフの中に、学習支援とか相談の方はいらっしゃるのか、その辺をお伺いします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。子どもの居場所づくり促進事業委託で、生活貧困家庭の子どもに対する学習、また生活支援事業ということで、その事業全体の中でスタッフがいるわけですが、そのスタッフの中で担当する方がいるかどうか、把握できておりません。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 把握できていないと。まるっきり丸投げで調査されていないと、こんな感じを受けます。

それで、私から提案したいのは、もう少し充実した、基本に戻って的確な運用をお願いしたいのですが、その辺はどうですか。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） この事業につきましては、社会福祉協議会に委託しておりますが、ただ委託するのではなく、やはり社協と行政が連携して、もう一度しっかり見直しながら事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかにございませんか。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。少し戻っていただいて恐縮ですが、産業の関係についてお聞きいたします。

行政報告書ですと191ページからずっと書かれているわけですが、加工所について、ここにもありますように、2つの加工所、野村上加工所やりんごパークの加工所が、高齢化のこともあつたり、使用量が減っているということで、今後の課題の中には、若い世代の利活用を進めるための施設機能と環境整備を整えていくために、長期的には統一的な新たな加工施設の建設

を検討していくとあります。

将来的にはそういったものをお考えなのかお聞きします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。施設の老朽化も含めて、現状のものでお使
いいただいているわけですけれども、現状の施設では限界も見えてきているということで、新
たな施設をどこへ求めていくか、今、検討している最中でございます。

なかなか今のような使い勝手の良い場所や土地等がありませんので、さらにそういう場所を
見つけて、また、建物等を建てるわけですけれども、そういった建物を建てるに当たっても、
設備等に何かいい補助等があれば、そういったものを活用していきたいと考えております。

いつごろまでにできるかというお答えまではできませんが、今、検討しているというところ
でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） まだ先の話になると思われませんが、直売所と加工施設は連携していくべき
ところだと思っていますので、加工所は高齢化もありますけれども、加工所と直売所も本当は
連携して一本化したほうが良いと私は考えています。例えば、振興公社で直売所をしております
が、将来的には加工所もできれば一つになってできたほうが良いのではないかと考えており
ます。

それから、すみません。関連ですが、196 ページにあります改善グループについてです。こ
れは私たちが自主的に活動しているグループですが、こちらも常態傾向にあるということから、
新たな組織等の設立支援とありますが、どういうふうに理解したらいいか分かりません。改善
グループの新たな組織等の設立支援というのはどういうことなのか、教えていただきたいので
すが。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。生活改善グループは今1つございます。高齢化等、人数の確保もなかなか苦慮していることはお聞きしております、そういったことから新規入会の方を含めて、今の改善グループの在り方といいますか、若い人が入れるような体制、組織等の改革と言っていいのかわかりませんが、入りやすいように支援していきたいということです。

別の組織を全く新たにつくるという意味ではなく、今のある組織等の内容を少し改善するような、新たな形になるのかどうかはわかりませんが、そんなことを支援していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございませんか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。戻って申し訳ありません。2款の空き家関係ですが、行政報告書101ページをお願いいたします。

空き家・空き地バンク事業の関係ですが、今回、区長、組長、一般など、地域からの情報提供があったという中で、登録申請は少なくなってはおりますが、この情報提供の中から、登録に至らない主な要因があれば教えてください。

併せて、移住相談の件数は書いてありますが、そのうち成約になったもの、移住につながったものに関して、件数を教えてください。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、情報提供をいただいてから登録にならなかったものですが、これにつきましては、基本的に所有者の方が登録申請を希望されないと登録に進むことができません。

流れからすると、区長とか組長から情報提供をいただいて、それから所有者を調べて、所有者の方に空き家バンクに登録をしませんかというような流れがございます。それで初めて所有者の方から登録申請いただいたものから、空き家バンクに登録していくような流れになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、移住相談の関係ですが、これにつきましては、移住相談した中で、どのくらいの方が実際に移住につながったのかにつきましては、大変申し訳ございませんが、把握はしてございません。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに、忘れてしまっている人がありましたら。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。行政報告書の28ページをお願いいたします。

財政力指数の標準財政規模ですが、かねてから少し頭をかしげてしまいます。町の標準財政規模は48億6,535万1,000円です。それで、令和2年度は特会と合わせると130億円ほどの決算になっております。この問題をどう解釈すればいいのか、いつも疑問に思うのですが、倍以上の予算規模になっておるわけです。

財政力指数も平成30年度に比べると、コンマ0.01ポイント下がってはいるのですが、これも高いほうに余裕があるということです。町長はこの数字に関して、どういう理解でおられるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、基準財政需要額ですが、これは自分で計算するのではなくて、今の置かれている状況の中を、ルールによって積み上げた金額が48億なんぼですので、これはまずそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、その規模でありながら、令和2年度で言えば103億円の決算額になっているのはいかなものかと。これについては、14億円がコロナ関係で、全部国庫支出金でまいりました。庁舎に7億円かけましたのは、今までの貯金が3億円あったのと、借りたお金が3億円とうんぬんということで、それぞれ財源を見つけて積算をして運営してきております。

従って、全体でそういうことを毎年やってきて、どういう状況にあるのかを考えていただくのが、まさにこの決算議会です。

初日に、代表監査員さんから決算監査についての報告を受けましたけれども、その中にこういう報告がございました。合併当時250億円あった起債、借金は、令和2年度決算で140億円

になりました。110 億円返済をしてきたわけです。貯金は、合併当時 20 億円弱だったものが、今回の決算では 38 億円の基金の残高、貯金を持っていますと、こういう報告を受けました。

これは、今年の 5 月 30 日現在の財政状況です。しかも、決算監査で、決算剰余金で出た 7 億円のうち、6 億円を基金に回しましたから、現在、基金は 44 億円持っているということです。

ですから、細かく議員さんに財政運用をどういうふうにしてきて、どういうふうになっているんだということになれば、起債の充当から始まって、全部お話を申し上げて、ご説明したいのはやまやまですが、ここで延々と財源内訳を申し上げるよりも、新年度予算なり、今、申し上げた状況の中で、全体の表としてご覧いただくところもございますので、また詳細にお話を申し上げたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 53 号は、予算決算常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は 10 時 50 分から始めたいと思います。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここから、予算決算常任委員会の開催をお願いしたいので、再び暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 55 分

◎議案第 54 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書 217 ページから 226 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 54 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 55 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計
歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書 227 ページから 238 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 56 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定についてを議題とします。決算書 239 ページから 258 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 56 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 57 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定についてを議題とします。決算書 259 ページから 270 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 57 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 58 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題とします。決算書 271 ページから 298 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 58 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定

しました。

◎議案第 59 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書 299 ページから 308 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 59 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 60 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書 309 ページから 348 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水満議員

○10 番（清水満） 10 番、清水満です。一般質問もして、少ししつこいようで大変恐縮です。インフラ事業に対しては、飯綱町だけではなく全国がこういう状況になって、私は非常に重要なものだと思っております。

町の大きな課題とすると、みんな言われておりますように、一つは人口減少で、それとインフラです。特に飯綱町のインフラの中には、言い方は非常に申し訳ないですが、上下水道の2つが大変な重荷になってくるのではないかと考えております。そんなことですので、大変しつこくて恐縮ですが、質問させていただきたいと思います。

312 ページの総括事項のところに、事務局で大変よく整理をしていただいております。牟礼地区の上水道、三水地区の上水道は、このところで言い尽くせるのではないかと考えております。あとはどうすればいいかということですが、お金の心配をすることが重要になってくるのではないかと考えております。

そこで、314 ページですが、非常に気になりますのが、業務量の関係で給水人口が△182。人口減少に伴う給水人口がこれだけ減ってきておるという中でございます。

それとうんと気になりますのが有収率でございます。令和元年には66.6%、40%強から45%の作ったものがどこかに消えてしまうということでございます。この前も言ったかもしれませんが、農業で、りんご畑で1年かけてりんごを作った。収穫をして軽トラに積んで共選所に行くまでに40%なくなってしまう。非常にお金をかけたものがそれでなくなってしまうということが、私はこれをまず何とかしなければいけないと考えております。

その下には牟礼地区上水道会計のところに出ておりますが、有収率を少し計算させていただきました。令和元年、牟礼は61.1%、令和2年、これは先ほど申し上げましたように、事務局でどこがということに焦点を絞っていただいて、排水管を修理していただいた結果が64%ということで3ポイント良くなっているということでございます。逆を返すと、12 ページも書いてありますが、排水管の耐用年数が過ぎて漏水しているものを直せば、これは間違いなく直るという手法は分かっておりますので、前段申し上げましたように、あとはお金を準備することが重要ではないかと考えております。

町長の話ですと、浄水場の運用開始は令和8年を目指すとされておりまして。令和8年という、あと5年の月日がかかるわけですが、ぜひ1年でも早く前倒しをしてこれをやることによって、この給水の料金が上がることにもなるし、多少の改善ができるのではないかと考えて

おります。前回言われたように、令和8年と言わないで1年でも早く手を付けていただくようお願いしたいと思います。

もう一点は、改修するからすぐ料金を上げるのではなくて、やはり改修計画を作って、改修をやると決めたときに事前に料金を上げるというよりは、直したいから頼むということで町民に投げ掛けていただくことがよいのではないかと思っております。

私は27年から調べておきましたが、5年間減っておりましたのが昨年3ポイント伸びたということですので、結果は分かっております。ぜひお金の手配をして、早急にやっていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘のとおり、これからの残された非常に大きな課題が上下水道の維持管理だと思っております。おっしゃるとおりだと思っております。

下水の話はともかく、今は上水の話ですので、上水については今年度の3年度にもう一回事業計画の見直しを図っております。そして、来年度、これは牟礼地区も三水地区も一つに何とかしたいという事業認可の変更を県に進達をしていきたい。この間については、特に牟礼地区等々の水源を持っておられる皆さん方にもご理解をいただくべく話をしていく必要が多分がございます。そういうことを踏まえて、令和5年から本格的事業に着手したいと。8年というのは、私自身もそのように申し上げたかどうか記憶が定かではなくて申し訳ないのですが、たぶん8年には供用開始という意味だったかもしれません。

浄水場を本格的に直していくのがいいのか、今言った漏水を抑えることによって、牟礼地区の漏水が特に多いのですが、牟礼地区で取水可能な水量の漏水を止めることによって、ほぼ三水地区の現在の水道の必要量をほぼまかなえる見通しもございます。そういう点を考えますと、今後どういう水源を求めていけばいいのか。具体的に言いますと、十分ほかに深井戸等で確保できれば、鳥居川から違うところに水源を求めるようなビジョンも出てくるのではないかと。

そうした場合に、素晴らしい浄水場を造って全体を見ていく。またはそうではなくて、浄水

場はあくまで1つで行こうと。そして両方一体の排水管や給水管等々を修繕していく方向で水道事業をこれからやっていこうといった場合に、一体どちらが費用対効果があるのか。そこら辺もたぶん計算をしていく上で出てくるだろうと思っております。

また関係の皆さんにご説明をするにも、漏水をなくして何とか水道の水を確保するので、新たに今いただいている水をどんどんいただきたいということではないという説明も、併せて漏水防止によって筋が立った説明ができていくのではないかと希望的に思っております。

残るは財源の確保でございます。一般質問にも受けておりますが、当てにした過疎債が使えないという今の決まりの中で、どうやってその財源を確保していくか。私は大きな財源の一つとしてふるさと納税を頑張ってやっていきたいなど。今年度はいよいよ5億円の見通しが立ったわけです。つい3年ばかり前は7,000万円ございました。これを頑張って10億円まで持っていけば、かなりの財源が浮いてくる。農家も喜ぶ。そういう意味で何としても、実は9月1日付で総務課にふるさと納税の対策推進室を設置して、職員を1人配置しました。

あとはやはりその他の費用をなるべく節約をして、課題である上下水道の財源の確保を図っていきたくて予定しています。

○議長（大川憲明） ほかに質疑のある方おられますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 61 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書 349 ページから 384 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 61 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 62 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分
及び決算の認定についてを議題とします。決算書 385 ページから 419 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水満議員

○10 番（清水満） 10 番、清水満です。先ほども少し上下水道という話もしましたけれども、こ
れも見ますと大変な事業になっております。

392 ページですが、ここに損益計算書を出してございます。営業収益が 1 億 6,000 万円余で
すけれども、営業損失が 3 億 9,000 万円ということでございます。この会計はできれば使用料
でまかなえるのが一番の理想的なものですけれども、それはもう程遠い次元ではないかと思っ

ております。

それと、これも 399 ページの（3）維持管理の状況が出ております。これは供用開始から 20 年以上経過しておりまして、機械等施設全体の老朽化が進んでおるといことです。上水道とこの下水道がどこかで重なり合いながら、両方ともお金をかけなければいけない時期が程遠いわけではなく、近いうちにやってくるということですので、これらの事業についてもしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

1 つだけ、私もいつもそうだと思っておりましたが、具体的にそれはどうであるかということだけお聞きしたいと思えます。398 ページの総括事項の真ん中の辺でございます。括弧書きで福井団地地区（平成 24 年度統合）、それから東黒川農業排水事業（平成 27 年度統合）と書いてあります。何となく気持ちの中では統合すればいいだろう、施設も 1 つで効率的にできることは分かるのですが、金銭的のメリットはどのくらいあるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。一応、農集を公共下水に統合するという内容でどれほどのメリットがあるかという内容かと思えますので、それについてお答えさせていただきます。

実質、単純に考えましても今、農業集落排水等、個別集落等の組合なり、住民の皆さんの手を借りる中で運営をしているところでございます。そちらの組合がなくても公共のほうでは運営が可能ということで、その部分についてだけでも皆さんの負担がなくなります。

それから、決算書の 405 ページを見ていただきたいのですが、右下のほうに年間有収水量 1 立米当たりの原価ということで金額が出てございます。こちらを見ていただきますと、下から 3 段目に農業集落排水で右の欄は 1,252.3、その上に公共下水道 489.1 という数字が出ております。これが水量 1 立米当たりの処理する金額でございます。これを見ただけでも、農業集落排水にかかっている金額の 1,252 円が公共に結ぶことにより 489 円ということで、3分の1ぐらいの金額で処理が可能になります。それによって、かかってくるお金も減ってくると考えら

れますので、その辺りがメリットではないかと考えます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑のある方おられますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 62 号は、総務産業常任委員会に付託し審査すること
にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

9月6日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午
前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月6日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

令和3年9月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和3年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月6日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
総 務 課 長	徳永 裕二	企 画 課 長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住 民 環 境 課 長	藤沢 茂行

保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	平井喜一郎
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課課長補佐	清水純一

事務局職員出席者

事務局長	梨本克裕	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

一般質問一覧表（9月6日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
1	13	原田重美	ポストコロナを見据えた将来の町づくりを目指して	町長
2	6	原田幸長	1 台風災害における避難所運営のあり方について	町長
			2 災害時における聴覚障がい者への情報伝達について	町長
			3 AED設置を町内のコンビニに	町長
3	7	石川信雄	1 コロナ禍における事業者・生産者救済について	町長
			2 窓口サービスのネットワーク化推進を	町長
4	12	渡邊千賀雄	1 過疎法対応で飯綱町ならではの対応を図ることは	町長
			2 盛土、土石流対策について	町長
			3 補聴器購入補助制度について	町長
5	9	伊藤まゆみ	1 生理の貧困への対応を	町長 教育長
			2 後期高齢者医療保険料の軽減の検討状況は	町長
			3 18歳以上の学生へ支援を	町長
			4 飯綱東高原の道路の安全確保を	町長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

昨日でパラリンピックも終わり、障がい者の皆さまが「われわれは翼を持っている」の合言葉で戦っておりました。多くの皆さまも見たものと思います。今までは障がい者スポーツというものをわれわれもあまり感じなかったけれども、あれを見て多くの人たちは感動したのと思います。

ただ、この後のコロナの感染が拡大するかどうかは甚だ心配ではありますが、大会自身は成功したものと私は考えております。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和3年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで本会議2日目、議案第53号 令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、瀧野議員の農林水産業費に関する質問に対する答弁の申し出がありました。議長はこれを許可いたします。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） それでは、瀧野議員さんからの質問に対する回答です。アップルミュージアムでのりんご加工品の販売実績です。全13種類あります。この中で干しりんごが単品とミックス2つありますので、これを分けて計算して14種類ということです。元年度に比べまして、2年度はコロナの影響から販売実績は少なくなっているという状況です。よろしくお願いたします。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。また、コロナ感染防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問事案1人40分で対応をお願いいたします。

◇ 原 田 重 美

○議長（大川憲明） 発言順位1番、議席番号13番、原田重美議員を指名いたします。原田重美議員。

〔13番 原田重美 登壇〕

○13番（原田重美） 13番、原田重美です。通告に従いまして、ポストコロナを見据えた将来のまちづくりを目指してということで質問を始めたいと思います。

今、風雲急を告げる国政の中で、オリンピック・パラリンピックが多くの感動を残して終わりました。われわれの平穏な生活を破綻させた新型コロナの感染拡大も、やがて収束に向かうであろうことを期待するばかりです。

さて、いまだコロナは先が見えない状態ではありますが、ポストコロナの社会、ウィズコロナと言ってもいいくらいかもしれませんが、これを見据えると、残念ながら新たなまちづくりに大きな力が求められます。これを意識して将来の子どもたちの安心安全を確保するためにSDGs（持続可能な開発目標）、この理念を高め、実現に努力していかなければならないと思っていますところでは。

そこで1番目の質問に入りますが、3期目への挑戦を表明されております峯村町長におかれましては、この認識を持ちながら、今後描いていく町の姿、また骨格となる施策等はどんなものであるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えいたします。まず、議員おっしゃった総合計画、またはSDGsの推進という世界においては、今、残り5年の後期の基本計画を検討中で、12月の議会に向こう5年の計画をお示しする予定にしています。10年前と5年前と大きく変わってしまったというのは、最初の構想が一体どういう構想だったんだという話になります。従って、後期については人口増対策と、そしてどうしてもこれは避けて通れないと思っています。

もう一つはデジタル化です。今、三水地区には芋川、倉井、普光寺と大きく極めて重要な用水がありますけれども、その取り入れ口の水門については、家でスマホを操作すると自動的に上がったり下がったりするという世界まで来ています。まさしくデジタル世界ですが、どの分野までこういうふうに広がっていくか。これを取り組まなければならないと思っています。

自分自身の3期目を目指した中での重点策はどれかといえば、多少ごあいさつでも触れさせていただきましたけれども、水道事業の統一と安定した経営、将来的な施設の整備が大きな一つの課題になってくるだろうと捉えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 今、町長の言われたことについては、後ほど順次質問の中でもお聞きしたいと思っています。

次に2番目の質問内容に入ります。飯綱町の過疎地域持続的発展計画が多岐にわたって提案されています。初日に説明がありました。それから、細部は委員会審査でしっかりやらせてもらおうということで、1点だけお聞きしておきたいと思います。

私の質問の最後、(6)のSDGsのモデル自治体の部分も併せて質問しますが、この過疎計画はどんな形でSDGsと絡めた整合性ある計画推進に力を入れていくかということでもあります。私もあまり知識がなくていけないのですが、内閣府が毎年募集するSDGs未来都市、あるいはそれに伴う自治体モデル事業に選定されると、地方創生推進交付金などの財政支援が上乘せされるということです。選定を目指していく考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今の総合計画自体においても、SDGs をなしにして計画を作っていくことはもう考えられません。従って、過疎の持続的発展計画の中にも、あらゆる事業が SDGs につながっていきます。

この間も話したのですが、飯綱東高原の入り口に大きな車のパーキングを造って、中は一切車の進入をやめるエリアにしたら非常に面白いのではないかとか、その具体的な取組は、農業経営にしる何にしる、これからいろいろなアイデアが浮かんでくるだろうと思いますけれども、それを基本にしていくことは間違いありません。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） 未来都市とか、そういうものへの選定を目指していくということですが、この辺の具体的なものについてはどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○13 番（原田重美） 課長、時間的に端的にお願いしたいのですが。

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、長野市では本年5月21日にSDGsの未来都市に選定をされているところです。長野市は今、連携中枢都市圏の都市ですので、町としてもこの連携中枢都市圏の中でこういったSDGsの取組を積極的に行っていきたいと考えております。

また、町がSDGsの未来都市を目指すかどうかは未定です。以上です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） 連携中枢都市の中でやっていくというのも大変重要なことだと私も考えます。ぜひ努力していただきたいと思います。

ということで、意欲的な取組を求めていくわけですが、そこで考えたい問題について3～4点、順次質問をさせていただきます。

まず、飯綱病院の関係です。全て過疎計画の中に入ってくる問題ですけれども、飯綱病院は

牟礼、三水合併前からのシンボル事業です。日ごろの伊藤院長をはじめ、医療現場のご努力には感謝しているところですが、こここのところのコロナ禍における収支悪化等が残念です。

多面的な医療機能の強化で継続的な経営安定を求められますが、その一つとして、例えば財源確保等が少し問題になろうかと思えます。一定期間での飯綱病院での勤務6年ないし9年とか、そのような形での条件に、医学生対象の貸付金支援制度とか研究活動費の助成など、町独自の医師確保策を検討していく考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱病院は、特にドクターとつながりを深くしようと心掛けてやってまいりました。病院の内情を申し上げますと、今、伊藤院長は本当にフル回転ですけれども、外科の先生が北山先生なり、大石先生なり、現役を卒業された状況になっております。オペはなかなか難しい状況にあるだろうと推察をしています。従って、ドクターを確保しなければならないというのは、これからの大きな病院経営の上での課題です。

一つの対策として、ただ今、提案のあったような奨学金制度。飯綱町にも今、北陸のほうの大学や、医学部に行っている子どもさんも何人か承知をしております。けれども、国立と私立、どのぐらいどう補助をして、奨学金を出して、何年ご勤務いただければそれを返済なしとすればいいのかはともかく、ご提案の内容について、看護師制度はそういうことをやっていますので、ぜひこれは検討する時期に来ていると承知しております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 分かりました。県にも月20万円でしたか就学助成金があり、各自治体でもやっているところが幾つかあります。塩尻は2億円という財源が寄付であり、それを使って来年からやるそうです。ぜひ飯綱町としても、財政的な問題がありますけれども、基金を創設するとか、ふるさと納税が使えないだろうか。要するに、投資していこうという町長の姿勢に懸かってくるかと思えますので、ぜひ頑張ってみていただきたいと思えます。

次に、水道問題に入ります。水道事業の抜本的改善は市町村合併の大きな宿題であり、この

問題で合併するしないで大変な論議をやってきた思い出が私もあるわけですが、基金創設など町の積極的な取組を表明されている町長です。

まず、最初にやっていく順番立てとしては、やはり今の2本立ての水道事業の統合を早期に実現していただきたい。財源は、過疎債導入などをもちろん使えれば使っていき、牟礼地区では、大門川水源が非常に良い水をもらうことができているのですが、これを町全体の新たな水源として確保していく。そして、その上で施設の老朽化対策や広域的な経営安定対策に、町長も力を入れようという重点事業です。

目標を達成してほしいと願っておりますが、改めて答弁をお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 開会のあいさつや先日、全体の質問の中でもお答えしましたが、議員ご指摘のとおり、今、水道事業会計は三水地区と牟礼地区で2つに分かれており、県に認可変更申請を上げて何とか一本化でやっていきたいと思っています。

水道問題の大きな点は、全町民がかなり水に困っていて、何とか町で考えろよと言っている状況とは少し異にしているわけです。A地帯は、なから水は問題なく来ている。B地区は、良い水をずっと安定的に供給できるような形に何とかやってほしい。こういう2つの要望を1つにしていくには、やはり両者のいい意味でのご理解をいただかないと気持ち良くスタートすることができません。

そのためには、どんどん新たな水を供給してほしい。もっと水ももらいたい。今、1,000 トンのところを1,500 トン、2,000 トンもらいたいという計画をただ出していても、何を言っているのだ、本来は水田にやる水だぞという話になってくると思います。

最初のボタンの掛け間違いがないようにしっかり捉えて、それで理解を得て進んでいけば、あとは財源をどうするか。工事をどうするか。そして、水道料は前にも言ったとおり、このまま水道料金にぶっかけていくことになれば、ビールを買って飲んだほうが安いというような水では困るので、これを一般会計でどう負担していけば理解を得られるのか、そこら辺をみっち

り検討していきたいと思ます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） ぜひ段取りを間違えないようにして進めてほしいと願っているところです。

次に進みます。最初に説明しました SDGs との絡みになりますが、SDGs は国連採択の環境問題、貧困などの社会問題、そして経済安定にわたる世界的な持続可能な開発を目標としています。われわれの人口増問題、産業振興、あるいは健康福祉など地方創生政策と大きく関わってくる理念だと思ます。町の特色を生かして多くの人に感心を持ってもらい、夢広がる町へ戦略的取組が必要であろうと考えるわけです。

例えば、人口増で申し上げますと、UターンやIターンの呼び掛けは、人材確保をしていくための大事なポイントになるのではないかと考えています。社会はコロナ禍と同時に働き方や生活の仕方が大きく変わってきています。テレワークなどの情報網整備、あるいはデジタル化の推進が必要です。そして、U・Iターンの人たちにとっての転職後に兼業ができる働き場所、町内において、あるいはこの近隣市町村において働けることも大事なことでないかと思うので、企業誘致とか事業所の紹介活動の拡大や介護医療支援が一層求められてくると考えるわけです。これについて町長、人口増全体に触れてもらっても結構ですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 広い範囲のご質問をいただいて、今まで町の行政として農政なり、その隣の建設は住宅問題を取り扱っておりますが、企画、福祉、どこを取っても議員おっしゃるような精神で進めてきていますし、これからもそれは一層進めていくつもりであります。

近隣の市まで含めて、飯綱町の福祉、教育、医療、交通、農業振興うんぬんは、今、一体どのぐらいの水準にいるのだろうと。ある意味で冷静に見ていただいてもいいですが、非常に面白い町として発展してきているのではないかと私は自負しています。これからこの発展をどういうふうスピードアップしたり、増やしたりしていけば、もう少し皆さんに目に見える形で

アピールできていくか。

カンマッセという会社をつくりましたけれども、あそこの従業員はほとんど外から来て定住をしようという皆さんでやっております。今、議員ご指摘の、住んでから新しい職場の用意があったということです。

では、どこへ住むんだ。今、新しく町営住宅を一生懸命いろいろなところへ造っている。そこから辺をもろもろ単発でうんぬんというよりも、やはり今、総合的に進めている町の行政は、どこかで間もなく大きく開花するというか、そういう瞬間が近づいてきているのではないかと、自分よがりかもしれませんが、予感を持って進めているところです。

そこに SDGs、持続可能な社会を基本に置いて今後進めていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） ぜひ積極的推進をしていただきたいわけですが、人材確保とか環境問題、環境負荷をなくしていくのも大きな課題です。これらの点に大きく SDGs の視点を当てて進めていってほしいと思います。同時に、人口増に直接つながらないとしても、定住ばかりにこだわらないで、二拠点居住もあり得る、関係人口に着目していってほしい。それらを行うことによってUターン、I ターンの人たちもふるさと回帰しやすい環境整備の底辺が拡大していくだろうと。この辺も大事な考え方になっていくと思います。

その点について、町長いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もろもろ環境問題や人材の育成、活用はおっしゃるとおりだと思います。

環境問題で一つのアピールしたい点は、長年の懸案であった景観条例を、本当は9月に提出をしようと思ったのですが、もう少し住民の皆さんに中身をお知らせした上で提案をしようということで12月提案にいたしました。

景観というのは景色だけのことを言っているわけではなくて、前にも申し上げましたけれども、秋になれば稲穂が実り、りんごが赤くなり、そして夕方から夜にかけてはお祭りの笛の練

習が聞こえると。これが全体として大きな意味の飯綱町の景観であり、ふるさとであり、こういうものをしっかり大事にしていくというのが、これからの町の大きなセールスポイント、アピールする点だと思っています。多分にそこには SDGs が大きく影響して絡んでいると思っています。

関係人口についても、千葉県の市とも交流を進めて、既に実績としては 55～56 人、60 人弱の 4 泊 5 日程度のショートステイをやってもらい、子どもは自然に触れてもらい、大人はその辺でテレワークの仕事をやってもらおうというような試験をやってきております。そういう点でも、二拠点生活は飯綱町だからできるという雰囲気非常に強く持っています。東京から新幹線でわずか 1 時間半、その距離であつという間に大自然の中に子どもも飛んで歩ける、私も気を休めて仕事ができると。そういう素晴らしい場所であるということを提案として申されましたので、これからも進めていきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） SDGs の関係について若干補足でお答えをさせていただきます。今、原田議員から環境問題というようにお話も最初にありました。実は、県でもこのゼロカーボンを非常に力を入れて取り組んでいるということで、元年の 12 月に「気候非常事態宣言 2050 ゼロカーボンへの決意」を発表いたしました。さらに、この 6 月にはゼロカーボン戦略、これは 2030 年度までですが、国の温室効果ガス削減目標が 2030 年、2013 年度比で 46%削減というところを、県においては同じ 2030 年度に 60%削減ということで、国を上回る大きな野心的な削減目標も掲げております。

そういう意味で、そういった取組も大きく参考にしつつ、やはり町でも取り組んでいく必要があるだろうと思えます。この温室効果ガスの削減は SDGs の中でも一つの分野ではありますけれども、とりわけ注目される分野であろうかと思えます。

ただ一方で、先ほど町の行政については町長からさまざまな施策について答弁を申し上げておりますけれども、この SDGs の取組と申しますのは行政の分野だけではなく、やはり町民の皆

さん、あるいは企業や団体の皆さんと色々な分野で取り組んでいく必要があるものと考えております。

先般、町の総合計画の基本計画策定の委員会におきましても、改めて委員の皆さまに SDGs の考え方を説明し、色々な町の課題と今後の取組を考えていただく中で、この SDGs の考えに基づいて色々な提案をしていただいたところです。そういった点も含めまして、今後、大きな政策もそうですが、例えばレジ袋の削減、学校での食育、あるいは健康長寿の取組など、既に今までやってきた取組も SDGs に関連するものです。それらをベースにしながら、先ほど町長が申し上げましたように、様々な施策において町としても取り組む中で、住民の皆さん、あるいは企業や団体の皆さんの中にも SDGs が浸透するような取組を今後も心掛けていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） 今、副町長からも力強い取組の姿勢を見せていただきましたが、ぜひ町長と連携して町の行政をさらに進めてほしいと願うところです。

それから 1 点、聞こうとっていて忘れていたのですが、転職後に兼業できる働き場所の確保、あるいは紹介活動の拡大と言いましたが、住民の意見を聞く会議等でも、こういうことをもっとやらしてもらえればいいなという声も何人かからありました。町にも今、職業紹介の事業はあると思いますが、今どうなっているのでしょうか。これを拡大して進めていくということは、かなり現実的に可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。職業紹介につきましては、2 か月に一遍、各地区に回覧板として回覧をさせていただいておりますし、町のホームページでも随時変更し公開しておりますのでご利用いただければと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） 今、町では人口増推進室を中心に幅広い取組をしてもらっているのは十分

承知しておりますが、その辺の SDGs との絡みにおいて、ぜひ強力な取組を改めてお願いしてきます。

時間的にはまだいいですか。

○議長（大川憲明） まだあります。

○13番（原田重美） 意外と早く全体の質問が終わりましたけれども、最後に、飯綱町はこの15年間、まず合併による財政優遇措置がありました。その次にピークが来たのは地方創生による補助事業、これは国派遣の小澤副町長の力も借りた優先的事業展開がありまして、さまざまな他町村が喜ぶような事業も進みました。

そして今年度から、私に言わせれば期せずして過疎対策事業というものが始まったと。こういう形で飯綱町は財源リレーが非常にうまくいってきていると思います。もちろん事業をやるたびに、昨年からいろいろな建設事業等を進めることによって公債費も一時的には増えていくという問題もありますが、そういうことで国の施策を有効に活用する歴代首長の姿勢があったことも飯綱町の財政状況がうまく展開している理由の一つだと思います。その点をさらに、この過疎計画等を実行していくに当たって、大いにその辺を意識してまちづくりを進めていただきたいと考えておるところです。

少し偉そうなことを言いますが、私の好きな言葉で古くからこういう言葉があります。「為せば成る為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」これを座右の銘としている皆さんも多いかと思いますが、私もその一人で、名刺入れにそれを差し込んでおいていつも教訓にしているところです。

今後のポストコロナ、変革期を乗り越えていくことを期待しています。町長、最後に、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。財政問題については議員おっしゃるとおり、一面では非常にラッキーな財政運営ができたのかと。時を得たと思っておりますけれども、そこにプ

ラス、私は理事者の判断もあったでしょうが、それぞれの財政担当職員を中心にどんな事業を持ってきて、どうすれば町の持ち出しが一番少なくて済むのか、やはりこれをよくたたき込まれてきております。その辺をフルに発揮してくれた結果が今日の状況で、これだけいろいろなものを整備しても、まだ水道問題に手掛けていく財政的な安定感がある程度あるということは、そういうことだと思っています。

ちなみに、私の座右の銘は「先憂後楽」で、先に憂いて後から喜ぶほうです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13 番（原田重美） 若干時間が残っているかもしれませんが、以上で私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 原田重美議員、ご苦勞さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は、9時50分からとさせていただきます。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時55分

◇ 原 田 幸 長

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い、順次質問させていただきます。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しています。これから台風シーズンに入っていきますが、こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、感染症への対策に万全を期すことが重要となっています。

発生した災害や被害者の状況等によっては避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要がありますので質問をいたします。

初めに、避難所として開設可能な公共施設等の活用については、内閣府より検討するよう徹底がなされています。人員配置なども考慮した最大の箇所数と設置、施設名を伺います。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。飯綱町地域防災計画では、避難所の開設・運営は町の職員によって行うことが定められています。しかし、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、町職員や施設管理者の出勤が困難となり、計画どおり避難所が開設できないことも予想されます。その場合には、行政だけでなく被災者自身が力を合わせ、避難所での混乱やトラブルをできるだけ抑えることが必要になります。災害発生時の避難所の開設に町職員等が不在の場合は、施設管理者や区長、組長など役員が代行し、応急的に開設準備を行い、その後の運営については非常に困難と考えられますが、避難所運営体制づくりを進めてまいります。

そのようなことから、被害状況に応じた人員配置に考慮した箇所数については何箇所と想定していませんが、今後想定される災害の状況、人口の状況、また職員体制、その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所数等については、危機管理担当と検討してまいります。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 補足でお答えさせていただきます。町内の指定避難所としましては14か所ということで、そのほかに福祉避難所が11か所です。細かい名称まではお時間もありませんので申し上げますけれども、そのような状況となっております。

今、保健福祉課長から答弁がありました。そのほか、この新型コロナウイルス感染症への対応としまして、車による避難、車中泊が可能な場所として町内で5か所、駐車場を公表しておりますし、旅館や民間団体等の所有する研修所、それから宿泊施設等について避難所としての貸し出しに協力を求めるといったことも検討をしております、これについては早めに協定等を締結していきたいと考えております。

また、このほかにもホテルや旅館等が多く存在する市などの施設については、その自治体のみではなく広域で利用できないか、北信地域の会議の中でも協議をしてきているところですので、以上です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

次に、避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があります。

そこで、分散避難の定着についての見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。分散避難につきまして、新型コロナウイルス感染症など、感染による二次災害を防ぐための有効な避難方法ということで考えております。自宅のほうが安全と思う場合は、自宅にとどまり在宅避難をする。避難が必要な場合でも、必ずしも町が設置する避難所ではなく、親戚宅や知人宅なども避難先としてなり得ますので、あらかじめ避難所以外の安全な場所へ避難をする。議員がおっしゃるように、こういった分散避難について検討するように今でも呼び掛けはしておりますけれども、引き続き呼び掛けを行ってきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） よろしくお伺いいたします。

分散避難によって災害物資等の届け先が増えてくるわけですが、どう対応するのか検討が必要だと思います。過去にそういった検討がなされたかどうかをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。分散避難における物資の搬送につきましては、主要な避難所を拠点として避難者に物資を届けたり、渡すということも考えられます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源に、今、主な避難所の敷地内に防災備蓄倉庫の設置を進めるなどしております、その対応は検討をしてくれているところ
す。

また、分散避難の避難所として先ほど申し上げた旅館や宿泊施設等が利用できることになり
ますと、その物資、食料品等が主になろうかと思えますけれども、搬送がある程度不要にもな
りますので、物資の搬送業務の軽減が図れることも考えているところです。

しかし、分散避難された全ての方に物資を届けることは非常に難しいと考えておりますので、
併せて各家庭での非常持ち出し品や感染防止物品といったものの準備について、これも引き続
き呼び掛けをしてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

次に、避難所の備蓄物資の充実が必要と考えます。物資の備蓄状況は行政報告書の70ページ
に示されていますが、その上で最大の避難所設置がなされることを考慮して、停電に備えた自
家発電機や避難者のプライバシー保護や衛生面で、通告では折り畳みテントと申し上げたので
すが、行政報告書ではワンタッチ間仕切りが用意されているということで、ワンタッチ間仕切
りの拡充や保管スペースの確保が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。避難所の環境整備や備蓄品の充実は非常に重要な
ことと考えております。このため、平成30年度に飯綱町民会館、それから令和2年度に、三水
B&G 海洋センターに非常用発電、防災用の自家発電設備を設置してきております。非常用発電
設備につきましては、引き続きほかの施設についても検討してまいりたいと考えているところ
です。

また、令和2年度に簡易テント、ワンタッチ間仕切りということで記載をしておりますけれ
ども、これを70セット、それから段ボール製の間仕切り、ベッドをセットで50台購入してお

ります。広い保管スペースが必要となるこの段ボール製の間仕切りやベッドにつきましては、昨年度事業者との協定により、災害時には必要数が供給されるような体制を取らせていただいているところです。現在、常時多くの備蓄をすることは不要になっております。

議員からご質問がありました新型コロナウイルス感染症などの感染症対策に有効な簡易テントですが、これについては追加を検討していきたいと思っております。

保管スペースにつきましては、防災備蓄倉庫を令和2年度に1棟、町民会館に設置しております。また、令和3年度でも予算を計上させていただいております、3棟を、牟礼 B&G と三水 B&G に設置する予定で進めているところです。

今後できるだけ避難所の中や避難所の近くに、物資の備蓄ができるものと考えていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

私は一昨年台風17号の際に、停電が4日ぐらい続いたというお話を聞きました。自家発電機は結構単価的に高いもので、今2か所設置されているのですが、特に停電の被害ということ考えると高岡地区にも1台、あるいは赤東地区にも1台、少し高額ですから今すぐにとは言わないですが、準備していったほうがいいと思います。それに伴いまして、保管スペースも2地区のほうへも拡充していけるような方向を希望したいと思います。

次の質問に移ります。災害時における聴覚障がい者への情報伝達について伺います。地震発生時や大雨台風情報など、テレビやラジオからの気象防災情報をはじめ、いざというときの避難情報は命に関わるとても重要なものですが、聴覚に障がいのある方々にとっては、画面に表示される文字や記号による情報に頼らざるを得ず、アナウンサーや気象庁の専門家などが音声で伝えている内容が伝わりにくい状況があります。

そこで、避難時での聴覚障がい者への情報伝達の仕組みは出来上がっているのか、伺います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。災害時の避難における情報伝達方法では防災行政無線が一般的ですけれども、聴覚障がい者につきましては音声による情報が伝わらないことから、先ごろの前線に伴う大雨の際にも防災行政無線と併用しまして、大雨警報等の気象情報や自主避難所の開設につきましては、飯綱町メール配信システムや飯綱町防災公式ツイッターで登録者と利用者に配信をしたところです。このような仕組みはありますが、聴覚障がい者の登録利用がやはり必要になってきますので、保健福祉課と連携を取りながらさらに進めてまいりたいと思っております。

また、各公共施設などで利用している、モニターを置いていろいろな情報を映し出すテレビサイネージ、これはテレビ信州さんの電波の届くところをエリアとして使えるものですが、今、企画課で導入していろいろな情報を皆さんにお伝えするようなモニターを設けています。テレビサイネージを活用した情報伝達は各家庭に受信機を置いていただくことで、テレビで見ていただくことが可能になりますので、このような障がい者や高齢者等に優しい情報伝達の仕組みを、今後さらに考えてまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 私の知人にも聴覚や言語機能に障がいのある人がおりまして、避難指示が出されたらどうするかと質問をさせてもらったら、先ほど課長がおっしゃった内容でスマートフォンに情報が来るので、それで対応するという答えが返ってきました。

次の質問ですが、聴覚障がい者は積極的に要支援者登録し、個別避難計画に反映すべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。障がいのある人が災害時に避難情報を入手し適切に避難できるためには、情報の伝達、避難誘導、安否確認の仕組みが機能することが必要であります。

町の地域の人たちが地域に住む障がいのある人を意識して取り組むことは、障がいのある人

が日ごろから安心して生活を送れるようにする上で欠かせません。障がいのある人などの避難行動、要支援者の名簿を作成すること、避難行動のための個別計画を作成すること、地域での防災訓練などを通じてこれらの仕組みが有効に機能するように取り組むことが必要と考えられております。

聴覚障がい者で特に高齢者世帯の方へは、地域の支援者や民生委員と相談し、災害行動要支援者台帳に登録するか、対処してまいりたいと思います。現時点で、聴覚障がい者でこの台帳に登録している方は2名います。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 要支援者登録されている方が2名とお聞きしたのですが、全体的には聴覚に支障がある方は行政報告書でいくと26名ほどいるというお話です。もっと強力で推し進めていくべきと思いますが、その辺の取組を伺います。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。聴覚障がい者の方の人数に関して先ほど申し上げましたが、行政報告書の158ページの下に障がい別、年代別、身体障がい者数について掲載した中で、聴覚障がい者は25名、ろうあの方は3名、合わせて28名、3月末でおいでになります。その中で年代を見ますと、やはり若い方もおいでになりますし、高齢の方もいる中で、聴覚障がい者の方の状態が詳しく把握できておりませんので、身体障害者手帳の交付等がある中で、またその人それぞれの状況によって台帳登録等を検討してまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 若い方でも聴覚に障がい者がある方もおられるということで、その方々が全てスマートフォンを的確に使えるかどうかという問題はあろうかと思っておりますので、状況的によく見て取り組んでいただければと希望します。

次の質問です。聴覚障がい者が避難所に避難したとき、手話通訳のサポートはあるか伺います。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。手話通訳のサポートはございます。日常的に手話を言語とされている方の把握はしております。手話通訳のサポートについては、状況に応じて手話通訳者の方へ依頼することを検討してまいります。

また、今年度から県で導入された遠隔手話通訳システムについて、県の導入後の状況をお聞きしながら、今後導入も検討してまいりたいと思います。

聴覚障がい者の方の中には手話を言語としない方も多いため、筆談等手話以外の方法で情報伝達や意思疎通を図り、その方に合ったサポートを考えてまいります。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 私も初めて知ったのですが、スマートフォンに話し掛けると自動的に一定の内容を文字化してくれるアプリもあり、それでやりとりをしたのですが、話すことができない方についても、質問はアプリで文字化されて、障がい者の方は、スマートフォンに文字を打って答えを返していくといったこともできますので、いろいろな手段を使い、きちんと避難された方が無事生活できる仕組みも考えていっていただきたいということを希望します。

次の質問に移ります。AED 設置を町内のコンビニにとの強い思いから質問させていただきました。令和元年6月定例会一般質問において、AED がコンビニに設置されれば安心だと訴えさせていただきました。進捗状況整理表では、実施計画の反映に向け事務を進めていくとなっております。そこで、町内コンビニ4か所との協議の状況をお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えをいたします。実施状況は、進捗状況の整理表で実施計画の反映に向けてというお答えをしてあるところですが、今、進めておりまして、町内4か所のコンビニエンスストアの店主の皆さんからは、おおむね町の公費負担であれば、店内や事務所内に設置することに異論はないということで確認は取れているところです。

ただし、AED の取り扱いも含めて、従業員の皆さんに対する救急講習等の社員教育が必要と
のご意見もいただいているところです。救急講習の受講を進める中で、設置に向けて各コンビニ
ニ関係者とさらに協議をしまして、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） コンビニ店側では公費負担であればおおむねよいということで、設置され
ると理解してよろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 設置に向けて前向きに進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 次の質問です。AED の使用はほとんどの場合が不慮の事故です。そこで、
交通事故多発地点の公共施設に設置された AED は屋外で保管できる対策が必要と考えます。

これは長野中央警察署から町内の交通事故発生状況の資料ですが、A3版の地図に事故発生
多発箇所が落とされています。過去5年間、2016年から2020年の間の事故のデータが書き込
まれているものです。その中で、3点にわたって取りまとめをいただいております。

1点目は、事故発生件数の5年間の平均は14.2件だそうです。

2点目は路線別件数ですが、主要地方道荒瀬原線が27件、町道が15件、国道18号線が12
件と、これがベスト3です。主要地方道荒瀬原線の数が多いのですが、これは路線延長が長い
ために件数が上乘せされてきているということでした。

3点目が地籍別件数です。平出が15件、普光寺が12件、牟礼が11件となっております。こ
れもベスト3です。

ただ今、質問させていただきましたが、コンビニにAEDが設置されれば、交通事故多発地点
ではおおむねカバーできるわけです。それでも高岡地区と赤東地区には反映されません。最低
でもこの2地区には必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。現在、町の施設や学校、避難所等に設置されている AED については、全て屋内の設置となっております。屋外設置のメリットと言いますと、時間外や深夜、休日といった施設が開いていないときでも緊急時にはいつでも利用できるということになるかと思えます。1分でも早い AED 使用が生存率を高めることにつながりますので、屋外設置は命を守るための有効な方策であると考えております。

議員のお話のとおり、交通事故の多い地点はコンビニに AED が設置されればおおむねカバーできるかと思えます。赤東地区や高岡地区などにつきましては、その近くに町の施設等もあります。こういった施設への屋外設置が可能か調査を進めさせていただきまして、AED の更新時期なども考慮しまして関係課などと検討していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） その場合、更新時には屋内用として使える AED とは別に、屋外に置く分にはまた違った AED が必要だと伺っているわけですが、2本立てで行くのでしょうか。屋外に設置したら室内は設置しないとか、そういう感じでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 屋内用と屋外用でこういったものがあるかは調査をさせていただきたいと思えます。屋外に設置する場合でも、箱や設置場所をしっかりとものにすれば、屋内のものもたぶん使えるとは思えます。屋内と屋外の両方に置くかどうかということも含めて検討させていただければと思えます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

最後に、女性の傷病処置のため AED 使用をためらわずにできるリーフレットを作成し、配備することが必要と考え、見解をお聞きするわけですが、その前に、鹿児島市でこのリーフレットを配備できたとの記事がありましたので紹介をさせていただきます。

鹿児島市では、このほど市が関係施設などに設置する AED434 台に、女性傷病への配慮を促すリーフレットを備え付けました。このリーフレットは、女性に AED を使用するときの配慮を説明し、女性にもためらわずに AED を使ってくださいと呼び掛けています。紹介している方法は、1 つとして AED のパッドを体に貼った後に上から衣類などをかぶせるという方法、2 点目に処置している場所を囲んで人の壁を作り、傷病者を周囲の目から隠すなどが記載されているとのこと。

なぜリーフレットを作ることになったかですが、セクハラと訴えられかねないなどの理由で、女性に対しては AED が使われにくいとする研究グループによる調査結果があったそうです。操作する人がためらわずに使用できる工夫をとることでできたものでした。こういうものが必要ではないかと私も考えましたので、見解を伺います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 心肺機能停止を起こした傷病者が女性であった場合につきましては、その女性への配慮を大切にしつつ、適切に AED を使用することはとても重要なことだと思っております。

リーフレット作成ということですが、リーフレットを作成して配備することは、関係機関や救急関係者などと協議をしていきたいと思っております。議員から今、鹿児島市の例をお聞きしましたので、こういったことを参考に関係機関や消防署等とお話をする中で、できれば前向きに進めてまいりたいと思っております。

そのほかには長野市消防局主催の救急講習会などもありますので、そういった際に傷病者が女性であった場合の配慮について話をさせていただくなどもぜひ働き掛け、併せて進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6 番（原田幸長） 分かりました。

希望することは、誰もがためらわずに AED が使用できればいいと思っておりますので、ぜひ前向き

な検討をよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時50分をお願いします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

◇ 石川信雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号7番、石川信雄議員を指名します。石川信雄議員。

〔7番 石川信雄 登壇〕

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄でございます。通告書に従いまして、順次質問させていただきます。

コロナ禍における事業者・生産者救済についてお伺いします。さきの臨時議会で町長より、団体から要望があったというごあいさつがあり、議会のほうにも協力や理解をしていただきたいというコメントがありました。今回補正予算でも1,000万円余の商工振興資金が計上されております。提案説明書を見る限り、詳細については把握しておりませんが、まず町長にお伺いします。

生産者の窮状について、町長は今どのような心持ちでおられますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。飲食業、宿泊業の皆さんの売上げの落ち込みはかなり厳しいものがございます。特に宿泊業の皆さま方においては、その度合いがまだきつい状況になっていると感じております。飲食業の皆さんは今日から売り出しを開始しますが、3,000円で5,000円の応援チケットを発行しました。これはかなりお店が努力して、自分のお店に来

ていただくために売るものですが、これでだいぶ息をしたという評価をいただきました。しかし、宿泊の皆さんの利用率が非常に厳しいと思っています。

その他の事業の皆さんは、とてもいいのかといえどもございません。国民健康保険の掛け金を下げてほしい、減免をしてほしいという申請を見ますと、自由業、例えば保険のセールスで保険の契約とか何だとか、そういうお仕事の関係の皆さんもガタンと仕事が減ってしまったということで、全般的にかなり厳しい状況が来ていると。一部には国税が最も多く収入が見込めるという報道もありましたが、飯綱町においてはとてもそんな状況ではないと思っています。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 議会でモニターアンケートを実施しておりますけれども、今回モニターの方から次に申し上げます意見がございました。「新型コロナウイルス対策のための補正予算が掲載されました。予期せぬことに、多くの税金を投入されています。小さな町だからこそ顔の見える商店や宿泊施設に適切な援助がなされるようお願いします」と、率直なコメントがございました。

そこで令和2年度ですが、県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力金支援金事業で340万円、飯綱町事業者等支援給付金交付事業で290万円、地域支えあいプラスワン消費促進事業で6,282万6,215円と決算の報告がございました。

町でもいろいろ事業者に対して救済措置を講じてきておりますけれども、ここへ来てコロナウイルスが3波、4波と続いて収束が見えないわけですが、製品や主生産物の出荷も人流の抑制から当然落ち込んで、消費も冷え込んできております。危機的状況から抜け出すには、生産者自身の自助努力だけでは厳しいと聞き及んでもおります。

国や県の補助事業の対象にならない小規模事業者等への一時給付金を町単事業で支給できないものでしょうか。以前、1人10万円の特別定額給付金がありましたけれども、事業者の状況を特に考慮するわけでもありませんが、そういった救済措置が取れないものかと考え、提案するものです。町長はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的に陳情があったのは、食品衛生協会（食協）の皆さんが小売業として、小さなスーパーみたいなものでいろいろなものを売ったりしているのですが、一種の酒屋さんも、宴会はない、お店は夜に酒を出してはいけないというあんばいですので、お酒の売り上げもがた落ちというところから、ぜひ製造業や小売業の人たちについても何とか支援してほしい。もうそろそろ頑張りも限度だというような陳情の内容でした。

それによって、今回小売業の皆さん方を対象にした持続化をしていくための支援給付金を、マックス1件30万円という予算計上をさせてもらったわけでございます。20%以上の売り上げの減などの一定の条件がございますけれども、これによって申請をしていただきたいと思います。ちなみに、小売業としては30件ほどのリストアップをしております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 先ほどの飲食店の応援チケットですが、放送でも毎日言っておりますが、他県への出入りを制限したりとか人流を抑制しますと、外食しようという気持ちも必然的に抑えられるのが当たり前で、支援はしたいけれども感染の抑制防止の観点から、どうしても支援し切れない部分が出てきております。飲食店の事業者の皆さんから、やはり人の出入りが少ないようにも感じるというご意見も聞いております。応援チケットは、使用者にとっても事業主にとっても非常にお得なチケットではあるのですが、やはりコロナ感染防止の意味合いから考えると、こういったものはいまひとつ消化し切れない部分があるのではないかと考えております。

菅首相も、次期総理を続投しないでコロナに専念したいというコメントを残されて、この間会見をされました。町長もぜひこのコロナ感染に対しましては、一般住民もそうですが、事業者の救済にも専念していただきたいと考えております。

このコロナですが、現在9月でありますけれども、これから冬季、11月12月になってきますと、今度はまたインフルエンザとダブル感染という事態も懸念されます。ですので、そうい

った意味合いにおきましても、この事業者支援というのは常に支援していかなければいけない課題ではないかと考えております。

これからコロナ収束、2回目の接種が終わるのが11月末を国では目標にしておるようですが、2回接種したところで感染する報告もございます。そんな中でまだまだ安心できない現状ではありますが、3回目のブースター接種についてはまだ国でもいまひとつ先行き不透明でありますけれども、コロナ感染、またインフルエンザ感染といった感染症に対して、町長は今後どういう手当をされていくのか。少しその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） コロナの特にワクチン接種については、また事務局の担当課長からも見通し等々を詳しく申し上げますが、だいぶスムーズに動いたのが一つと、高齢者の層に比べると若い人たちの層で希望する人が少ないことから、10月中にはうまく行けば2回目まで希望した人に対して接種を完了することができるのではないかとこの見通しを持っています。3回目とか、コロナのワクチン接種をしてもかかる人はかかるし、陽性になってしまうという事例はございますが、やはりパーセンテージで言えば、絶対ワクチン接種をしたほうが感染率も下がったり、重症化も防いだりということです。私は何としても若い人たちにもご理解をいただく中で、ワクチンの接種を早めに進めることが極めて大事なことだろうなど。

そしてもう一点、インフルエンザの時季がまた到来というのですが、昨年も同じようなことを質問されたり、心配をいたしました。しかし、実際としては、マスクを掛けているということが風邪の予防にどのぐらいの価値があったか。ほとんどインフルエンザの患者さんがいなくて済んだのが、昨年の実態でございました。

したがって、今年度も何とかワクチンの接種を奨励し、マスクの着用を引き続きお願いする中で、両方の感染防止を徹底していきたいと考えています。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） それでは、担当課長にもお伺いしたいと思います。担当所管の事業者等に

今回のコロナ禍における実態調査やヒアリングなどをした経緯はどのぐらいあるでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。先ほど町長の答弁の中で食協からの陳情があったということで、そちらの方からの現状と要望内容等を聞き取って、今回の飲食店等支援給付金事業で、食品製造業、それから小売事業者に対しまして、前年か前々年どちらかの同月比で20%以上減少している場合に給付をしていきたいということで、それと併せまして、コロナウイルス感染防止環境整備支援事業につきましても、食品製造や小売事業者に対しても経費の一部、3分の2相当ですが支援をしていきます。

実態調査については陳情の際に現状等を聞き取りした以外は実施してございません。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 先ほど町長から答弁がありましたけれども、そちらの補助事業の中に、先ほどありました保険業者などの自由業者さんは対象に含まれるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。今のところ、食品製造業と小売事業者に対して支援を行っていくということで対象外でございます。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） それでは、町長に改めてお伺いします。現在、対象にはなっていないということですが、今後そういった方々にも支援の対象を広げていくお考えはおありでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そういう皆さんも一種の事業主であることは間違いないので、実は無利子で当面の資金をお貸しする、そういう事業を町で令和2年度実施して、かなりの事業主の皆さんが運転資金の借り入れを行う申請をしてもらいました。その中にそういう関係の事業主の皆

さんたちが何件かいらっしやったので、なるほど、こういう皆さんもかなり苦しいのかなと感じてきたわけでございます。その人たちを今の事業の中では拾っておりませんが、事業主ということで輪を広げるか。

話が少しあれですが、事業主の人ばかりを助けていて、非課税世帯の所得のない人たちの支援を一体どうやって考えていけばいいのか。その辺も今少し頭を悩ましているところです。約860世帯の非課税世帯がございます。所得が300万円以下の人ではだいぶ生活が苦しくなったと言っている。700万円以上の人たちはあまり変わらないと言っているというようなNHKか何かのアンケート報告がありました。今、非課税世帯に何人いらっしやるのかなどもやっているのですが、その中にそういう事業者の皆さんたちが入っているということもあるし、他事業については今後検討していきたいという意味で、私は臨時議会の招集をお願いする場合もあるかもしれないとあいさつで申し上げました。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） それでは、セーフティーネットではございませんが、コロナ対策に一層専念していただきまして、良きに計らっていただきたいと存じます。

次の質問に移ります。窓口サービスのネットワーク化推進をということですが、以前、マイナンバーサービスの交付の件で担当課長ともこの話をした経緯があるのですが、そのときにはまだまだ費用対効果が得られないということも少し聞き及んでおります。ですが、国ではデジタル庁を創設したり、オンライン化に加速しております。今は時代がそういったインターネット中心にということも語弊があるかと思いますが、インターネットがかなり進んできて当然のことになってきておりますので、時代の流れから言って、そういったことも必要ではないかと思えます。

また、三水庁舎を閉じまして不便を感じている町民も少なからずおられます。マイナンバーカードの普及促進にも、郵便局やコンビニなどで戸籍等の窓口手続きができるように、オンライン化を進めてみてはいかがかと考えております。今なら国庫補助もあるようですし、インターネットインフラとして重要と捉えておりますけれども、まず町長に、現状に対しての見解をお

願います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） オンラインで住民票や諸証明を発行してもらうというサービスですが、これは必ず、もうじきそういう時代が到来するだろうと思っています。

今まで三水庁舎でそのサービスをやっていて、8月10日からそちらのサービスを打ち切らせていただいております。今まであったものがなくなったということで、その意味では残念だと思っている人も多かろうと思うのですが、コンビニに設置しても、コンビニまでは行っていただかないとならないということもございます。

窓口のサービスよりも福祉やいろいろなサービスを不公平のないように、地域や住んでいる場所によって不公平がないような行政サービスを展開していくほうが重要だという思いもございます。

オンラインでそういうサービスをやるという時代で、確か最初の初期投資が幾つかの町村と一緒にやれば、約2,500万円～2,600万円だと聞いております。これは特別交付税の措置があったりします。ただ、ランニングコストが年間500万円。これはずっと続きますよと。よその町や村の状況を聞くと、コンビニで住民票などをもらいたいというのが100人もいることはほとんどないので、1枚5万円の住民票というあんばいになりまして、これは少し考えないといけない。

それよりも、先ほど申しました、自分で役場に電話なりをして、マイナンバーを持ってもらわないと駄目ですが、自分のSNSとかそういうところから役場の担当のほうへ、私の住民票を1枚送ってほしい、お金はここから振り落としてほしいという手続きが、もう間もなくできるようになってくると思います。ですから、私はそれをやっていったほうがよほどいいのではないかと考えております。

ちなみに、信濃町、小川村、私どもと、ほかにも周りに市町村がございいますが、500万円のランニングコストは厳しいというのが現状です。来年の令和4年度で希望の打ち切りというこ

となので、そこまで関係町村と相談をしたいと思います。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） これもまた議会報モニターからのコメントですが、「三水庁舎を残すより、EAST・WESTに出張所（無人でオーケー）があり、マイナンバーを利用して必要な公的書類等を出力できる仕組みを整えてほしい。当方の地域から新庁舎まで距離が遠過ぎて時間のロスが大きいです」とあります。

町長の答弁にもありましたが、北信地域においては私が調べたところ、長野市、飯山市、中野市、山ノ内町の4市町だけがやっている状況でありました。やはりランニングコストが500万円という話になると、そこは少し現実的ではないと思うのですが、先ほども申しあげましたように、これも一つのインフラ、社会資本と考えてもよろしいかと考えております。また構成市町、長野広域でも結構ですし、そちらのほうでそれこそ峯村町長発議で進めていただければと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） みんなで話し合うことは、ご意見のとおりに進めていきたいと思います。

今年においては、坂城町の町長が長野広域の会議の中で提案をされました。しかし、そのときの他町村の反応を見てみますと、全然それ以上の進展はなかったという状況ではありました。いろいろ検討してみたいと思います。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 先ほど町長の答弁に、住民課のほうのオンライン上の窓口で双方でのやりとりができるようにシステムを整えたいとありましたが、それがかなうのはいつごろの予定でおられますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 国のデジタル庁が発足したのは9月1日でしたか。長野県にも既にデジタ

ル担当の部局が発足して動いております。

私ども、地方の自治体もDXについてはこれから研究をして、どんどんその計画をいろいろ出してくださいという状況になってございます。従って、そういうシステムがどういうふうにできてくるのか分かりませんが、私は今すぐここで来年の秋にはとか、再来年の春にはという情報までは得ておりません。言い方はあれですが、近い将来にはそういう方向になると思います。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 学校のWi-Fi環境もそうですが、世の中の流れで来ておることですので、また町としても、乗り遅れることのないように対応していただきたいと存じます。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（大川憲明） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時00分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。質問通告により順次質問いたします。

最初に、過疎法対応で飯綱町ならではの対応を図ることはということでお伺いいたします。過疎地域持続的発展計画として、向こう5年間の計画が町から示されました。三水地域が対象とされておりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第4条では、対策の目標として、地域における創意工夫を尊重し推進しなければならないとされております。町としても、ソフト事業にも使える最高のチャンスだと表明されておりました。そういった中でお伺いいたします。

最初に、今後も町民からの提案や要望を募り、そして反映させることはどうかということでお伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。過疎計画は今年の4月からスタートして、今議会に原案を提出しているところです。この計画は、住民の皆さんの意見を十分に把握し、それを反映するような形でやっていきたいと思いますというのは議員のおっしゃるとおりです。そういう意味では、住民の皆さんともろもろの話し合いをしていくのは全く異議のないことです。

逆に、この計画に挙げていないような事業をやりたいといったときには、計画に載っていませんという答弁が来てしまうわけです。従って、ありとあらゆるといいますか、考えられる施策については、一見総花的ですけれども全部挙げてあります。住民の皆さんの意見で思い付くことは全て、恐らく今の計画の中に反映されているだろうと思います。

それにも増して、まだこういう計画があった、このようにやりたいということになれば、これは県と協議をした上で決定していくこととなりますので、県と改めて協議をして変更していくこともやぶさかではございません。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確かパブリックコメントも行われてきたと思います。今後とも大いに要望を募り、反映させていくことが大事だと思います。

そこで、提案をしながら考え方をお聞きしたいと思います。新型コロナ対策にもつなげるために、1つは、飯綱病院支援策ともなりますが地域医療の充実。そして2つ目には、飲食業支援を的確にするべきではないかと考えます。それについてお伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 病院の支援をためらうつもりは全然ございません。一時、国で非常に存在が厳しい病院の一つとしてリストアップをされたことは皆さんご存じのとおりだと思います。

いったんコロナが発生しますと、飯綱病院でもコロナ対策でいろいろな力を貸してほしいと、県からも強い要請が来ております。逆に、無くてはならない病院的な存在になってきております。

住民の皆さんにとって、市民病院や日赤とか、中野市の厚生連の病院とかいろいろあるでしょうけれども、地元でベッドが 150 床ある公立の病院があるという安心感というのは、私は非常に何にも代え難い存在だと思います。

従って、これがきちんと存続していくためにきちんと支援はしていくのですけれども、過疎対策の事業をうまく利用してということになると少し工夫をしなければなりません。旧牟礼村の住民の皆さんも、三水地区の皆さんも病院に行っています。いちいち、あなたはこちら、あなたはこちらではなく、全体のパーセンテージで考えることもできるという事例があるようですので、病院の施設整備等々、できる限りそういうものを使っていきたいと思っています。

もう一つは商店街です。これについても、今のところ県や国の交付金を 100 パーセント充当してできるような事業がございますので、コロナ対策としてはそれを優先的に使っていきます。この計画は 5 年 10 年で過疎からの脱却を目指す計画ですので、商店街の皆さんたちと、10 年後の飯綱町のあるべき姿をしっかりと考えて取り組んでいければと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 具合が悪くなったときに安心して病院にかかれるようにすることと併せて、安定的に病院機能の維持確保は重要であります。減収補填をするなどして、医療関係者に奮闘を願うところであります。

次に飲食業支援策であります。先ほども言われましたように、今年も飲食店応援チケット発行事業が取り組まれております。昨年、飲食店応援チケット発行事業に取り組まれた結果が行政報告書にありますが、先日の質疑の中で、精算額は使用率で 63.3%、6 割だったということです。

今年も飲食店応援チケット発行事業に取り組まれているのですが、今、人の流れを抑えながら、そして団体の会食や宴会が避けられているので、そういう状況のもとで人の数の過疎化を

防ぐことも大事であります、同時に質の過疎化を防ぐことも大事です。地域の食と潤いを支えてきた飲食店がやめ時を考えているという状況です。閉店や廃業に追い込まれないように、昨年行われました持続化給付金や交付金のように支援することが緊急に重要と考えるのですが、それについてお伺いいたします。

この点につきましては、先ほども触れられましたが食品衛生協会からも陳情書が出され、深刻なことは町長もご存じだと思います。こういったことにも答えていくべきだと思います。それについての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飲食業の支援ということで具体的に業種を指定されましたけれども、全ての業種について、一定の地域だけを支援していくという考え方は全く持っておりません。やるとすれば、飯綱町全体の何とかという業種を支援していこうという形で進めてきております。

一方では、議員のおっしゃるとおり、今、長野県は12日まで、他県に行ったり、外食や飲酒をなるべく控えてくださいという中で、3,000円で5,000円のチケットを購入してくださいというチラシを先日入れて販売を開始しました。この行動自体については、内部ではいささかタイミングがぐっと来ないなど。そういう意味では少し議論をいたしました。

しかしながら、県で指定されている自粛するエリアの中にも、コロナの陽性者がぐっと抑えられた地域、具体的には山ノ内町などですが、そこら辺は指定の区域から外しましょうということで、9月3日から外されております。もともと区域に入っていなかった飯綱町ですから、いろいろな意味もあるけれども、注意して、しかも商店街の皆さんには飛沫防止の対策をしっかりやっていただくようなスタイルで、この販売をしていこうということでスタートしました。

63%とは言いますけれども、中には、皆さんが思い付くような食堂の皆さんについては100%を超えたり、もしくは1,500枚ぐらい販売したところもございます。従って、1,500枚売ると750万円ですから、お店にしてはかなり効果があったのだらうと思います。お一人だけでやっているような小さなところは、500枚の割り当てのところは300枚で十分だったという人もい

て、結果としては63%でした。

年末に向かって、コロナの状況にもよりますけれども、これは支援をしていかなければならぬと思います。宿泊業も含めてでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 支援をしていかなければならないと町長も言われるのですが、今年も行われております飲食店等の支援策ですが、これは昨年の結果にもあるように、やはり人の流れを抑えたり、そして集まることをなるべく避けろという中で、なかなかこれでは効かない面もあります。ですから、業種によっては死活問題です。

昨年の特別給付金や定額給付金を交付されたときには、本当に希望が持てた、光が見えたといったように喜ばれました。ですから、今年の場合も、一律にやっていることも大事ですが、それと併せて構造的に、そして今、本当に緊急的に必要な業種に、昨年の実績と比べてどうなのかということを根拠にしながら、給付金や交付金の形で出すことが非常に求められております。その辺をしっかりと考えていただいて、決め時、使い時のある交付金、そしてまた支援金をやるのが大事だと思います。その考え方はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 究極的な支援は、やはり最後は支援金を申し上げると。このチケットを何枚売って、お客さんに何人来てもらえれば幾ら利益が上がるというものではなくて、給付金を申し上げることが一番だとは思っております。その辺の出し方については、今の時点ではまだその皆さんにだけ給付金を出すという対策は決めていません。

先ほど申しましたとおり、今後のコロナの進み具合と規制によっては、そういうことも十分考慮した上で検討したいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） ぜひ、そういう方向も考えていただいて、地域の業者がやめ時を考えているというような状況にならずに続けてもらえるように、あげていただきたいと思います。

次に、過疎法対応の一つとして、水道施設整備に対応しながら水の確保策を実施することはどうかということで、これは過疎法の中にあると思うのですが、その辺についての考え方を伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もしあれでしたら課長からも詳しく申し上げますけれども、私も大きく期待したのはそこでした。しかし、残念ながら上水道には過疎法の適用はいたしませんと、簡易水道ならよろしいということです。前にも申し上げた経験があるのですが、上水道というのはとても立派にできた水道施設で、簡易水道というのは簡単にやったような水道施設かとお考えになるのは全くの間違いでございまして、給水人口によってただ分けているだけです。

今の三水地区の給水人口だったら十分簡易水道で行けると私は思っていたのですが、いよいよ調べますと、県の認可は上水道になっております。だったら、今すぐ簡易水道に切り替えるというような調子のいいことは、残念ながら認められませんということでした。

従って、適用はできませんけれども、初日のあいさつや清水議員の質問にも詳細に答えたいつもりですが、財源対策を違う形で取りながら、これは実施をしていかなければならない大きな問題ですので、計画を立てた中で実施していきたいと思っています。これについては大きな問題なので、単なる全協で報告を申し上げるというよりも、とても素晴らしいクリーンヒットなことをやったのではなく、全町的な問題で、みんなでいい方向へ持っていこうということですので、ぜひ何かの形で議会も参画をしていただいで進めていけたらと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） この過疎法対応事業は、非常に県との連絡が密に取れるような構造になっていると思います。ですから、池内副町長にも大いに練り上げてもらって、こういったこともできるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、原材料支給事業を拡充して住民参加の地域づくりを図り、また町単事業、これは各地

でいろいろと挙がっているわけですが、例えば芋川の斑尾川の改修工事等の早期着工・完成を図ることについてはどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これについては、建設でも原材料費をやったり、産業観光課でも同様のことをやっておりますので、課長からも少し付け加えてもらいます。

これも残念ながら過疎債の恩恵を受けることができません。ちなみに簡単に申し上げますと、では、原材料支給ではなくて町単で単独工事を発注して、過疎債の適用を受けられないかというのも残念ながら駄目です。ただ、今まで国庫補助や、いろいろな県の補助でやってもらった補助残や県の負担金、こういうものを率の悪い借金をして返済していたものが、今度は率のいい過疎債を借りてもいいということになりました。

従って、この間の9月の補正予算の提出の中にも、基金からの繰入金を2億6,000万円も減らしているのを皆さんご存じだと思います。あれは、いろいろな事業に過疎債を充当することによって、現生の基金からの引き出しが要らなくなったということです。少なくとも、そうやって浮いてくるお金が2,000万円、3,000万円増えれば、それを町単事業の原材料費支給や、そういうところへ充当していくということはこれから十分可能になると思います。

財政運営としてはそんなふうに考えておりますけれども、付け加えることがあったらお願いします。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。今、町長からお話のあった内容で、原材料については建設水道課と産業観光課で行っていますけれども、これにつきましては、県の補助金である元気づくり支援金を使って施行している状態でございます。実際に町からの持ち出しにつきましては、県の元気づくり支援金は3分の2補助金ということで県から頂いておりますので、その中で実施しているという内容になってございます。

毎年 60 から 80 件ほどの申請が上がってきまして、課では内容を審査して、地域の皆さん参加のもと、優先順位を決めて施工しているという内容でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 時間もありますので次に行きます。知識文化施設として要望もあり取り上げてきまして、また過疎法の対象事業として挙がっております図書館の充実を図ることはどうかということで、改めてお聞きしたいと思います。簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） ご質問の過疎法対応での図書館の充実をとのことですけれども、今般の過疎地域持続的発展計画では、飯綱中学校図書館の一般開放に当たり、図書の実と要配慮者への利便性を考慮した既存施設の整備を計画しております。

なお、学校教育の現場では、GIGA スクール構想等で児童生徒 1 人 1 台端末が配布され、情報化、デジタル化が進んでおり、また、図書についても電子書籍が主流となりつつあります。

そのような中、長野県ではこの 4 月に企画振興部に新設されました DX 課が中心となり、市町村と県による仮称 a11 信州電子図書館共同構築研究ワーキンググループを起ち上げております。最終的には、県立図書館を中心に全 77 市町村の参加を目指して立ち上げております。他町村の郷土史資料の閲覧、また、学校の GIGA スクール構想でそろえました端末からのアクセスなど、さまざまなサービスの提供ができる構想となっております。

図書館から紙の本がなくなることはないとは思いますが、今後、急速に電子図書館の普及が進みます。実際、このコロナ禍で電子図書館は 1 年で倍になっているそうです。このような動きも踏まえ、今後図書館の充実にあたっては慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今後とも研究しながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、盛土と土石流対策についてお伺いいたします。異常気象等により、いつどこでも発

生するかもしれないと言われる自然災害ですが、「自然災害を完全に防ぐことは困難だが、人災は防ぐことができる」と言われております。記憶にも新しい熱海市の土石流災害は、盛土が原因とされております。

そこでお伺いします。町内での盛土の規制、点検と、今後の対応策についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。町内での盛土の規制、点検と、今後の対応策でございますが、規制という部分につきましては、飯綱町の自然環境保全条例の中に、宅地の造成、盛土、それから埋め立て等、形状の変わる開発については開発行爲の申請を行うというような内容がございます。一応、その申請をもとに、住民の方の意見、それから地域の方の意見を聞いて事務を進めていくようになっております。そちらで、規制とまではいきませんが、確認できるという内容になってございます。

今後の点検等につきましては、一応令和元年度に、国による大規模盛土の有無を調査する第一次スクリーニング調査というものが行われました。町内の該当箇所につきましては、その時点で6か所ということでありましたが、令和2年度の第二次スクリーニング計画策定に入りまして、現在は7か所程度該当になるとと思われる場所があります。国のガイドラインに基づいて町内の現地調査を行ってございます。

今、議員のおっしゃるとおり近年の土砂災害等の内容を受けまして、町内にあるそういった盛土の箇所につきましては長野建設事務所とともに目視による点検を実施し、調査結果の詳細はこれから出てくるわけですけれども、今後、必要な場所につきましては国の補助等も活用しながら対応していきます。現在のところ、特に目視した時点では、湧水、はらみ等は見られないというような状態であります。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 若干補足の答弁をさせていただきます。今、笠井課長から説明がございましたが、この8月に、既に飯綱町の7か所の大規模盛土地域について調査をさせていただいています。これは、先ほども話がありました静岡県での土石流災害をもとに、農水省、林野庁、国交省、環境省、そういった関連省庁の連名で各県に通知がなされております。その中で、県では建設部が窓口となって、建設事務所と市町村合同で、この8月31日までに対象箇所の特検を行ったというものです。

課長から答弁がありましたように、今までの調査の中で、既に国で大規模盛土についての造成地の把握がなされておまして、それがカルテという形になっております。その中で、飯綱町には7か所あるわけですが、福井団地はご存じのとおり団地の造成、黒川原田地区については圃場整備、それから日向地区についてはグラウンド整備という中で、過去に谷を埋める谷埋め型として造成されてきました。それを今回の盛土の中で調査を行ったというものでございます。

今回の点検については、先ほど笠井課長からご説明しましたけれども、目視の特検の前に、そもそもこの大規模盛土について、盛土に関する許可や届け出がなされていたかどうか。あるいは、許可や届け出どおりに施工されていたかどうか。災害防止のための水抜き等の処置が取られているか。そのようなことも含めて、現地の調査と併せて行っています。そういった中で、飯綱町の大規模盛土については異常ないということで確認が取れている状況です。今後、国交省で点検結果をまとめて11月ごろには公表されると聞いております。もし今後何かあれば、それぞれの造成に携わった関連部署と一緒にあって対応を進めていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 危険性に関する町民からの情報等を集めて、所有者や住民への周知も併せて進めていくべきだと思います。

次に、盛土工法による廃棄物処理施設等は認められないと思うのですが、そのことについてお伺いします。現在、芋川地区に開発計画のある施設は、24万立方メートルを埋め立てる計画で、最近、業者の経営陣が代わってきていることも明らかになっております。引き続き、こう

いった廃棄物処理施設等には反対していきべきだと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 芋川の最終処分場につきましては、もう歴史がございます。一部、地域の住民の皆さんには土地を譲渡された方もいらっしゃるわけですが、大きな意味で、芋川地区は反対をしておりますし、議会もその旨の反対の決定をさせていただいております。私も、飯綱町として最終処分場を必要とする状況にないと思っております。引き続き、これについては慎重に対応していきたいと思っております。原則的には賛成はできない立場で行動していきたいと思っております。

細かな点は住民環境課長から、中身について、県の基準等の話をお願いします。

○議長（大川憲明） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 若干中身の説明をさせていただきます。議員ご指摘の日向における最終処分場の関係ですが、6月に議員さん方に概要の計画ということで中身のご説明を申し上げました。先月、業者が来ましたが、今現在、特に大きな変更の申し出は出ておりません。

また、県と協議をして地元の説明が必要だという判断がなされる場合には、こちらのほうも地元で反対の水を守る会がございますので、そちらと協力しながら県のほうへ反対の意思をつなげて、行政としては極力協力をしていくという形をお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） そういう計画の上に立って反対の方針で行っていただきたいと思っております。

次に、町内各所で太陽光発電施設の設置が進められているのですが、これについての対応は万全か、考え方を伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 時間もありますので短めに答弁させていただきます。太陽光については自然エネルギーを増やすという面もございますけれども、森であれば森林法、農地にやりたいのであれば農地法、そして、飯綱町全体としては飯綱町自然環境保全条例に照らし合わせて、いろいろな意味で制約をさせてもらっています。今回、そこに飯綱町景観条例をプラスしまして、そこでも太陽光について触れています。

今、申し上げた中では、一定の条件をクリアした場合には建設してはいけませんというところまではいかない制約の世界でございます。従って、なるべくハードルを高くするような状況をもって、何とか不適地だと思われる場所については遠慮をしていただくような方向に持っていきたいと思っています。

進んだ条例を作っている前例が他県にあるようでございます。その辺も検討させてもらって、もう少し厳しくできるものであれば厳しくさせていただきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 設置地区の周辺の住民の皆さんとの合意なども大いに義務付けて進めるべきだと思います。その辺の対応についてもよろしく願いいたします。

次に、補聴器購入補助制度についてお伺いいたします。この制度は難聴者の生きがいがづくり及び社会参加の促進を支援することを目的として制定されたと思います。そこで伺います。補聴器購入補助制度は、今年導入を始めたので半年の新規事業です。利用状況はどうでしょうか。

もう一点、併せて伺います。この補助制度の内容に、対象者の所得と年齢制限が含まれています。現在、18歳以上、町民税非課税世帯に属する者とされておりますが、実施他町村では年齢や所得制限のない自治体もあります。身体的な弱点を補う施策でありますから、年齢制限や所得制限をするべきではないと思うのですが、併せて伺いいたします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。まず、この制度の問い合わせについては3件ほど

ございました。しかし、対象外であったため利用者は現在ゼロとなっております。

続きまして、対象者の所得制限と年齢制限を撤廃する考えはないかということです。所得制限については各福祉の支援制度、例えば同じく始めました高齢者世帯エアコン設置補助事業などについても非課税世帯となっており、ほかの事業との整合性から、現在所得制限を撤廃することは考えておりませんが、申請の状況を勘案して、所得対象の範囲を見直すことは検討してまいりたいと思います。

年齢制限につきましては、対象者が18歳以上となっておりますが、18歳未満につきましては、以前からあります軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業により対応しております。年齢につきましては、全住民が対象となっております。

また、この制度は新しく始めましたもので、より利用していただけますよう制度について周知してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、問い合わせが3件で利用状況はゼロという話であります。取り組んでから半年であります、関心のある割に利用率が少ないと思います。そういう点で考えると、年齢制限もそうですが、課長が言われたように所得制限を撤廃しながら、難聴対策の趣旨をくんでいただいて、大いに利用してもらえるような方向にしたほうがいいのではないかと思います。せっかく作った制度ですから、大いに利用してもらえる取組を考えていくべきだと思います。

この補聴器の補助制度は全国各地のいろいろな自治体で取り組まれております。その内容は、年齢制限や所得制限がなかったり、現物支給を行っている自治体もあります。ですから、大いに難聴者の立場に立って利用しやすい制度にすることを考えながら、ぜひ利用されるように望みたいと思います。

このいい制度を、住みよく過ごしやすい環境づくりをしている町の姿勢を大いに宣伝していただいて、難聴者にこの制度を利用してもらえるようPRすることが大事だと思います。その辺も含めて考え方をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。どなたにも無制限で補助していきたいのはやまやまですけれども、今、課長から申し上げましたとおり、いろいろな助成制度については一定の所得制限を設けさせてもらっています。これを今ここで撤廃しようというわけにはいかないと私は考えています。

ただし、これからの時代に、格差がこのように広がってきていて、町がきちんとケアしてくれるということを実感できるような支援をどういう形でやっていけばいいのか、ここら辺の考え方は、一律に今までの踏襲ではなくて、そういうことも検討は進めていきたいと思っています。段階別の所得制限を実施していくには、いろいろなものがあるかと思います。立派なお答えにはならなくて恐縮ですけれども、PR や、限度額を3分の2の3万円として抑えていますから、今の補聴器はもう少し値段が高いものを皆さん購入されているのではないかという情報もございます。そこら辺も含めて検討したいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、時間になりますのでまとめてください。

○12番（渡邊千賀雄） そういうことを大いに検討していただいて、使いやすい方向で取り組んでいただきたいと思っています。そのことを申し上げて、以上で私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は2時でお願いします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時00分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名します。伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。私、今任期最後の一般質問をさせていただきます。

まず、生理の貧困への対応ということでお聞きしてまいります。今年3月神戸市の女性安齋和穂さんがお一人で生理用品の無償配布を実施する会を立ち上げ、フェイスブックで発信をしました。日本共産党の前衆議院議員宮本たけしさんの「協力するので国に声を届けませんか」の連絡により、全国に呼び掛ける運動につながり、5月14日の新聞赤旗の報道によって全国的に大きな反響を呼び、各地で実現に向けての運動が広がり実現された自治体が生まれてきています。

飯綱町の生理用品の配布についての状況をどう把握しておられるか、町内の状況と学校の状況の両方をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。保健福祉課として町内の状況については把握していません。また、役場内で配布はしておりません。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） それでは教育委員会からは、義務教育に関わります児童生徒の状況についてお答えを申し上げます。町内の小中学校では養護教諭を中心に相談や状況把握に当たっておりますが、今のところ日常の様子から困っているような児童生徒は見受けられず、実際の相談もないと報告を受けております。心配されます父子家庭などでも、祖母の協力のもと行事等で出掛ける場合にはきちんと持参できているとのことです。

なお国では、生理の貧困にかかる地方公共団体の取組の状況調査を実施し、結果を公表しております。長野県内でも小中学校の保健室等で生理用品の配布をしている事例等も把握しております。

町内の学校には困っている状況が見受けられた場合には、教育委員会に報告するよう指示も

しています。いずれにしましても、状況の把握に努めまして、困っている家庭には何らかの支援が行えるよう体制をとってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 日本の社会の中では、生理は恥ずかしいことという誤った認識が定着していると思われまます。本当の意味でのジェンダー平等を実現するためにも、女性の生理の問題の解決は非常に重要なことだと思われまます。SDGsの目標の5つの中に掲げられているジェンダー平等。生理用品が購入できないということは、生活全般が困窮していると言えますし、なかなかここで声を上げるということは難しいことではないかと思われまます。

先ほど申し上げました安齋和穂さんが求めていることは、1、全国自治体窓口において生理用品の無償配布を行うこと。2、全国の公共施設に無償で使える生理用品を配布すること。3、全国の公立の小中高校それに準ずる教育施設に返却不要な無償で自由に使える生理用品を配置すること。4として現在生理用品全般に課せられている消費税を撤廃することを求めて、国へ出すための署名を今行っているということです。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、先ほども何人もの議員からやはり収入減が顕著であり、店を畳まなくてはならないような状況も生まれてきているという報告もされています。宿泊業が回らないということで、農家においてもお米の消費が大幅に落ちているという中で、今年の新米の価格が暴落するのではないかという懸念が広がっています。

今のところ、顕著に生理の貧困が見えてはいないということですが、調査によると一生のうちで女性が生理用品に支出するお金が60万円あるといわれています。女性だからといってそれだけの負担があると、ジェンダー平等という観点に立ったときに、みんなで負担をしながら支援をしていく社会が広がっていくことが大変重要ではないかと考えています。

韓国では2016年から低所得者層の女性へ生理用品の配布が始まっている。スコットランドの議会では、生理用品の無償提供する法案を全会一致で成立をさせている。イギリスでも、今年1月から生理用品への付加価値税が撤廃されたというような状況が国際的にも生まれてきています。

日本でも、特に大掛かりに始まっているのが奈良県の大和郡山市です。ここでは、女性の4分の1に生理用品が行きわたるために必要な補正予算が可決されて、無償配布が行われています。これは新日本婦人の会や党の議員の申し入れもありましたが、市の職員がしっかりと動いて実現できたということです。

人権を守っていく立場に立った取組が大変に必要なではないか、たぶん今までこの分野については日も当たらない、目も当たらないという状況であったと思いますが、この点についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。今、教育委員会から学校については、少なくとも義務教育の世界においては、まだ具体的な事例がないというようなことでした。けれども、昨日かおととい、須坂市の窓口でカードを指させれば配布をしてくれるような記事も載っていました。

金額的にはそれほど大した額ではないと思っておりますが、どのようなところでどうやって配布をしていけばいいのかも含めて、内部的にあまり深く検討した経過もありませんので検討してみて、対応していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 目隠し的にかわいい巾着袋へ入れて、用意をしておいたものを持って行っていただくというような形で配布をしている自治体もあるとお聞きしています。

学校においては、お手洗いにそういうものが常備されているというようなことでありますし、町の公共的な施設の中でも誰でも必要な人は持っていけるような状況が整えられつつあるとお聞きしています。これからの子育て世帯も、大変厳しい状況にあります。自分自身にかけるお金は子どもたちにかけたいと思っている保護者の方も多いわけで、ぜひともその点を含んだ踏み込んだ対応をしていただきたいと思えます。

次に、後期高齢者医療の保険料の軽減の検討状況についてお聞きしてまいります。令和元年

9月定例会で私が質問した後期高齢者医療の保険料の軽減について、町長は10年で平等割りが5,000円上がった、支援を始めれば途中でやめるわけにはいかない、支援はしたいが簡単には返事ができない、支援の仕方にもよるが内部的に検討したいと答弁をされました。平常時ではないコロナ禍の今だからこそ、私は支援が必要であると考えますが、どのような検討がされたのでしょうかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 実質的には、厳しいということを前もって申し上げたいと思います。どのような検討をしたかということですが、一番は5,000円上がった分のご負担をしてあげれば、お金は一体どのくらいかかるのかという検討でも私は十分だと思います。

対象者が令和3年で2,300人ほどいます。5,000円を負担してあげると年間1,160万。団塊の世代がどんどん75歳に向かっていく。令和6年には3,060人が後期高齢者となり、支給額が1,500万を超える金額がこれからずっと。ここでやめたというわけにはいかなくて、出ていくことについて苦しいのは非常によく分かって、おっしゃるとおりですが、どれを優先してどれをやめていくか、その辺も含めて検討しなければならないと思っています。財政的に厳しい数字が出ているというのが、検討した結果です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） ずっと続けていただければ何よりなわけですが、コロナという今、平時ではないという状況のもとで考えていただきたいと思います。

もう一つは、現役並みの所得のある方の医療費、1割負担から2割へというような動きが出てきている状況で、マスターズ世代の皆さんはやはり自分の先々を大変不安に思って暮らしている現状があること。そして町長は常々、弱い立場の方々への支援を口にしてこられ、具体的に施策も打ってこられました。私はその点は高く評価いたしますし、とても素晴らしいことだと思っています。そういう意味で支援の仕方は幾つか考えられるのではないかと、一律的に全ての方にとということだけでなくよいのではないかと私は思っています。コロナ禍の今、スピ

ード感を持って動くということも大変大事であると思います。この点については、何かお考え
おありでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 後期高齢者についてのご質問ですが、町は主体でやっております国民保健
事業、世帯主医療の給付などいろいろな事業に取り組んでおりますけれども、一つの事業と考
えるのも大事ですが、コロナの対策の緊急性も加味してということになれば、私が先ほど言っ
たのは、コロナ対策として少なくとも非課税世帯の支援というものを検討していると、そんな
ようなことで考えております。

基本的には、医療制度を皆保険で維持していくという人気取りの支援というのは厳しいと。
それよりもどうやってこの保険制度を維持していくのか、その辺をやはり考えた上で対応して
いきたいと。そういう意味では、国がしっかりしていただきたいといつも思っております。

いずれにしても、精いっぱい支援をしてもらっているということが具現化するような事業を
展開していきたいと思っています。もうしばらく検討させていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 本当に、国がしっかりしていただくことが第一義的に大事なことであり
まして、これから遅くとも11月の終わりまでには確実に衆議院議員選挙があるわけですので、
その辺のところもしっかり見ながら、やはり多くの方々に選挙に行ってください、しっかりと
国の方向性というものも道筋を付けていっていただきたいと思っています。

次に、18歳以上の学生への支援についてお聞きしてまいります。先ほども申し上げたとおり、
新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で学生の生活が大変厳しくなっています。民主
青年同盟が全国的に月に1回から2回程度行っている学生への食料支援には、毎回多くの学生
が詰めかけています。これは地元の農家や住民の支援に支えられて実施されているわけですが、
長期にわたって困難を抱え、学ぶために頑張っている学生たちへの支援が今こそ必要であると
考えます。

令和2年6月の私の質問に、町も気にしているということを利用して積極的に考えたいとの答弁がありましたけれども、今年の予算にもそのようなものはありませんでしたし、どのように検討をされたのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 18歳以上の専門学校生も含めた学生についてですが、近隣の市町村のケースも調査をいたしました。希望者に食料の詰め合わせ品を送ってあげたり、また東京都は一定の場所に集まって来た人たちに、食料品を直接配布するというような例がありました。長野県内でも、大町市などがいろいろやっております。

農産物の豊富な飯綱町として、どう取り組むかいろいろ検討しました。お米のある人のところへお米を送ってどうするのか、りんごがある人にりんご送ってもというところから、現金給付も検討しました。問題は、対象者をどう把握するかが一つの課題になりました。住民票には、大学生というような表示はありません。ましてや、どこどこの大学へ行っているという表示もありません。したがって、大学生へそういうことをお知らせするのは、町のホームページとか、学校へ子どもを送り出している地元の親御さんに調査、PRをして周知をしていく方法をとるしかないかと検討していた中で、学生も困っているだろうけれども一番はお金を送ってあげている親のほうが困っているのではないかというご意見も出たりして、結果、具体的に手当がなされず今日まで来ているということです。

本当に学生さんが困って、今まで2万円なり3万円なりのバイト料で何とかやってきたのだったらぜひ町の奨学金を。4年間借りてもらわなくていいんです。1年間だけ奨学金を毎月2万円ずつ借りてやっていくかと。コロナが終わったらそれはやめて、卒業した後はマックスで月1万円だけ返せばいいという制度に現在なっているし、そういうこともPRする中で対応していきたいと思っております。

具体的に実際にやろうといったときには、大学生だけ対象で浪人している子どものところは全然対象にならないのか、願わくは欲しい人はここへ来て持って行ってくださいというような

スタイルが一番いいのかと思ったりしています。

県が今回の9月の補正に、学生に対する食料支援援助みたいなことで2,200万円ほど予算計上しておりますので、県のやり方等についても少し参考にさせていただいていきたいと思っております。学生さんは去年、国からの支援もあったことも併せて申し上げたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 検討はしていただいたということですが、具体化ははっきり言って何もないということであると思います。スピードが何より重要な取組であると思います。逡巡している間にどんどん時間は流れ、学びたくても学べないような状況が生み出されてくるということが大変大きく危惧されているところです。とにかく何か動いていただきたいと思います。町としてやる思いがあるならば、動いていただく、そこから見えてくるものが必ずあると思うんです。何もやらずに机上でただただ計画を、早く言えば時間を無為に過ごすことがないように、学生も、たぶん親も、今この状況をどう切り抜けようかと必死で日々生活をされていると思います。

町に何ができるのか。私は、声を上げれば町民のご協力も得られると思います。そういうところも信じていただいて、ぜひとも早く動いていただきたいと思いますが、町長その点はいかがですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は気の早いほうで、結構スピード感があると思ってはいます。やり方がぐつとくる方向が見えなかったというので二の足を踏んでおりますけれども、ご意見を尊重して、どんな形でも希望を取って、例えば町のホームページに掲載して、学生だということが証明される書類があれば、町が用意できるのは米と何と何ですけれども、希望があれば申し込んでいただきたいということで。見忘れた人もいれば見た人もいるかもしれませんが、動くということになればそんなことも含めて検討していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） わりと若い方たちは、いいニュースをキャッチすると、それを拡散して皆で分け合うというような技術も持っていますので、動き出せば一つの形は見えてくるのではないかと思いますので、取組に期待をさせていただきたいと思います。

次に、飯綱東高原の道路の安全の確保についてお聞きをしてみたいと思います。この間、上村へ続く道路に関しては、同僚の議員からもさまざまな点で質問があったり提案がなされたりということがありました。

今回、気象変動といいますか温暖化の影響も多くあると思うんですが、上村へ続く道路が少し前よりも大変深い霧に覆われていて、その度合が増えているということで、観光客の方を含め地元の住民から、特に夜はゆっくり走ってもとても怖い、移動することができないくらい深いときもあるということで、安全確保のための対応が早急に必要ではないかという声が寄せられました。この間何人かの議員や、直接町へもお話をされたというようなこともお聞きはしていますが、予算がないというようなことで何も手だてが取られていないと。

ガードレールがあるところは、それを目当てに行けばいいんですけども、片一方が側溝なので、できれば白線を引いていただきたいというのがご要望です。ライトを下に向けて白線を目安に上がっていくと、地元の方はある程度地形が頭に入っていますけれども、それでも深い霧のときは本当に怖いです。

私の住んでいるところも、深い霧に覆われるときが何度かあります。昼間でも怖い状況の中で、夜会議があって帰宅するときには、大変に怖い思いをしてぐったりしてうちに帰る。何もなければいいけれども、何かあったらどうしようという不安の中で過ごしているというようにお声でした。

安心安全、住み続けられるまちづくりということで、私も町長も職員の皆さんも頑張ってきた中で、道路の安全確保一つできないのかというご指摘を受けたわけですが、この点について町長お考えお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も飯綱東高原には3年間通わせていただきましたので、濃霧の中というのはよく承知しております。逆に冬期間は濃霧はほとんどないんですけれども、ただ雪で滑りやすいような場所がありまして、大変危ないと思うことは時々ありました。

道路の改良にはものすごくお金もかかりますけれども、議員ご希望、ご指摘のセンターライン、またはガードレールの頭に黄色い表示するようなものがあります。安全対策ということにおいては、町も積極的に取り組めるとお思いますので、担当課と話しをして進めていきたいとお思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） このお話を受けてからもそうですけれども、私も週に一遍は東高原へ上がっておりますので、そういうときに白線の状況等々の確認をさせていただいたりしながら動くこともあります。天狗の館の周りは観光客も多いですので整備が行き届いているといいですか、割といいかと思いますが、それでもまだかすれているところ、そこへ続く夏川から上村へ抜けていくところなどは、本当に全く見えなくなってしまっているところもあります。

一度に全てというのは大変だと思しますので、特に早くやっていただきたいところを地元と確認をしていただいて、早急に手を付けていただきたいと思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご意見を尊重したいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） この安全確保は、全町的にやはり大事な点になってくると思います。今、車の性能も良くなりスピードも出るという状況で、パトロール等々も日々職員の方々にやっていただいております。そういうところでも確認をしていただいて、計画的に白線を引く、センターラインを引くというような整備をしていっていただきたいとお思います。

なかなか全町的に見てもここやってくれたというところがあまり目に付かないのが現状なので、ぜひとも順次広げていっていただいて、この町へ入ったら本当に安心して走れるような道

路の状況をつくっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 繰り返しになりますけれども、ご意見を尊重して進めていきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 40分という中で、大変走って質問をさせていただきました。この間私も町長とはだいぶ議論をさせていただいて、議員にさせていただいてからは一回も休まず一般質問を取り組ませていただきました。本当に職員の方々にも支えていただきましたし、町民の皆さんのお声もお聞きする中で実現のために私たち党議員2人おりますので、手分けをしながら取り組ませていただきました。

一般質問の反省会の席上で、伊藤議員の質問は偏っているとされた課長がおられるということをお聞きしましたが、私たち議員ははっきり言って素人であります。プロの課長にかなうような質問は、なかなかできません。けれども、町民の声の反映として前向きに捉えていただいて、より良いまちづくりのためにこれから頑張っていく職員の皆さんのお手伝いをさせていただければと思っています。

これで私、今任期最後の一般質問終わらせていただきます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

明日9月7日の一般質問は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、1時間繰り上げて午前9時より開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、7日の一般質問は午前9時に繰り上げて開くことに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時33分

令和3年9月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和3年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年9月7日（火曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
選挙管理委員長	三ツ井 吉次	総 務 課 長	徳永 裕二
企 画 課 長	土屋 龍彦	税務会計課長	土倉 正和

住民環境課長	藤 沢 茂 行	保健福祉課長	永 野 光 昭
産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（9月7日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
6	5	瀧野良枝	地方創生推進交付金事業の効果検証は	町長 教育長
7	1	清水均	第2次飯綱町総合計画などに係る検証について	町長 教育長
8	8	荒川詔夫	1 町政執行のあり方と議会对応について	町長
			2 選挙関係について	選挙管理 委員長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきまして、ありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和3年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

◇ 瀧野良枝

○議長（大川憲明） 発言順位6番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇〕

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。多くの項目にわたり質問したいと思っておりますので、簡潔なご回答にご協力願います。

地方創生推進交付金事業についてお伺いいたします。この事業は、総合戦略に位置付けられていることが必須であり、当町においては、飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年から令和元年度の5年間で計画をされております。そして現在、令和2年から3年度までの2年間で時点修正により延長しているところでございます。

この総合戦略の基本目標となりますのが、「地域への愛と誇りを感じられる飯綱町らしさの確立」「地域の未来を担う人づくり」「資源を活かした力強い地域産業の構築」「誰もが憧れる『ふるさと』の創造」「『共動』による持続可能な町づくり」となっており、この中でも「地域への愛と誇りを感じられる飯綱町らしさの確立」という目標が、特に町として重点目標にした点であると当時の小澤副町長からもお伺いいたしました。

この総合戦略は、当時の石破地方創生担当大臣からも、手作りで内容の充実した素晴らしい計画を立案した飯綱町の取組には心が動かされたこと、名指しをされるほどの評価を得たということでもありますので、その目指す方向性、また手法が認められたと思っております。

一方で住民の皆さんにお聞きしますと、地方創生交付金のイメージとして箱物が増えたが、今後の維持管理費などに不安があるとか、コンサルタント会社に委託した事業が多いと聞くが、地域の実情にしっかり合っているのか心配だとおっしゃる方もいまだにいらっしゃいます。

そこで、地方創生推進交付金事業における国のガイドラインに沿って、それぞれの事業の実施状況について改めて住民の皆さんにお知らせし、納得感を持って共に真の地方創生を推進すべく質問をしております。

ガイドラインでは、重要視する先導性要素というものが6点示されております。1つ目が自立性、交付金に頼らずに事業として自走していくことが可能となることを前提としています。2つ目が官民協働。3つ目が地域間連携による広域的なメリットの発揮。4つ目が政策間連携。5つ目が事業推進主体の形成。6つ目が地方創生人材の確保・育成とされています。

それでは事業のPDCA、計画・実行・評価・改善の段階ごとの工夫点、留意点から各事業についてお伺いしております。

事業の実施、継続の観点で事業主体間の緊密なコミュニケーション、小まめな進捗と質の管理、安定した人材の確保、地域の理解醸成を促す情報提供、地域主体のさらなる参加促進、また、事業の評価、改善の観点から、外部組織による多角的検証、KPI未達成の要因分析、課題の把握、事業改善・見直し方針の明確化、事業実績の報告、次年度事業計画への反映という点からお伺いしております。

初めに、町長に地方創生推進交付金事業がもたらした効果並びに今後期待される効果について、最初に申しあげました住民の方からの意見への考えも含めまして、総括としてどのように捉えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。地方創生事業は、今でも忘れはしません。平成27年7月1日に総務省から小澤さんを迎えて、9月までに手作りの総合戦略を立て、そして事業の着手に入ったわけでございます。

それは、一つは農業振興をどうしていくかということと、もう一つは日程的にある程度決まっていたというか、統合により閉鎖された学校の跡地利用をどうやっていくか。そして、100年以上その学校に親しんできた地域の活性化を併せてどう図っていくかが大きな課題として思っていました。

その中で、当時の飯綱町の財政力でいきますと、とても何億もつぎ込むほどの自主財源はございませんでした。そんな中で提示されたのが地方創生の事業で、国で半分補助金を見てくれる。そしてソフト事業と呼ばれる事業に対しても補助の対象となって、なおかつその補助の半分については特別交付税で少し面倒を見てくれるという。特別豪雪地帯でも過疎地域でもない、とても財政的には厳しい飯綱町にとってありがたい事業で、これを活用するのが一番だということからスタートしました。

住民の皆さんにおいては、箱物だけということを私も聞きました。しかし、考えていただければ、もともとあった学校を使わないで壊して更地にすればいいと、そういうのが各地にありますけれども、そういう選択が良かったのか。

また、三水の深沢の旧公民館では、ある人から「町長、通りから見ている寂しいから障子くらいは張り替えてくれないか」という電話をいただきました。旧三水の5期も6期もやられた村会議員さんでした。

そんなことから、新しくどんどん建物を建てたというつもりは、全くございません。今まで

の建物をどう活用して、それをどう地域の活性化に結び付けるかという目的で実施をしてきました。それに対する評価は住民の皆さんから受けたいと思います。これからの施設の活動といえますか、学校や保育園はなくなったけれども、こんなに違った人たちが増えてきて、おかげで息子や娘もこっちへ帰ってくるようになったとなれば、良かったと評価をしていただけるのではないかと考えています。その点については、これからどう工夫をして、皆さんの意見を組み入れていくかが大きな勝負だと思っています。

いずれにしても、手を付けて実施をしたことについては、それなりに評価をいただいてもいいのではないかと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） それでは、各事業についてお伺いしてまいります。

先ほども農業振興というテーマが出ましたが、まず世界に誇る力強い産業形成事業です。KPI、重要業績評価指標といいますが、KPIを農業所得や耕作放棄地率などに設定しております。行政報告書によりますと、特に所得向上に向けた高付加価値化、生産性向上、加工品開発をさらに強化、地産地消の「消」の字を商業の「商」として、地域産物を地域一帯で商品化、販売を推進する地域商社機能を確立していくとありました。

そこで、三本松農産物直売所の建設並びに町内直売所の経営統合につきまして、まず事業実施、継続段階における取組についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、地方創生推進交付金事業につきましては、外部による効果検証として、大学生、高校生を含む若者、女性、産業界、学術機関、金融機関、労働団体、言論界等で構成します総合戦略会議や議会等により、多角的に効果検証を実施し、その検証評価に基づき事業の見直し、改善及び今後の事業展開への反映を行っており、ガイドラインに示されましたPDCAサイクルにより事業の立案から実行、進捗状況までを実施しているものでございます。

三本松農産物直売所の建設、設置に当たっては、農業者や事業者など農産業関係者で構成する飯綱町6次産業化推進協議会による提言に基づきまして、地方創生推進交付金を活用して建設、設置したものでございます。本事業は施設の建設ありきで進めてきたものではなく、総合戦略や6次産業化推進協議会で目標設定された農業所得の向上に向けた施策の一つであり、関係者間のコミュニケーションのもとに、計画、実行、管理がなされており、総合戦略会議や議会等での状況報告や検証を定期的実施する中で事業全体の改善見直し等も含め、方針の明確化や今後の事業展開を進めているものでございます。

また、新直売施設については、6次産業化の推進運営事業体と位置付ける飯綱町ふるさと振興公社が指定管理者として運営を担っていますが、現在は同社内において経営戦略会議を設置し、運営について計画、実行、評価等を行い、課題抽出や今後の経営展開への反映を進めているほか、地域活性化起業人等の制度を活用した外部人材の登用により、運営に必要な人材確保、育成にも取り組んでいます。

なお、今後は生産者、出荷農家等も経営戦略会議に参画いただくなど、地域住民や事業者等との利害関係者が、施設の運営や事業推進に参画する仕組みを作り、本事業の目的である農家所得の向上に向け地域主体の参画によるPDCAサイクルのもとで、事業の取り組み強化や施設運営の改善等を進めていきたいと考えています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ただ今、実施継続段階における取組についてお伺いしましたが、評価改善に関しての項目もお話しいただきましたので次に進みます。

指定管理者であるふるさと振興公社から報告の際に、経営統合したことにより各直売所間の商品が行き来することによって品ぞろえが豊富になるということは、買い物客にとってはメリットがあると思います。

逆に、今までは自宅近くの直売所の支え手として商品棚を空けないように頑張って農産物を納品してきた農家さんが、自分が出さなくてもほかから来るからと、直売所への関わり幅が少なくなってしまうという可能性については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 少ないお客さんを取り合うという考え方になるとそうなるのですが、私は3つの直売所で10億円を目標にして、現実的に約3億円は実績が出てきました。ですから、今年は5億円だということで今、一生懸命手を打っています。農家のための直売所でもあり、消費者のための直売所であれば、あの直売所へ行けばいろいろな新鮮なものがいつもたくさんあるというイメージでないとお客さまに飽きられてしまうということで展開をしています。農家がそう思うのであれば、いくら私が持って行っても引き取るなんてないね、おかげで全部売れているねとなれば、私は農家さんが今日50持っていったのを明日100持っていこうとなつてほしいし、そういうPRをしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、レストラン日和について事業実施、継続段階における取組並びに建設から休業を経て現在の経営状況に至っての事業の評価、改善について併せてお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。農家レストラン日和についても、新直売施設の建設過程同様、6次産業化推進協議会での協議、提言、女性農業者や加工グループ等の話し合いに基づき施設の設置運営を進めてきたものです。

日和について、当初は三水農産物直売加工施設組合により運営を開始しましたが、思うように売り上げを伸ばせなかったこともあり、直売施設の経営統合に合わせて、現在は飯綱町ふるさと振興公社が運営を担っていることは、ご承知のとおりでございます。

農家レストラン日和は、町の食文化の継承、発展と地場産食材の活用、付加価値化の拠点づくりを目的に設置しましたが、現状はその目的とはやや離れた運営状況になっているという声や評価がありますから、直売所でお答えしました経営戦略会議の中においてしっかりと検証を進めていきながら、今後の事業展開を含めて運営方針や運営体制についてPDCAサイクルの中で

しっかりと見直し、改善を図っていきたいと考えています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今お話にも出ましたが、当初の目的である飯綱町の食文化の継承、発展、食文化の発信拠点の役割を果たしているかという点に関して、現状は少し離れているという評価も得ているとお話がありました。この点について町長の考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 短く申し上げます。私も若干離れている印象を持っています。地域の皆さん何名かで、「食ごよみ」ということで田植えが終わった後は、あぜでワラビやゼンマイを煮たものとおむすびを食べるなどの昔からの季節ごとの食文化と、三水米を中心にしたおいしい米をPRして、昔の料理みたいなものを目指していったらいいのではないかと。肉やカレーではさかえやさんに勝負できないと思っていました。

よこ亭も造った当初は、やはり議会で、車も来ないようなところにそば屋を造ってどうするのか。戸隠にはもっといいそば屋があるのに、まして料理人もいないのに誰がそばを打つのかということでした。しかし、いろんな工夫をし、時間がたってPRしたりすることで、今は年間5,000万円を売り上げる、戸隠にもざらにないぐらいのそば屋になりました。恐らく日和も必ずそういう日が来ると、しかし本質を失ってはいけないうと強く思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 最後にKPIの達成状況についてですが、農業所得と耕作放棄地率の達成見込みについてはいかがですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。世界に誇る力強い産業形成事業の主要KPIである農業所得と耕作放棄地率については、目標数値の達成は難しい状況にあります。

農業所得については、2億2,000万円を4億4,000万円の目標ですが、令和2年時点では1

億円となっており、農業者の高齢化、人手不足等による経営規模の縮小、生産量の減少等が農業収入減少の要因の一つと考えられます。一方で、農業収入額は平成30年以降微増傾向にありますので、所得額の大きな減少は経費増がその一つの要因と考えられます。現総合戦略期間内の目標達成は極めて厳しい状況ですが、収入自体が微増傾向にあることは、これまでの取組の成果と捉えることができる明るい材料でもあります。

耕作放棄地率については、10.76%を7%の目標ですけれども、令和2年度時点では9.43%で、平成30年までは減少傾向にありましたが、令和元年度から微増傾向になっています。この要因は、農地面積の見直しによる農地面積全体の減少、分母の減少や遊休農地調査の正確性向上等が大きな要因ですが、遊休農地面積そのものも微増傾向に転じています。やはり農業者の高齢化、人手不足により担い手等への集積が耕作放棄のスピードに追い付かない状況にあるものと思われまます。

したがって、本事業が目指す農業所得向上に向けては、引き続き多角的に事業を展開していく必要があるわけですが、特に担い手不足や生産基盤の強化が大きな課題として顕在化していますので、今後は引き続き担い手の確保、育成施策、6次産業化等の取組強化を図っていくとともに、生産振興支援や労働力確保、省力化といった生産基盤そのものに対する支援施策や経費削減の取組など、生産振興施策をこれまで以上に強力に進めていくことによって、収入、所得の安定化と増加を目指したいと考えています。

なお、本事業は昨年度で一つの区切りを迎えましたが、これまでの成果と課題を踏まえ目標達成に向けて、新しい事業展開、施策も取り入れながら総合的に農産業振興を進めていくことが重要になると考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、町では6次産業化加工品開発などに力を入れていますが、一番重要なのは何をどこに売るかという出口をしっかりと意識した商品開発ではないかと思います。販路についての具体策をお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。農産物の販路ですが、今の直売施設、各産業交流のある都市等への販売、インターネットを使ったECサイト「みつどんマルシェ」等を使いながら販売促進をしてみたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、加工品等に関する販路はどこに見いだすかという質問で、ECサイト「みつどんマルシェ」などの話が出ましたけれども、例えば加工品をそこで販売したとして、りんごが出ている時季以外にそこを見に行く方がいるかという点と少ないのではないかと思います。1年中飯綱町が注目されるような仕掛けも必要ではないかと思いますが、町長はこの点をどのようにお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まさに、加工品のいいところは年間を通して販売ができる体制にあることだと思っています。ただ、世の中そこら中にりんごジュースだらけ漬物だらけという中で、どう特色のあるものをやっていくかは非常に大きな問題です。

新しくスタートした三本松の直売所は、製品になる一つ手前の加工品を、サンクゼールなりほかの工場へ販売するというような加工品の販路もあると思います。個々の人が作ってくれた販路については、それぞれの人の努力と、イベント等を通じて町のPRをしていくのが今の時点としては考えられる作戦だと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） おっしゃるように商品として売れるものに関しては、時間も専門的なノウハウも必要となりますので、一次加工品に特化するなど購入者側のニーズを把握することも大事だと思います。

時間が迫ってきておまして、総合戦略の関係で農業振興、また、統合後の小学校の跡地活用について注力するということですので、一つ飛ばしまして小学校の跡地活用に関する事業に

ついて一括してお伺いします。

まずは、仕事の創業交流拠点整備事業について、KPI は創業比率、地域経済循環率などが示されております。また、自然の中の暮らし魅力創造発信事業につきまして、KPI は年間観客数、年間観光収入などが示されておりますが、いづなコネクト EAST 並びに WEST につきまして、事業実施継続段階の取組、また事業の評価改善に関して併せてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 最初に、いづなコネクト EAST と WEST の実施状況についてお答えいたします。まず町は、いづなコネクト EAST と WEST の指定管理者であるカンマッセいづなと、2週間に1回、定期的な会議を開催いたしまして、事業計画に沿った事業を進めているかの確認や課題等について協議をしております。

情報発信につきましては、SNS での発信、ホームページでの発信、また積極的なプレスリリースによる紙媒体、デジタル媒体のマスメディアへの記事掲載などを、カンマッセいづなが積極的に広報をいただいているところでございます。

地域住民参加の促進につきましては、いづなコネクトでさまざまな体験プログラムとか介護予防教室等が開催されており、地域の皆さんの利用が拡大されている状況にあると考えております。また、新たな動きとして、カンマッセいづなでは地域住民によるマルシェなどを計画しておりまして、来月の中旬に地元農家の皆さんの協力によって、いづなコネクト EAST で農産物を直売する軽トラ市を初めて開催する予定でございます。

続きまして、いづなコネクトの評価についてお答えいたします。事業の評価につきましては、現在指定管理の1年目ですので実績はありませんが、カンマッセいづなが自ら行う自己評価と外部のもので構成する仮称管理運営協議会による2段階の評価を行う予定でございます。

いづなコネクトは、地方創生の拠点としての機能を果たしながら、利用料収入により運営コストを減少させていくことを目指しております。利用料収入で最も重要なテナントの入居につきましては、いづなコネクト WEST はテナント 10 部屋が今、満室の状況でございます。ま

た、いいづなコネクト EAST はテナントの 10 部屋中 7 部屋の入居と非常に好調な状況が続いておりまして、光熱水費を除いた令和 3 年度の利用料は WEST と EAST の合計で約 1,000 万円と、前年度と比較して倍増すると予測をしているところでございます。

また、テナント入居者のうちサテライトオフィス、または創業として入居した新たな事業者が 7 事業者という状況です。町は、いいづなコネクトの運営は雇用や地域経済の活性化という観点から大きな成果を上げていると考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 跡地活用事業につきましては、先ほど町長もおっしゃいましたように、特にそれまで学校が果たしてきた地域での役割などを意識して、地域住民を巻き込むことが大変重要であると考えております。EAST、WEST 共に地域にとって今どのような役割を果たしていると感じていらっしゃるか、町長にお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全くそれが大事なことですけれども、それぞれの施設には地域の人が自由に使う部屋も用意はしております。これからもう一步、例えば赤東地域の皆さん方と EAST との結び付きや連携のようなものが育っていくにはどのようなことをやりたいのか。

今、報告がありましたトラック市で赤東米とりんごの味を味わえば、毎年多くの人が集まってくるのではないかなど。西地区にもいろいろなアイデアもあるのですが、そういう関係でスタートしながらそこでお祭りをやるとか、ふれあい広場を使って子どもたちと何かやるとか、地域の皆さんの一つの拠点でもあるような場所にしていきたいと思っています。

私も後ろでうれしく答弁を聞いていましたけれども、土屋課長の報告を聞いてようやく狙ったことが少しずつ芽を吹いてきたという実感を持っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 次に、総合計画の目標の一つであります「日本一女性が住みたくなる町」を目指して、もっと自分らしく輝く i ママ事業について、残りの時間でお伺いしたいと思いま

す。

KPIはiワーク新規登録者数、自立できたワーキンググループの数などが示されております。ワークセンター事業につきましては、最近のリニューアルオープンからまだ間もないですが、まず事業実施継続段階における取組並びに事業の評価改善についても併せてお伺いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。令和2年度末におけるワークセンターの登録者数は125人で、ママたちが自主的に自分に合った仕事やスキルを身に付け、仕事へとつなげていくことを目標に事業展開をしております。これまでテープ起こしを主体とした女性のワーキンググループ等が組織され、仕事を自ら受注し自立しています。

課題としましては、町が提供するセミナーやサービスを受けるところでとどまり、どんな仕事が自分に合っているかなかなか見つけられず先に進めないといった方が多くなっております。

この課題解決のために、本年度は仕事のスキルを高めていくセミナーだけではなく、自分に合った働き方を見つけるためのセミナーなどを取り入れたり、また、先進自治体との交流を通じ、新しい働き方や子育てとの両立を学ぶ催し、企業向けに在宅ワークを普及していく取組などを進めております。さらに、町内をはじめ、さまざまな企業や事業所からの子育て中の女性向けの仕事の依頼や求人情報の収集、提供にも努めております。

一方で、利用される方が固定化しつつあり、町内外にワークセンターを知っていただく取組が必要と考えております。また、未就園児の保護者だけでなく、子育てに関わる全ての方に利用していただくことも必要かと考えておまして、ワークセンターの広報活動を積極的に行い、より広く知っていただく取組を今後も引き続いて実施してまいりたいと考えております。

なお、新しい施設が稼働しましたので、今年度より仮称飯綱町子育て世代支援施設運営委員会を設置しまして、PDCAサイクルによる事業の推進や施設運営の改善等を行い、持続可能な施設運営を行ってまいりたいと考えております。

自立できたワーキンググループのKPIは、目標値5グループに対しまして令和2年度末にお

けます数值は、テープ起こしを請け負うグループ、WEBデザインのグループの2グループにとどまっております。現在コロナ禍により思うようなイベント、事業が展開できていませんが、i ママフェスタや企業とのマッチングイベントなどを開催しまして、自立して取り組めるグループの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、セミナー受講で終わってしまったという課題があると思うのですが、これまでのワークセンターの利用の状況として、お子さんの入園前までの期間限定的な利用が多く、お子さんが保育園に入ったときには保育園に預けて一般の企業にパートとかで就職するという保護者が多いのではないかと感じます。ですから、例えばセミナー関係でもしっかりキャリアとして形成されていくような質の問題と、もう一つは利用者同士の横のつながり、今ワーキンググループがありましたけれども、そういったものをつなげていく取組が主に2つ大事ではないかと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。今、瀧野議員がおっしゃられたとおり、専門的な、また個人のスキルを高めるセミナーもこれまで同様、引き続き行ってまいります。その一方で、先ほど申し上げた個人の働きに合ったセミナーも同時に進めてまいりたいと考えております。また、子育てが一段落した後、企業等でパート等も含めまして働けるためのスキル等のアップにも努めてまいりたいと感じております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 昨日もコロナ関係の質問がありましたが、企業によるテレワークの導入促進など、デジタル化の急速な進展により地方と都会の距離が近くなり、都会にいながらにして兼業・副業的に地方の問題解決に尽力したいという高度人材もいて、ふるさと兼業として兼業を希望する都市人材と地方の企業や活動をつなぐ取組も出ているとお聞きします。時代に即したさらなる取組に期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、9時55分でお願ひします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時55分

◇ 清 水 均

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号1番、清水均議員を指名します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） 議席番号1、清水均です。質問通告に従いまして順次質問させていただきます。

第2次飯綱町総合計画に関わる検証について、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、基本構想は平成29年から令和8年までの10年間、基本計画は前期5年間と後期5年間に分けて、達成状況等を踏まえて見直していくようでございます。また、実施計画は3年間の計画として毎年度見直ししながら実施していくとのことです。

そこで、概要版と関連した行政報告書の中から、主なポイントについて質問いたします。

総合計画の「日本一のりんごの町を目指して」、アを置いてイから行きます。「世界中のあらゆる品種のりんごの栽培を目指します」とありますが、行政報告書では8種類とあります。世界中の品種の現状と課題及び目指す姿に向けての具体策と利活用についての考えを、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 少し聞き漏らした点があって恐縮ですが、いろいろな種類のりんごの栽培を目指すということで、最近クローズアップされてきているのは、英国りんごのブルムリーとかそういう関係のりんごがかなり注目をされてきております。日本一のりんごの町というのは、

決してうまくて品質が良くて最高だということばかりを言っているのではなく、いろいろな意味での日本一を目指したいということです。今でも確か 50 種類くらいのうち、少なくとも一般的に 20 近い種類のものが栽培されていると思っています。そういうことで需要に合った、これからの皆さんの多種にわたる嗜好に合ったりんご栽培を目指していったらと考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） 平井課長、いいですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。先ほど町長からもお話がありましたように、町では現在 50 種類以上の品種が栽培されております。また、その中で市場取引されているのが二十数品種と思われます。その他の品種については、加工での活用や珍品種をシンボリックな存在として PR 活用するなど、さまざまな形で栽培品種の多様さを生かしています。

特に、先ほどもお話が出ました英国りんごのブルムリーにつきましては、徐々に人気の高まりを見せておりまして、生産量も増加しております。ブルムリーは昨年から JA との取引も始まりまして、JA でも生産振興を進めたい意向でございます。

さらに、今年は首都圏での飯綱町英国りんごフェアを開催しまして、珍品種・多品種のりんごの町としても PR を予定しているものでございます。多品種のりんごのある町を一つの売りとする取組は、さまざまな形で一定の成果が上がっていると認識していますから、今後もシードルなどの加工品等への積極的な活用はもちろんのこと、多品種栽培をりんごの町の一つのシンボリックなものとして生かしていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） 次に移ります。「りんごの歴史や特性に関する詳細な研究を進めます」とありますが、りんごの歴史や特性に関する研究、高品質開発、新規販売路等の進捗状況と、成果及び公表の考えについて。

また、いいつなりんごスイーツコンクール等で入賞したりんごの成果は上がってきておりま

すが、地球温暖化の気象変動により、ほかの製品の開発も積極的に考える必要があると思いま
すが、町長にお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。りんごの特性や機能性等については、県立
大学、信州大学、県工業技術総合センター等にそれぞれ業務委託しまして、さまざまな角度か
ら調査・分析・研究を行っています。

ちなみに昨年、県内外の4つの著名な産地、山ノ内町産、山形県産、岩手県産、青森県産と
飯綱町産のりんごの「ふじ」の特徴を比較するため、食べ比べによる官能評価と酸度、糖度の
測定を行いました。その結果、官能評価では飯綱町産が最も高い評価を得ました。また、酸度、
糖度の測定の結果も、甘みも酸味も最も強いことが測定されました。甘みと酸味のバランスが
良く、消費者の嗜好に合ったおいしいりんごであることが実証されたわけで、この結果は胸を
張って誇れるものと考えます。

こうした質の高いりんご生産を持続していくことに尽きるということですが、昨今の気象状
況の変動により、産地として現状の良質な品質維持が可能かどうかは大きな課題となってくる
と思われま。最近、褐斑病などの病気もかなり増えていまして、産地を維持していく大変さ
というものも実感をしているところでございます。気象条件が変わる中で、その条件に合わせて
栽培技術等を進化させていくことも重要になってくるものと考えております。

研究結果やその内容につきましては、これから販売や加工品開発など、さまざまな機会を通
してりんごをPRしていく中で、アピール・公表していけるようになると思えますし、こうした
研究結果に基づいて加工品の開発や販売促進を進めていくことが、りんごの特性研究そもそ
の目的ですから、今後は研究結果を生かした商品開発、販売促進の取組を進めていきたいと考
えております。

○1番（清水均） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、「日本一女性が住みたくなる町を目指して」の中に、「町役場等の行政が率先して模範となる行動を取るよう心がけます」とありますが、地区により男性の間に存在する女性に対する固定観念からの脱却方法の受け入れ体制及び行政の対応策を踏まえた現状と、課題及び目指す方向について、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これも町が目指す大きな基本構想の一つでございます。まず、町の行政委員の最たるはこの議会議員さんですが、こういう委員さんに女性が入っておる構成率はなかなかまだ50%を超えてはいません。ちなみに、教育委員さんは4名のうち2名、農業委員さんでは16人中2名、本日の議会では15人中3名となっています。

今、議員が質問の主体を置いている町の総合計画の審議会の委員さんは、20名中10名で、これは意識的に10名の女性委員を選出いたしました。向こう5年の計画を立てる中には、どうしても女性に半分以上入ってもらおうと。したがって、従来の踏襲した何々団体からお二人というような選出の基準を変更してきました。これからも徐々にそんな方向に持っていきたいと思っています。

また、各地区の区や組に女性の役員さんを入れてほしいというのは、行政のトップダウンで言う話ではないだろうと思っています。ちなみに前にも報告しましたが、私の地元の平出では、150～160軒ですが、三役、区長、副区長以外に協議委員という議員さんみたいな存在の方がいらっしゃいます。今は確か10名ぐらいいるのですが、それも全部男性でした。しかし、これは選挙で選ぶシステムになっているのですが、3年ぐらい前から女性を何としても2名入れようということで、2名ずつ今も入って、いわゆる平出の議員としての立場で活動してもらっています。

この発端になりましたのは、平出地区から選出の議員さんが強く地元の区長等々へ働き掛けたということで、私は一つの試みとしてありがたかったかなと思っています。ぜひ賛同いただける議員さん方においては、ご自分の所属している区や組についても、何とかそういう前例を

披露していただいて、お願いしたいと思っています。

ちなみに、公民館の分館長を女性が務めた例がございますが、全町を通して、区長、組長では女性が就任したという例はまだ聞いたことがありません。間もなく何人もそういう人が出てくるということがあっても不思議はない方向にできればと考えています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） ありがとうございます。

次に、町の将来人口についてです。令和22年の人口推計値を8,800人としているが、人口増対策への具体策とその裏付けの数値について町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは企画課長が細かくいろいろな意味で人口の推計といたしますか、人口対策の計画書を作ったりしておりますので、また説明をさせたいと思います。

何といても大きな行政課題の一つは人口増対策でございます。交付税の関係など財政的にいっても、今まで病院の費用は5割補助をしたけれども、人が少なくなってきて収入が減ったから、申し訳ないがその半分しかもう補助ができないというような行政サービスのダウンを皆さんに納得していただけるのか。そういうことを思うと、何としても1万人程度の規模は維持をしていきたいという強い思いと信念がございます。したがって、住みよい環境、住む場所、家賃等への補助、家を造るため等への補助、働き場の確保、通学・通院等々への利便性の支援、もろもろ総合的に実施をして、人口の当面維持、そしてそのボディーブローを効かせた中で、いつか増に転向していくような政策を執っていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは数字的なものをお答えさせていただきます。まず、町はこれから子育て世代の移住に注力をして、この世代の社会増を増やすことで人口減少の度合いを抑えていくことが可能と考えております。

現状ですが、令和2年度の年代別の社会増減の状況を見ますと、飯綱町における子育て世代の社会増が、他市町村と比較して非常に多くなっている状況でございます。具体的な数字で言いますと、令和2年度の0歳から9歳までの転入超過数は29人で、県下の市町村で第6位、町村のみでは軽井沢町に続いて第2位という状況です。また、その親世代と考えられる30歳代の転入超過数は35人で、県下の市町村では第8位、町村では軽井沢町、御代田町に続いて第3位という状況です。子育て世代に限って言うと、直近10年間で令和2年度が最も飯綱町では社会増が多くなっているという状況でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 町内の未婚者の婚活は、人口増対策の一丁目一番地と考えます。しかし、企画課の地域発元気づくり支援金のお見合い型婚活イベントの中止とあります。また、保健福祉課の地域福祉推進事業の中の結婚相談所運営事業委託では、実績として5件程度載っておりますが、この2課の差についてどう捉えればよいか、課長にお願いいたします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。長野圏域8市町村のイベントにつきましてはコロナの影響でオンラインで行いました。今年は信濃町と飯綱町を中心に行う予定でございましたが、集まってではなくオンラインでやる予定となっております。

今、町の相談所で進めておりますのは、県で行っております「ながの結婚マッチングシステム」を活用して、結婚を望む独身男女のプロフィールをデータベース化し、インターネットで検索できるシステムでございます。1つの相談所で登録すると、県内全域の結婚相談所の登録者データを検索できます。相談員の経験やノウハウを生かしたサポートと、マッチングシステムによる広域的な登録者データが出会いの可能性を広げるため登録を勧めて行っております。今は相談所にあるパソコンのみで検索ということで、少し使い勝手が悪い状況ですが、令和4年1月より、自分のスマホでデータを検索できるシステムになる予定でございます。今後、結婚相談所に登録している方に説明会を開いて、さらに登録者を増やして行ってまいりたいと思

っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） このような状態ですので、オンライン等を活用した事業について、町長はどう思うか、お答えをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今の時代ですので、ぜひこういうスタイルでもいいからどんどん広げていきたいと思います。本当にいい男性や女性がいっぱいいるのに、どうしてなかなか縁組みがうまくいかないのか。私も結婚相談所の会議にはいつも出ているのですが、何とかいろいろなノウハウを使ってやっていきたいと思っております。

○1番（清水均） ありがとうございます。ぜひお願いします。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に移ります。自然編となりますが、「間伐材や農業集落排水汚泥などのバイオマス資源の利活用を研究します」とありますが、ペレットストーブ、薪ストーブ、ボイラー等の現状と課題及び成果並びに今後の対策について、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） エネルギーをどうやって自前で段取りして、その利益を地元で使うかということは本当にこれからの経済的にもものすごく大事なことだと思います。ましてや、そこにゼロカーボン、SDGsが絡んでくるわけですので、素晴らしいことだと思っています。

議員ご指摘の山の間伐材などの活用については、一般的には、今、飯綱高原にあるお山の発電所へ持ち込んで電力に変えています。また、私がいいなと思うのは、細かくウッドチップにして道路みたいなところへ敷いて、そういうところでウォーキングをして健康などに役立てていただくなど、いろいろあると思います。

私たちの周りは非常に山に囲まれている地域でございます。何とかこのバイオマスは、具体

的に今これをすぐやりたいということはないのですが、そういう意味でも活用していきたいと思っています。

○1番（清水均） ぜひお願いいたします。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に学ぶ編ですが、時間がありませんので早くお願いしたいと思います。「いじめや不登校等の問題を抱える子どもたちへの支援を充実させます」とありますが、いじめについて、小中学校を通して各5年間の状況はどうであったか。また、あった場合の連携体制ができていくかについて、教育長にお願いいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。いじめの問題につきましては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、文部科学省や県教育委員会でも、学校現場における対応について各種通知、資料等を用いまして法の正しい理解と周知に努めており、町の学校現場でも研修等を通じ、教職員のスキルアップに努めております。

当町の小中学校でも、文科省のいじめに関する調査に定義されるいじめはございますが、早期に対応を行い、全ての事案について早期解消を図っております。

また、不登校につきましては、行政報告書や本議会の2日目に詳細を申し上げますので、そのとおりでございますが、いじめ・不登校等の問題解決では、県が配置しますスクールカウンセラーに加え、町独自にスクールソーシャルワーカーを派遣しまして、児童生徒、保護者などの相談、また教職員とともに支援に当たっております。教員が1人で抱え込まず、周囲に報告・連絡・相談した上で、学校全体で対応に当たるように努めております。特にいじめ問題につきましては、ほんのささいなことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることがありますので、未然防止、早期発見、初期対応にこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、創出編になります。耕作放棄地の発生防止とありますが、今後も増加が危惧されております。農業開発公社を介して荒廃地化が危惧される農地を、経営規模拡大を目指す中核的な担い手や新規農業参入者等に貸し借りや売買を行い、適切な農地管理と農地の有効活用を進めますとありますが、まだまだたくさんの耕作放棄地が見受けられ、山林化した田畑があります。その状況と具体策について、課長をお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。直近の耕作放棄地面積は181ヘクタールでございます。放棄地率は先ほど申し上げました9.43%という状況でございます。耕作放棄地は令和元年度から微増傾向になっておりまして、農業者の高齢化や人手不足により、担い手等への集積が耕作放棄のスピードに追い付かない状況にあることが、その要因と考えられます。

対策として、まずは担い手等への集積促進として、今年度から農地再生に対する補助金を創設しております。既に約120アールとかなりの活用があり、今後も需要が見込まれていますので、この制度をうまく活用いただくことで荒廃地対策の一助になればと考えております。

また、農地の流動化等に対するあっせん支援、市民農園制度などの活用支援、半農半Xなどの多様な農業者支援なども進めながら、多角的に荒廃地対策を展開していくことで、耕作放棄地発生防止に努めたいと考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に進めさせていただきます。「競争力のある産地づくりに向けてICTを活用した最先端農業の研究を行います」とありますが、進捗状況と特産物開発支援事業で2件とあるが、実証実験でどのようなものを開発されたか、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。ICT農業については、気象センサー、カメラ、AIなどで収集・分析したデータ活用による最先端農業の研究を進めております。具体的に

は、主要圃場に気象センサーを設置し、タブレット端末により状況を常時把握できる環境を整え、気象データ等の分析、活用による生産性の向上等に向けた体制整備を進めているほか、RPAを活用した気象データ抽出によるりんご黒星病の自動予察の実験等を行っています。

現状は実証実験段階であることに加え、効果的にデータ活用ができていない状況もあることから、新規就農者等が農業知識や技術をデータに基づき習得できる仕組みづくりや農産物の生産量、品質の向上等に向けた効果的なデータ分析、活用などが課題となっています。

今後は、モデル圃場や農家等を選定して、適切なフィードバック体制づくりを進めていくほか、農作業の効率化、省力化、精密化、選果・発送事務等の自動化、技術継承、鳥獣害対策等幅広い利活用の方向を模索しながら、実効性の高い ICT 農業の形と活用についてさらに検討、研究をする必要があると考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に移ります。「観光資源に磨きをかけ、スキー場を含む飯綱東高原の観光ブランドの再構築を図ります」とありますが、観光ブランドとは何を図ったか。

また、ファースト・パシフィック・キャピタル経営のスキー場及び観光施設等の直近の入り込み状況についてお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。いづなりリゾートスキー場の令和2年度の延べ利用者数は3万3,238人で、対前年度比118%となっております。本シーズンはスノーマシンにより早くから雪造りをしており、前シーズンより降雪量も多く、長い期間営業することで、利用者数の増加につながりました。

飯綱東高原観光地全体の令和2年度の延べ利用者数は統計上10万2,200人で、前年対比48.5%となっており、コロナの影響により半減いたしました。飯綱東高原観光施設及び天狗の館の令和3年度の5月から6月の利用者数につきましては、観光施設は8,547人、対前年比294.1%、天狗の館は8,539人、対前年比91.4%でございます。

数値としては、一部に回復傾向が見られるものの、依然コロナ禍により厳しい状況となっております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に移ります。「積極的に公共交通を利用し、生活の足をみんなで守ろう」とありますが、長野電鉄線の「IIZUNA であるきバスカード」は10件程度であります。であるきバスカードや高校生へのPRが最大限必要となりますが、そのことについて町長にお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） であるきバスカードの関係でよろしいですか。

○1番（清水均） いえ、カード以外の長野線のほうでお願いしたいと思います。牟礼と長野間で、であるきカード以外に使用している乗客。

○企画課長（土屋龍彦） 了解いたしました。

それでは、吉村・牟礼線の直近の利用状況です。令和2年度の輸送人員は実績で9万9,641人、1日当たりで換算すると約270人という状況になっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、令和2年度における輸送人員は前年度比で75%まで落ち込んでいる状況にあります。

また、吉村・牟礼線の運行に関わる長電バスへの赤字分の補助金は1,295万8,000円となっております。前年度より20%ほど増加している状況にあります。ただし、この補助金は特別交付税で80%措置をされているため、町の実質的な支出は約260万円となっております。

吉村・牟礼線の将来的な考え方として、今後利用者の減少はしていきますが、高齢化により運転免許証の自主返納者が増えており、交通弱者にとっては重要度が増していくと予測し、町が赤字分を補助しながらライフラインとして維持をしていくべきと考えているところでございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次にどんどん移っていきたいと思います。交流編でございます。「地域集落の課題解決や活性化を図るため、集落の自主的な取組を支援します」とありますが、若者住宅近郊に遊ぶ場所がなく、道路で遊んでおり、大変危険な状態であります。昨年9月の定例会一般質問で、若者住宅前の空き地を自転車道にすると提案したところ、検討する旨の回答がありました。その結果について町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議事録をひっくり返しまして確認をさせていただきました。道路等で遊んでいる子どもたちがいるので非常に危険だし、何とかサイクリングの場所などを確保してほしいというご意見だと思います。

現実的に今、新しく場所を確保したわけではございませんが、福井団地の若者定住住宅を具体的に位置付けますと、議員からは最後に少し上り坂になってという表現がございましたが、200～300メートル先に福井団地の公園があります。あれだけの公園がある地域はほかの地域にはございません。そんなことで、当面そういうところの利用で賄ってほしいと思います。

併せて、サイクリングや散策道路にふさわしい場所もあるというご提案もございましたので、そちらについても、散策とサイクリングが併用できないか等々も含めて、今後検討していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 最後に地方創生です。キッチンカーの直近5年の稼働日数と、このような時期だからこそ、こちらから出ていくという方法はないか、課長からお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） キッチンカーの状況でございます。キッチンカーは平成29年度より稼働しておりまして、4年間の稼働日数は75日間という状況でございます。

現在は、多目的交流施設の管理者であるカンマッセいいづなにキッチンカーの管理を行って

いただいております。今年度からは一般の方でもキッチンカーを利用していただけるような仕組みをつくって、キッチンカーを有効に活用していきたいと考えております。

また、令和元年の東日本台風（台風 19 号）の際は、被災地へキッチンカーを派遣するため、長野県 NPO センターに貸し出しを行いました。農産物や観光の PR を目的にしたキッチンカーでございますが、今後は災害対応など、より公益的な活用も進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） 以上で質問を終了させていただきます。

早期に感染症が収束し、飯綱町民が安心して暮らせるようお願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 清水均議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は 10 時 50 分でお願いします。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 50 分

◇ 荒川 詔夫

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 8 番、議席番号 8 番、荒川詔夫議員を指名します。荒川詔夫議員。

〔8 番 荒川詔夫 登壇〕

○8 番（荒川詔夫） 議席ナンバー 8 番、荒川詔夫です。今期、最後の質問のため、今までの任期を振り返り、町政執行に対しての総論的な観点から伺います。

顧みますと、町民各位の意見と要望を踏まえ、町政執行に対して質したり、政策提言にも鋭意努め、是々非々の立場で臨んできました。町長と私も、住民の福祉向上など目指す思いは同じですが、かみ合わないところもあり、難しさを痛感しているところでもあります。

今般の質問も 40 分という時間制限のため簡潔にご答弁をいただきたく、冒頭申し上げます。前置きはさておき、町政執行を顧みての在り方と議会対応を主として、通告に従い順次伺いま

す。

町政執行爾来、施策等全般を通し、費用対効果とその裏付けを含めてという問い方で質問しました。これらを総括するには時間的経過も必要と思われ、かつ、切り口も漠然としておると感じられたかもしれませんが、町長の思いをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一般質問に対しては、全課長・次長が集まって、議員さんの趣旨なり、どういう答弁の経過が今まであったのか確認をして答弁をしておりますけれども、議員のこの最初の質問には大変困りました。短時間で簡単に説明するような、何を一体求めていらっしゃるのか。そういう点で、どの課長も担当できないということで、私が自分の思いに従って申し上げさせていただきます。

事業に対して費用対効果を考えなくて実施をすることはまずございません。必ず費用対効果を考えて実施をしております。ただ、そればかり重視をして、事業のやる、やらないを決めると、行政というものは大変なことになってしまうと思います。例えば、大きな意味で、貧富の差とか、格差の是正とか、そういうものはほかの企業にできる仕事ではございません。行政が責任を持って、それを本音の精神として、やはりいろいろな事業を心掛けるべきだと思います。

また、町の財産という考え方でいけば、農業振興を何とかしよう、農業を守っていこうという町です。農業水路に何億もお金をかけてきました。しかし、何億円かけたから農業生産が30%上がって、農家所得が伸びて、町は税収が上がって、その税収を福祉や医療費の補助に向けていくという算数のような費用対効果はなかなか出てきません。逆に、今は反対ではないですか。こんなに金をかけているのに3億円あった農業所得が2億円になっている。では、投資するのは半分にしろというご意見は、議会からお一人も出て参りません。

では、こういう中で費用対効果をどうやって考えていけばいいのか。短時間ですので、私が基本としていることは、飯綱町が今の財産をきちんと、財産というのは自然から何からみんな含めてですけれども、いわゆるSDGs、維持存続していくために必要な事業、そして住民の皆さ

んが今の生活を守り、これからについても希望が持てる事業は実施していくということです。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私の質問と町長の答弁の視点は若干違ってはいますが、これは町長の思いですから受けておきます。

次に、町の農林部門に係る財政支出等の在り方について、町長の所見を改めてお尋ねします。具体的には、町の所得の現状は、直近の農業所得は1億円程度、給与所得は100億円を超える実状にあります。このため、所得額を直視すると農業部門へ配慮し過ぎるという住民の声もある旨のさわりを述べられております。

なお、農業の多面的機能評価に係る県民1世帯当たりの支払い意思額は18万円の旨、新聞報道されておりました。

町農業の今後の課題は、農業生産基盤の底上げ強化策が喫緊の課題であり、大胆な施策とスピード感を持つこと、それに見合った財政支出が不可欠と思います。

以上を踏まえ、今後の農業への施策の在り方と、関連しての財政支出への考えについて、改めて伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業は主幹的な産業ですので代表的な産業として議員も例を挙げたと思います。商工業全てについて、これからどういうスタンスで町は支援して伸ばしていくのかということもありますが、農業は、いつも冷静に判断しなければいけないと思います。先ほど申しましたとおり、所得はともかくとして、どこがうまくいかないのか。総生産額や総生産量が減少してきているという現実に対しては、集団化、法人化、そういうことをより一層進めていくような事業を、これからも一段と進めていかなければ農業をやる人がいなくなっていくのではないかと思います。

家の跡継ぎに自分の田畑の経営を任せていくというのは理想ではございますけれども、もう誰だっていいではないか、農業をやりたい人がいるなら、そういう人に受け継いでいくという

ぐらいまで、担い手、後継者というものを位置付けていかなければ、とても生産量の維持というのは難しいだろうと思います。

また、一方で議員もいろいろと視察をされていると思いますが、AI 的な ICT、こういう最先端技術を生かした農業というものをどう展開していくか。

そして個人の負担の在り方については、これは細かく言いますと、水路や道路の受益者負担なども含めて、今後、町全体の財産、資本という考え方で農業に対する支援を位置付けていかなければ、理解を得られないのではないかと考えております。これは、商業についても商店の担い手、跡継ぎという問題があって、どこでもみんな同じだと思っております。

そういう点を基本にして、それぞれの課がそれぞれ担当の産業を持っています。そして、そこに問題点というものを必ず見いだしています。その問題点を一つ一つつぶしていくということで、地道ですけれどもそういう方向で進めていくのが一番ベターであると考えます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 時間の関係もありますので、次に進めます。

今期の気象異変により、春先はりんご、なし、さくらんぼなどの果樹を中心に凍霜害、その後は、りんごの日焼けなどの被害が発生し、結実不良やサビの発生、変形果、小玉果など、日を追うごとに品質低下が目につく昨今であります。併せて、最近りんごの褐斑病が多発しており、JA も生産者指導に余念がない現況下であります。

したがって、日本一のりんごの町を目指している当町にとっては、過去の被害救済の実績を踏まえ、再生産につながる支援は不可欠と思います。つきましては、被害の実情と被害額及び支援策の有無は通告済みでありますので、あえて支援の思いを込めて町長へお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。被害額の総額については、JA さん等々に尋ねましたけれども、今のところは額として把握してございません。報告も受けてございません。それは一面、無理もないと思っております。これから出荷の状況を見て、どの程度の被害果であるか

によって判断したいということです。

また、被害を受けた地域もだいぶばらつきがございます。飯綱町の西地区と呼ばれる地域は、ある意味ではほとんど被害がない状況で、特に晩生種の「ふじ」については平年と同じだという状況です。各園地によってもだいぶ違います。私の判断では、今年は三水地区と平出の早生種や中生種等々に、かなり被害が集中していると思っております。

では、具体的な支援はどう考えているかということですが、ここが大事なところです。今、指示をして検討しているのは、まず JA さんは、評価の基準を少し下げただけのようです。例えば、サビは 30%までを 50%まででいいというように、なるべく商品になるように率を下げた救ってくれるそうです。しかし、相場はなかなかそういうわけにいかないのです、ここでふるさと納税のシステムを何とか使おうということで今、工夫をしております。

カンマッセや農協と打ち合わせをしたのですが、今までは 1 万円の寄付をしてもらおうと 3,000 円ぐらいの家庭用のりんごを申し上げていたけれども、もっと安くして同じようなりんごが手に入るようにする。例えば 5,000 円で 10 キロの家庭用といえは本当に最高だと思うのですが、そこまで行かなくても 7,000~8,000 円でマル特の 3,000 円りんごを寄付した人がもらえる。

農家の精算については、それだけ下がってしまうという差額を例年並みの価格で処分できるように町が支援をしていく。10 キロ換算で、1 万ケースやれば 3,000 万円、2 万ケースだと 6,000 万円。それに対して、農協さんの精算では 1 箱 2,000 円のものに町が 1,000 円プラスすることが可能かどうか。

ふるさと納税をやると、例えば、今までは 1 万円のふるさと納税をしていただくと 3,000 円を農家に支払う形で、町は手数料などのいろいろなものを払って、大体 4,000 円程度を税収的に頂けるようになっています。この 4,000 円のうちの 1,000 円でも 2,000 円でもバックしようということです。ですので、ふるさと納税で何万箱増えても腹も痛くないというスタイルで、ここを何とか乗り切っていきたいと思っています。

ただし、返礼品は 3 割以下ということになっています。どういうふうに支援をしていくか、あくまでも返礼品は 3 割以下の価格で精算をしていますけれども、何とか段ボールの支援など

をして差額分をプラスしてあげたいと考えています。

ただ、それを品質的に標準化させるためには、今回の被害果についてはぜひJAさんに出荷していただいて、光センサーに載せると言っていますので、その流れの中で品質の統一ぐらいは図っていかねばお客さんに失礼かと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） まだ一番大事な被害額を把握されていないということで、今検討中というか、進行した考え方ということでもありますけれども、ぜひそこら辺を踏まえて、冒頭申し上げたように過去の被害の救済実績を踏まえて検討していただきたいと申し上げます。時間がないので次に移ります。

第2次飯綱町総合計画の中で、町内既存の商店街、栄町、本町、深沢の在り方についてある程度の記述があります。しかし、再度、町の活性化には既存の商店街の活性化が必要不可欠との思いから、まずは町長の見解をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 前のりんごの質問のことで申し訳ありませんけれども、前の補助というのは、資金的な意味で農薬の補助などはありましたが、金銭で何万箱も補助するということは、私の役場人生50年の中で経験はございません。

今お尋ねの商店街ですけれども、これは商工会でも言うのですが、商工業が元気のいい町でなければ元気があるようには見えない。いくら農業、農業と言っても、やはり商工業も大事だという話をよくしています。

駅前についてはだいぶ自主的に進み、ちょっとした軽食のところができたり、バイクや洋服を作るようなところができたり、いろいろな動きが最近出てきて、少し人の流れが出てきました。残念ながら牟礼商店街は、ほとんど商店街という体をなしていないような状況になっています。全部シャッターが下りている。深沢はまだその上を行っているようです。昔を思えば、洪澤ガラス、昇喜堂、高橋テレビ、中川家具店、反対側は加賀屋さんの横の洋服屋さんや、今

度は原酒店までやめてしまう。昔はあそこに三日月の分店や、一松寿しの寿し屋もございました。これがみんななくなってしまった。

これは基本的に、今、商業をやっている皆さんと将来どうしていくのか。後継者の問題も含めて、何が続いたらまだ商売をやっていくつもりになるのか。そこら辺はどうなのでしょうかと、1月の深沢の新年総会には必ず呼ばれて、あいさつの中でも申し上げています。

深沢は滅亡する集落のランクに入ってしまったいて、もう高年齢層がなくなってしまっている意外なところですよ。今回のメーラプラザで少しでも活性化になればと思っていますが、メーラプラザの反対側も含めて、私は、やはりこれは単に駐車場だけ整備してもらえばいいという簡単な問題ではないような気がしております。

地元の皆さんとぜひ懇談をしていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 次の質問は今の町長の答弁に尽きるということで、これから各論を申し上げます。

深沢商店街の現状と将来展望を推測すると、課題としては経営者の後継難による閉店と、空き店舗の発生により、かつてのにぎわいもなく、商店街形成そのものも厳しい状態になりつつあります。併せて、年内に中心部を通る国道18号線の改良工事により、南側に歩道が設置されます。そのことにより、南側の店舗前には駐車ができなくなります。

つきましては、深沢商店街の現状と将来を鑑み、現在空き地になっている既存の土地を共同駐車場として来客者等が利用できるように確保してほしい旨、質問をしている次第です。追って、商店街の今後の発展を期して、妥当性を含めて民意をくんでいただき、次善策の考えもあれば、それらを含めての見解をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 決して取り組まないというわけではないのですが、その話は前から聞いております。したがって、課題の一つだと認識しております。

牟礼商店街や栄町の商店街は、やはり駐車場を持って動いております。どうやって地域の商店街の皆さんは駐車場を維持し、管理し、確保しているのか。栄町でやっているようなスタイルを深沢にも導入してほしいということではなくて、やはり駐車場が必要なら町で見つけてこい、町で段取りしろというお考えなのか。これは、地元の皆さんは深沢商店街として駐車場の確保を希望されているので、町では駐車場の舗装整備などはやっていただき、あとの維持管理は地元でやっていくからこういうことで段取りをして動いてもらえないかとか、こんなふうにはできないものかとか、そういうスタイルでお話を持ってきてもらえればと思います。

深沢スタイルが、もし全部町が負担して、使用料から維持までやっていくとなれば、これは牟礼も栄町も当然やってもらいたいという話にはなってきます。ぜひその辺はお考えの上でお願いします。私たちも深沢には必要だと思っていますので考えていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、町長の答弁をお聞きしまして、また町の商工会や深沢商店街としっかり話し合っ、できれば問題解決を図っていただきたいと申し上げます。

次に、人口減少や少子高齢化などの進展により、各区・組の現状は多くの課題を掲げております。併せて今後を見通すと、人口減少や少子高齢化等の背景により、現行50の区・組の自治組織の在り方について、再度見解をお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、基本的な点について私から申し上げます。これは合併以来の課題でございました。ご存じのとおり、一言で言えば牟礼地区の「区」と呼んでいる集落は、三水地区では「組」といいます。したがって、牟礼地区の皆さんは、普光寺東部の組長と言っても、140軒もある地区の組長というイメージがありません。片や三水地区の皆さんは、坂口の区長と言っても、坂口は十何軒で区長です。その辺を何とかしたいと、区長会のあるたびに検討し、議論をしてきました。

しかし、今のところ結果として、某区長さんに強く言われたのが今でも頭にあるのですが、

今うまくいって大して問題がないものをなぜ無理やり統一させるのか。必要があるところならそう考えていけばいい。一律に全部そうする必要はあるのかという意見があって、その意見について、ほかの区長や組長もうなずいていらっしゃるという状況で、棚上げになってきております。

ただ、飯綱町全体としては、組であろうが区であろうが活動には大きな差がございます。非常に元気のある区、組もあれば、そろそろ消滅に近くお祭りもできなくなって、もうお寺やお宮の管理が難しくなってきたところもございます。私は、もう少なからず必要に迫られている。合体をするというような対策を取らなくてはならないだろうと思っています。現実には、施設等々の維持管理ができなくなったから町でやってほしいという区長・組長から要請書も上がってきている例もございます。これは違った意味の問題ではございますけれども、取り組んでいかなくてはならないと思っています。

ただ、平均的な組や区においては、町が近隣の市町村でやっていない集落の支援事業でも手掛けて動いてほしい、うちの区や組は将来どうしていくのか、少なくとも暇を見つけて話し合うような機会を持ってもらって、一つの共通の認識を持つだけでもいいと思いますので、ぜひそこから始めていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 時間も押して、全部消化できるか私も心配しておりますので、町長、簡潔にお願いします。

昨今の取り巻く社会環境は、生活様式を含め人生観や価値観など大きく様変わりをして、従来からの慣習や考えがまかり通らないようになりつつあると実感しています。生活環境が変わり、住民間の意思疎通が欠けても、日常生活には特に支障を来すことはないわけですが、コミュニケーション不足等の要因も重なり、地域力低下は肌で感じています。

つきましては、地域力向上を目指して、まずは一例として、人的面では、リーダー格など人材育成と確保が喫緊の課題と思います。併せて、導入事業も関連すると思われまますので、農業部門の例としては、「人・農地プラン」の実質化も格好の事業と思います。なぜかという、同

事業を推進するには、集落内の地域住民参加による話し合いの場が不可欠であります。なお、今後、同プランの担い手としては、多様な人材と経営体が受け手の対象になるため、一層多くの参加者が見込まれ、時を得た施策と思われます。このほか、常々問題を提起している受益者負担ゼロの「農地整備事業」導入も、まさに地域住民参加型の事業の一つと考えられ、合意形成が求められます。

つきましては、地域の活性化のために、住民間での話し合い、支えあう雰囲気づくりが醸成され、かつ喫緊の諸課題事業が少しでも解消されれば、まさに一挙両得であり、時代を反映した適時適切な施策と思われます。

以上、私見の一端を申し述べましたが、町長の認識と、今後に向けての所見を再度お聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 極めて重要なご指摘をいただいたと感じて聞いておりました。特に住民間の絆、これは災害対策などにおいても非常に大きな力を発揮すると思ひます。住民の絆が少し希薄になってきているというのは一面にはつらいことですが、ある意味では、裕福さの違いが顕著に出てきているような感じがいたします。

どこの家でも秋になればサンマの煙が上がっているような時代から、隣はタイを食って、隣はご飯も食べられないというような格差、こういうものを是正していくのも、私は絆を再構築する意味では大事かと、経済的な面では思ひます。

「人・農地プラン」は一つの代表的な事業ですけれども、農業を通じて地域の絆をつくっていくというのも工夫次第では一つのいいツールになると思ひます。受益者負担がゼロのいい事業が、確かに土地改良事業ではございます。その事業は長野市でやっておりますけれども、私も何とか導入できたらと思ひております。投資をしたら、こういう効果が上がってこういうふうになったという、きちんとストーリーが見える事業をやってみたいと思ひております。どういふふうにもうかったのか、やっても価値が具体的に出てこないということではなくて、本当に

みんなが可視化できるというか、具体的に見える事業を進めていきたいと思っています。ともかく議員がおっしゃるとおり、絆を再構築していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 時間もないので次を飛ばして、今期に当たっての議会対応いかんと、今後に向けての町長の率直なお気持ちをお聞きします。

町長は、1期目の議会対応に当たっては、行政経験も豊富であり、併せて気遣いもあり、相談・連絡等を含めて事前の根回しにも十分配慮の上、緊張感を持って対応されてきたと存じています。引き続いて、自信と確信を持って町政を執行されていることには賛意をしているところであります。

以上、述べましたが、聞きたいことは、特に今期後半への議会対応に係る是非をあえて問いません。非常にオブラートの愚問と存じますが、現在の心境と今後への思いを端的にお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議会は、全ての、どんな小さい事業でもここでスタートするのです。ここで提案をして認めてもらわない限りは、いかなる事業もスタートしません。私たち執行部側にとっては、これほど権威のある最高の場はないのです。したがって、そこにいらっしゃる議員さん、議会というものに対する信頼度・重要度は、推して知るべし、極めて高いものだと言いつけておきます。

ただ、お互いに切磋琢磨してやり合っていこうということは、これは変な妥協をすることではなく、それぞれの分野の仕事があるので、それに対してお互いに切磋琢磨して、それを出し合う中で、結果として、一言で言えば住民福祉につながるような間柄で、これからも行きたいし、今までやってきたつもりでございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） これは町長の思いでありますので、私がとやかく言う筋もないので、関連

して次の質問をさせていただきます。

町の事業計画を執行するに当たり、現在、区長・組長には事前に実施の有無、例えば、町単事業等々の情報提供が行われていると聞き及んでおります。しかし、議会議員には状況を知るすべもなく今日に至っております。地域の問題は議員にも大きな関わりがあり、町と議員は住民福祉の向上への共通認識を抱いているため、議員へ事前に提供することの是非を含めて、時間の関係で、イエスかノーかでお答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） イエスかノーではありませんが、どこを箇所付けして今年は実施するようになったということは、町長が判断して実施できる事務だと思います。したがって、サービスとして議会の皆さんに状況等をお知らせするかどうかという判断を求められているものだと思います。それによって、私のほうは多いけれどもそちらは毎年少ないとか、お宅にばかり行っているとか、こういうことは困ります。必要なものを、必要なときに、必要なだけ着手するというのが、本来私どもが進めている事務ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 荒川委員、残り時間3分です。

○8番（荒川詔夫） 若干理解に苦しむところがありますけれども、ここは後日お伺いすることにします。

次に、選管委員長もご多用の中お見えになっておりますので、今期の町長、町議会議員の改選期に当たり、選挙関係について質問をいたします。

ご承知のとおり、当該選挙執行に当たり、立候補者や住民各位には公選法により規制があります。今年4月には、県下の某町議会議員が、当選後、公職選挙法違反により直ちに辞職をするに至りました。背景は、当時の祝勝会の席上、飲食提供で会費を徴することなく参加住民に振る舞ったなど、ほかの事件を併せて書類送検されました。

つきましては、日ごろから選挙管理委員長ほか、各位にはしっかり対応されておりますが、当該事件の顛末を踏まえ、さらに住民各位へ周知徹底を図っていただきたく、所管の選挙管理

委員長にお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 三ツ井選管委員長。

〔選挙管理委員長 三ツ井吉次 登壇〕

○選挙管理委員長（三ツ井吉次） まず、ご質問いただきましてありがとうございます。

広報8月号に、町の町長選挙、町議会議員選挙に係る日程のお知らせと併せて、公職選挙法改正に伴い、選挙公営制度の拡大、また寄付禁止や、区長・組長、投・開票管理者、公務員等は選挙運動が禁止または制限されているなどについてお知らせをしたところでございます。

10月に行われます町長選挙、町議会議員選挙は、特に身近な選挙になります。公職選挙法に係る違反のない明るくクリーンな選挙の実現に向け、さらなる広報活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 荒川詔夫議員、ご苦労さまでした。

これにて一般質問の通告者は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

明日8日から23日までの16日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、明日8日から23日まで本会議を休会することに決定しました。

24日の本会議は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月24日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

令和3年9月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和3年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和3年9月24日（金曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第13号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第64号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第65号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第66号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第67号 令和3年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第70号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第5号）

日程第 9 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案

日程第10 発議第 4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案

日程第11 発議第 5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書案

日程第12 発議第 6号 凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書案

追加日程第1 発議第 7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度
の確立を求める意見書案

追加日程第2 発議第 8号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前
進」を求める意見書案

日程第13 議員派遣の件

日程第14 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
農業委員会長	高橋 明彦	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	徳永 裕二	企 画 課 長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住民環境課長	藤沢 茂行
保健福祉課長	永野 光昭	産業観光課長	平井 喜一朗
建設水道課長	笠井 順一	教 育 次 長	高橋 秀一

飯綱病院事務長

大 川 和 彦

総務課課長補佐

清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長

梨 本 克 裕

事 務 局 書 記

関 竜 典

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆様、ご苦労さまです。9月定例会も本日が最終日です。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第13号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告書、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定に

より報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件毎に報告いたします。

議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について、認定。

議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について、可決。

陳情第 3 号 緊急支援について、採択。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、継続審査。

陳情第 5 号 貴議会における下記事項の議員提案の要請、継続審査。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について。

質疑①、三水地区において 600mほど石綿管が残っているとのことだが、すべての布設替えの完了予定はいつ頃か。

回答①、現在実施している管路台帳整備事業で、町内全域の管路を調査している。全体の老朽管などの把握を行ったうえで、優先順位をつけて布設替えを実施していくため、現時点では石綿管の布設替えの完了日は未定。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について。

質疑①、地域主体の移動手段の確保とあるが、i バスを充実させればよいのではないのか。企画課では全体の構想をどのように捉えているのか。

回答①、過疎計画中の「地域による移動支援事業」と記載している事業が、地域で支え合う、地域主体の移動手段を示している。担当課のイメージとしては、旧小学校単位で集落支援員を中心に運営し、地域住民が有償ボランティアとして交通弱者の移動を支援する仕組みを研究したいと考えている。

質疑⑥、DX 推進事業は、どの程度の規模のものを考えているのか。

回答⑥、DX 推進事業は、行政のデジタル化と地域のデジタル化という 2 つの方針で進めていく。行政のデジタル化とは、オンライン申請による住民票など各種証明書の発行や児童手当等の手続、またデジタル技術による事務の効率化などを想定している。地域のデジタル化については、過疎計画において「いいつな DX 推進事業」、「ICT 農業・スマート農業推進事業」、「LPWA 導入支援事業補助」として記述している。現在インターネットとモノをつなぐシステムである IOT が注目されており、町内では三水用水の水門をスマホで開閉するシステムがそれにあたる。河川にセンサーを付けて水位を監視するシステムや、農業用ハウス内にセンサーを付けて温度と湿度を管理するシステムの農家への導入支援などを想定している。こういった IOT のシステムを様々な分野に取り入れて、町民がデジタル技術を使って安心な生活、便利な生活ができる基盤を作るべく研究していく。

質疑⑧、総合戦略は後期基本計画と一本化し、過疎計画とセットで事業を実施していくのか。

3 年間の実施計画で、過疎計画の具体的な事業と財源を明確にしていくという考え方でよいか。

回答⑧、総合計画は、10 年間の基本構想、5 年間の基本計画、3 年間の実施計画で構成されている。実施計画には、事業費や過疎対策事業債を含めた地方債が記載されるので、過疎計画

の個別事業が明確になると考えている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第3号 緊急支援について。

賛成討論、GoTo トラベル事業の期間延長については、すでに終わっている事業なので気になる部分ではあるが、趣旨は理解できる。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

継続審査とした。

陳情第5号 貴議会における下記事項の議員提案の要請。

継続審査とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 陳情第4号、辺野古と普天間についての問題ですが、どんな理由で、どんな意見が出た中で、継続審査となったのでしょうか。

○議長（大川憲明） 風間委員長。

○2番（風間行男） 当事者がいなく、詳細が不明な点が多いため、継続審査としました。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告書、令和3年9月24日、飯網町議会議長 大川憲明様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件毎に報告いたします。

議案第 52 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書、採択。

請願第 2 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願、不採択。

請願第 3 号 「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願、不採択。

請願第 4 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願、採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例。

質疑、「等」という表記は曖昧であり、今回追加した対象以外の場合も含まれていると捉えられ、混乱を招くのではないか。

回答、県の規定に合わせている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

て。

質疑①、時間外訪問・緊急呼出しが増加傾向になっている。職員の体制など心配はないか。

回答①、職員募集はかけている。採用条件がいくつかある。条件を変更し募集をすることも必要と考える。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課。

質疑①、年度末基金現在高が 1 億 4 千万円ほどあり、納付金の財源に充てるとあるが、この基金残高をもって、現在の税率を下げることなど検討はされないのか。

回答①、県が国保財政の運営主体となり、県下統一税率について検討されている状況。県が示す標準の税率に対して、町の税率は若干低い状況である。今すぐはその税率に合わせるわけではないが、いずれ県下統一した際は現在の税率より上がる可能性がある。基金に余力があるということで今下げても、統一時にその差が負担となることも考慮して、現在は考えていない。

保健福祉課、質疑なし。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課、質疑なし。

保健福祉課。

質疑、後期高齢者医療広域連合の補助事業で、町の保健師が不足していることにより実施していないが、今後の見通しは。

回答、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業について、体制が整ったため、令和 3 年度から取り組んでいる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、介護保険料の滞納繰越分の不能欠損額の説明で、時効分も含むとはどういう意味か。

回答①、介護保険料には2年という時効がある。

質疑②、時効の中断などの手続をとっていないのか。時効で債権が消滅する例はあまりない。

どうしても徴収できない場合とは、滞納処分を行っても、生活困窮で収入や財産がなく、滞納者が納められないことが明らかになったときである。その場合、不能欠損の手続となる。

回答②、徴収の担当課と連携を図り、調整しながら進めていきたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第61号 令和2年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑①、令和2年度に一般病床使用率が上がっているが、患者1人1日当たり診療収入があまり増加していない理由と、改善の方策は。

回答①、一般病床及び療養病床の診療報酬単価が低く、収入が上がらない原因となっている。診療報酬の基礎となる入院基本料は、医師、薬剤師、看護師の人員増により算定額を上げることができると、人員採用を進めていく。また、職員数に応じた各種委員会の設置と部門職員の専属化により算定額を上げることができるが、専属化は人員面で現実的でない。他に、地域包括病床の導入も検討しているが、管理の難しさがあり、また新型コロナ対応により制度導入までに至っていない。

質疑⑤、地域医療構想における医療機関の再編・統合検討について、新型コロナの影響は。

回答⑤、現在は全国的な新型コロナへの対応により棚上げされた状態である。国及び県は引き続き再編・統合等の検討を推進しており、令和2年度末から3年度当初にかけて書面会議および各種調査が行われている。おそらくここ2～3年中には結論付けられるものと思われる。近隣では飯綱病院と信越病院は病床数減または統廃合について勧告を受けており、信越病院は移転新築に伴い病床数減の予定である。飯綱病院については介護病床21床が制度廃止に伴って減少の見込みであり、療養病床に転換するかが検討課題となっている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書。

説明者、長野県教職員組合長水支部 阿藤仁氏。飯綱町教職員組合 執行委員長 土屋裕美氏。

質疑、国は3分の1しか負担しないので、残りは県の持ち分となり、県により差が出てしまうということか。

回答、県により格差が出てくることが懸念される。

討論なし。採決の結果、全員賛成で採択とした。

請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願。

説明者、長野県高等学校教職員組合北部分校 執行委員長 大日方夕希氏。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第3号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願。

質疑①、教師の過労への配慮は必要だが、学力の向上が一番大事だと思う。少人数学級の効果はどうか。国際比較をすれば、日本の1クラスの人数は多いが、少人数にする説得力あることが大事で、数字的に見れば良いと思うが。

回答①、現場では過労が大きく、生徒一人ひとりに割ける時間が少ない。学力の向上についての数字は持ち合わせていないので、持ち帰って検討したい。

質疑②、20人規模学級だと21人で2クラスとなる。子ども同士での学びや男女比でのデメリットは、どう考えるか。

回答②、相対的な学びは、多い方が良い。男女比については考えていなかった。高校では、男女間や女子同士のトラブルは結構ある。少人数学級では団結力が出ると思う。継続審査とした。

討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願。

質疑①、北部高校は、地域に大きな貢献をしており、無くなっては困る。飯綱中学校からの進学が少ないと聞くが、増えるような魅力が欲しい。

回答①、牟礼駅の花壇の手入れ、飯綱中学校生徒会と一緒にクリスマス装飾などを行って

る。長野市から通う生徒は、地域の授業やコース別に魅力を感じて希望して来ている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で採択とした。

○議長（大川憲明） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労さまでした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第52号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第52号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論を行います。

2 年度一般会計歳出決算は、103 億 355 万円、前年度に比べ、18 億 7,132 万円、22.2%の増となり、昨年倍、6 億円を決算積み立てとしました。「町総合戦略」にもとづく事業の推進、庁舎建設、また新型コロナ対策等によるものの結果と思います。

町長の政治姿勢として、憲法 9 条を守り、反戦、反核の立場で、町民の福祉増進を図る町政を推進し、従来からの人口減問題、地域の農業振興などに取り組んできた経緯を踏まえ、町民誰もが住んでいてよかったと安心して暮らせる町、活力ある更なる町づくりにさらに邁進を期待するところです。

中でも評価できる施策として、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、福祉医療の充実、公共交通・Iバスの運行、防犯灯の設置管理、奨学金、教育環境条件整備、農業支援・中山間地域等直接支払い事業、奨励作物支援制度の継続、住宅リフォーム支援、就職あっせん相談窓口業務、産廃処理場への対応などであり、今後の継続取り組みを望むところです。

一方、多子・長寿社会を目指し、少子・高齢化のもとで高齢者の尊厳ある老後、安心できる介護サービスの提供など、介護保険サービスの充実が求められます。また、若者の定住、移住を図り、格差、貧困対策の拡充を進め、経済的な理由で教育や福祉施策の発揮を左右させないことが重要です。コロナ禍での不況対策、また、建設された施設の有効的な活用を図ること、生活環境をまもり、人口維持増過疎加策や、地域産業の発展を図り、計画に沿った財政運営を求めます。

以上意見を付して賛成討論とします。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場で討論をいたします。

この制度の性格上、保険料改定時には毎回引き上げられてきました。私は、この間コロナ禍でもあり保険料の町独自の軽減を行うことを求めてきましたが、令和 2 年度も行われませんでしたので決算の認定に反対します。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 63 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書は、採択とすることに決定しました。

請願第 2 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

[12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論]

○12 番（渡邊千賀雄） 12 番、渡邊千賀雄です。請願第 2 号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願に賛成討論を行います。

OECD（国際機関である・経済協力開発機構）の 2020 年版によると、2018 年諸国平均学級規模は小学校 21 人、日本は 27 人、中学校 23 人、日本 32 人であります。世界的な標準から見ても日本は、学級規模の面でも少人数が求められていることにも表れております。ちなみに、請願を含めて、今回の請願全体に言えることは、国際的にみると日本は、国の教育予算が OECD の最低クラスに少ないことに起因しているのが現状だと思います。教育関係者の立場から、あるいは教育現場からの問題提起、提言、提案である、こうした請願にはそれぞれの願いと実状を訴えておられるということであり、請願に賛成です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

[14 番 青山弘 登壇・討論]

○14 番（青山弘） 議席番号 14 番、青山弘です。請願第 2 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について、不採択の立場で討論を行います。

「高校無償化制度」厳密には「高等学校等就学支援金制度」といいます。政策目的は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与すること、としています。

請願趣旨や請願事項では、所得制限を廃止してとかやめて「高校無償化」を復活しろといっていますが、所得制限によって無償化の対象を絞り込むことで財源を捻出し、非課税世帯、低所得者世帯の支援に活用する「高校生等奨学給付金制度」を創設したことは理解できます。高年収に当たる 910 万円以上に、所得制限を設けるのは、やむを得ないと思います。よって、この請願は不採択とすべきと考えます。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

[8 番 荒川詔夫 登壇・討論]

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。今般の請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について、賛成の理由を以下の4点に絞り、簡潔に申し上げます。

1点目、前回も意見を述べたとおり、高校生は義務教育でないとして、教育費は所得制限が図られています。ご承知のとおり、県下の中学生の高校進学率は99%に及んでいるため、高校は実質的には義務教育と言っても過言ではありません。よって、現状を踏まえれば無償化は当然の摂理と考えた次第です。

2点目、請願書に記述のとおり、高校無償化の廃止により、年収910万円以上の世帯の高校生は授業料納付の対象になりましたが、貧富の格差が増大している昨今、非課税世帯にならない厚い層である生活困窮世帯には、その財源が行き渡らないとのことを踏まえると何らかの救済措置を講ずべきと思います。

3点目、我が国の教育予算の実状は、OECD諸国に比べて最低レベルであり、無償化を目指す国際公約に反していることを申し上げます。

4点目、最後に日本国憲法第26条の規定には、世帯所得の多寡にかかわらず、何人も教育を受ける権利の平等化が明文化されておりますので、よって、高校無償化の権利は当然保障されるべきものと思います。

以上、論点整理を踏まえ、請願第2号に賛成した次第です。議員各位の賛否の理由をお聞かせ頂きたく、併せて申し上げます。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

学びたいと願う生徒が安心して学べる環境を整えることは、多様な人材育成の上でも国の責務であると考えます。授業料は本来平等であるべきで、収入の多い方は、税として納めるべきであると考えます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今だからこそ、地方議会は保護者や現場の思いをくみ取り、国に意見書を提出すべきと思います。

議員各位の賢明な判断をお願いして採択に賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願は、採択とすることに決定しました。

請願第3号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 4番、目須田修です。請願第3号「国の責任による『20人学級』を展望し

た少人数学級のさらなる前進」を求める請願採択に賛成の立場で意見を申します。

少子化が進む中、教育現場の未来に期待し、よりきめ細かな教育を可能にするために、対応策としての少人数学級を前進させたい。

以上、この請願の採択に賛成します。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔3番 中島和子 登壇・討論〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。請願第3号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願に反対の立場で討論いたします。

2021年3月、義務標準法の改正により35人以下学級へ移行が決まりました。今回、35人以下学級を一気に20人にすることについては、コロナ禍を想定したものが主であり、他の根拠が見当たりません。

少子化時代において、多くの仲間揉まれる学校生活は社会性を育てる貴重な場となり、多くの体験をとおり、仲間との競争心や自立心を育て、そして、社会で共存していくための大切な学びの場となります。又、上手く機能しないのは、学校生活だけの問題ではなく、家庭や地域の環境が大きく影響してくると思われまます。そして、学校では子供にとって最大の教育環境が正に先生です。昨今、先生の不幸事が多くある中、生徒・児童との信頼関係に不安を覚えます。クラスを増し教員の数を増やすことではなく、教員のスキルアップを希望します。

以上から反対とさせていただきます。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。今般の請願第3号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願について、賛成の立場でその一端を申し述べます。

私たちの幼少期頃の家庭環境は、どこの家でも3世帯同居で、兄弟姉妹も多く、叔父叔母等を含め多人数の家族構成のため、しつけ、情操教育等を含め、家庭環境は恵まれた中で育ってき

ました。そのうえ、地域の教育力もあり、家庭、地域、学校と三者の連携がとれ、50人弱の学級編成でも機能が果たされていたものと、回想しているところです。今の児童・生徒の家庭環境及び地域の教育力はどうでしょうか。この穴埋めは残念ながら学校に委ねなければならないのが、現下の教育環境と痛感しています。前置きはさておき、必要性を簡潔に申し上げます。

2021年3月に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数標準に関する法律」が成立し、各学年35人学級になりましたが、完成までには5年がかかりスピード感がありません。なお、小・中・高校課程での課題として、学習就学度の不十分さや、いじめ、不登校傾向等の諸課題を踏まえると、教師による一人ひとりの児童・生徒に目が行き届き、学力や心のケアが十分叶える体制整備は、現代社会の諸情勢、例えば引きこもりによる80・50の解消などを踏まえると、少人数学級編成での児童・生徒への人材育成・強化策はお金には変えられない社会形成上の原点である旨を強調いたします。なお、このことは少人数学級を経験した現大学4年生から聞き及んだ当事者の声として、敢えて付け加えて申し上げます。

併せて、教職員への負担軽減に連動する働き方改革を推進のうえ実施すべきと思います。

以上、私見の一端を述べましたが、35人学級はあくまで通過点であり、更なる前進をした20人程度の学級編成は、飯綱町での町費負担による加配講師確保の財源も少なく済み、賛意を頂けるものとして確信を持って賛成をした次第です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員

〔14番 青山弘 登壇・討論〕

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘です。請願第3号反対の立場で討論を行います。

昨年度の請願は、「国の責任で、35人以下学級を計画的に前進させること」でした。本年、小学校全学年で2025年度までに小学校の定員を35人以下に引下げることになりました。中学校は含まれていません。

萩生田文科大臣は、「文科省は小学校・中学校の少人数学級を目指しておりましたし、本来は30人という目標を掲げましたけれども、様々な事情で小学校の35人をスタートすることになりました。」「まずは35人学級を充実したものにして、教員の皆さんの働き方も変えながら5年

間でしっかり検証し必要に応じてさらなる改善改革を進めていきたい」とおっしゃっておられました。

請願趣旨や請願事項には「小学校は5年かけずに早期に実現すること。小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望した少人数学級を前進させること」とあります。文科大臣は5年間かけてしっかり検証すると言っているのだから検証を待つべき気だと思います。中学校や高校の35人以下学級はまだ決まっていません。この先どれくらい時間がわからないのに小学校・中学校・高校の全学年で20人学級云々は実現性に相当な困難があるので、この請願は不採択にすべきと考えます。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。請願第3号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

国の責任による少人数学級の実現は、多くの団体や保護者、教職員等による長い運動の歴史があります。その実現には、長い年月を重ねてきています。また、少人数学級の実現は、各県で違いが出てきています。長野県ではその運動に応え、ご承知の通り中学3年生までの35人以下学級が実現していますが、県独自の予算によるものです。国が責任を負えば、県民の福利厚生や生活環境の改善などにその予算を回すことができますし、それが本来の姿であると考えます。

国においては、長年にわたって、文部科学省が少人数学級実現のための予算要求をしていますが、文部省が認めてきませんでした。安倍首相が、早急に取り組むべき課題と表明し、小学6年生が実現しました。

欧米では、少人数学級が実現しており、様々な工夫がされて一人ひとりの児童生徒を大事にした学習がされています。

地方議会は、実現することが遠い問題であったとしても、多くの団体や保護者、教職員等の

願いをくみ、国に意見書を提出していくことが仕事の一つであると私は考えます。20人学級実現には大変長い道のりがかかるとは思いますが、生徒・児童の教育環境を整えていく、そのことに対して地方議会の姿勢というものをきちんと示していく大変重要な課題であると思っております。これからも住民の皆さんが見つめている課題であるとも思っています。

議員各位の賢明な判断を期待して討論といたします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第3号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願は、採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員から、先ほどの討論の中で言い間違いがあったため、訂正の申し出がありました。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。先の請願第3号の討論の中で「文部科学省が少人数学級実現のための予算要求をしていましたが、財務省が認めてきませんでした。」というところを「文科省が認めてきませんでした。」と言い間違えたところをご指摘をいただきました。訂正をさせて頂きたいと思います。

○議長（大川憲明） ただ今の訂正の申し出に対し、議長は訂正を許可します。

引き続き、請願第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願は、採択とすることに決定しました。

陳情第3号 緊急支援について（要望）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

請願第3号 緊急支援について（要望）を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第3号 緊急支援について（要望）は、採択とすることに決定しました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第64号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 65 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 66 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 67 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 70 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 70 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 70 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算第 5 号は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の追加及びりんごの凍霜害等に係る被害果の販売支援を行うための増額の補正予算でございます。それでは、追加の議案書並びに議案の提案説明書をご覧ください。

補正の概要でございますが、既定の予算に 2,930 万 2 千円を追加し、補正後の予算額を 90 億 300 万 5 千円とするものでございます。

では初めに、歳入の内容を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されることから、14款国庫支出金で930万2千円を増額しております。これは新型コロナ対策の追加事業に充当しております。

また、18款繰入金で2,000万円を増額しております。これはりんごの被害果をふるさと納税の返礼品とすることを予定しており、これに係る寄付金から返礼品代、送料、委託料などの諸費用を差し引いて町に残るお金、これは一旦ふるさと応援基金に積み立てますので、これを取り崩して繰入れまして、被害果の販売支援に充当するというものでございます。

続いて、歳出の内容を申し上げます。本日、補足資料として「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、補正予算第4、5号分」をお配りしましたので、併せてご覧いただきたいと思っております。こちらのA4横のカラーのものになります。

2款総務費では、災害対策支援事業で新型コロナ対策として、町出身の大学生等に町の特産品等を贈り応援する事業に係る費用150万円を増額しております。内容につきましては、送料込み6千円程度で、米、加工品などの町の特産品詰合せを希望する大学生等に贈るものでございます。補足資料5の事業になります。

3款民生費では、地域福祉推進事業で新型コロナ対策として、低所得者世帯、住民税が非課税である世帯を想定しておりますが、この皆さんの生活を支援する事業に係る費用、計1,204万3千円を増額しております。内容につきましては、世帯員が1名、2名、3名、4名、5名以上などの階層に応じて、1世帯当たり1万円から3万円を給付したいというものでございます。補足資料4の事業になります。

以上の2事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業となります。

次に、6款農林水産業費では、果樹振興事業費でりんごの凍霜害等に係る被害果の販売支援に係る費用2,000万円を増額しております。内容につきましては、凍霜害等の影響による、被害果の増加が見込まれるため、JAと連携しその被害果の一部を商品化し販売したいというも

ので、JAが集荷し、商品化に係る一部の経費を町が支援する仕組みを通じて、幅広く販売することで、生産者の減収を抑制し、間接的に生産者支援を行うものでございます。財源については、歳入の際にもご説明しましたが、商品化した一部、5kgで10,000箱を目標としておりますが、これをJA、ふるさと振興公社などが取扱い事業者となり、ふるさと納税の返礼品とし、主に6,000円の寄付でりんご5kgの返礼を予定しておりますが、これに係る寄付金の一部を財源とするものでございます。

その他、14款予備費で424万1千円減額し、財源調整をしております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。原田重美議員。

○13番（原田重美） 13番、原田重美です。対象とする果樹、これは凍霜害でしょうか。実はこの後の議題で要望書を提出したいというがあります。そこで、褐斑病の被害果は想定していないのでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今回、JAのみで支援することにしたのは、個々の農家の判断で、家のりんごはこの程度が家庭用（㊤）なんだというのでは混乱しやすいかと。農協で、普段は光センサーのラインに乗せないりんごを、今回すべて光センサーに乗せてもらって、ふるさと納税の返礼品にするということにしました。したがって、りんごは品種や春先の被害果だけにこだわったというのではなく、褐斑病または葉っぱの落ちる落葉病の関係のものも㊤のラインとして出てくることもあろうと思います。とにかく18kgのコンテナで2万ケースまではいかないが、その程度㊤が増えて出てくるだろうというJAの予測です。2,000万円ということは、そこに一箱1,000円ずつ上乗せするということです。これはその分を農協にも泣いてもらいたいが、農家に平等に、ふるさと納税で売ろうが、農協が大型店舗のイベントで売ろうが、平均単価を上げたということで、農家の所得が上がるような対応をしております。凍霜害だけにこ

だわって、それに限って補助をするのはかえって難しいと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。議案第70号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第5号）に賛成の討論を行います。

提案説明と質疑がありました。今、農家は非常にりんご対策、収穫時期を含めて、大変な時期になってきています。そのようなときに、町の農業支援策として、今回補正を組まれたという点で評価できます。ましてや、日本一のりんごの町を目指して、りんごを作ってがんばっている農家が、春先でやられて秋に泣いている状況を防ぐために、非常に有効な施策だと思えますし、温かい施策だと思えます。また、再生産の意欲も湧くのではないかと思います。

また、もう一点の福祉推進事業で、非課税世帯に灯油代を、また大学生にも支援すると。まさに、コロナの下で大学生はアルバイトもできず生活が大変だと、そういったことに対する配慮。また、これからの寒い時期に心温まる福祉灯油を早い時期から用意して備えると、行政の福祉の心を発揮した施策だと思えます。町も皆さん方に報告しながら取り組んでいただければと思います。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 70 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

[9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明] (発議第 3 号)

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読いたします。

発議第 3 号、令和 3 年 9 月 24 日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、目須田修、瀧野良枝、清水満、樋口功、青山弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

昨年 3 月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、4 月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2

分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第10、発議第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第4号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読いたします。

発議第4号、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、目須田修、瀧野良枝、清水満、樋口功、青山弘。

地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書。

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、県予算によってすべての小中学校で35人学級が実現しており、県民の高く評価するところです。

高校においても生徒の多様化がすすみ、少人数学級でゆきとどいた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的で、一日も早い少人数学級編成の導入が望まれます。

2017年3月に決定された「学びの改革 基本構想」及び2018年9月に発表された「高校改

革～夢に挑戦する学び～ 実施方針」では、2020年3月に「一次分」、2021年3月にはすべての地域の再編計画を確定することが決定されました（新型コロナウイルスの影響により1年延期）。合わせて、県内の高校を「都市部存立校」「中山間地存立校」等に分類し、教育活動・目的を分け、それぞれに募集定員・在籍生徒数による再編基準が示されています。県境に近い地域では「中山間地存立特定校」として「募集学級数1学級でも単独で高校を存続させる道を探る」としながら、「存続の必要性」「高校を単独で存続する体制を整備できる」ことも存続の条件としています。

これらは地域間格差・学校間格差を是認したうえで機械的な統廃合を促すものであり、とりわけ地域高校の存続が危惧される内容です。中山間地存立校では、総合的な探求の時間に地域授業（地域の産業や文化・歴史を学んだり、社会人講師の方々からお話を聞くなど）を行い、生徒が地域の課題に取り組み、地域の活性化に協力し、地域創生を目指す活動をしています。地域における高校の役割と重要性については、県教委も認めるところであり、地域高校の存続はそれ自体を目標とすべきです。

また同方針では、「新たな学びの場の創造」として掲げられた「モデル校方式」のなかに「少人数学級を研究する高校」が示されました。前述のように、高校での少人数学級実現は多くの県民の願いです。他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例がみられます。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記。

早期に地域高校の30人規模学級を実現するとともに、募集定員・在籍生徒数による再編基準に関わらず、地域高校を存続させていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

長野県教育委員会 教育長 原山隆一 様。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第11、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号14番、青山弘議員。

〔14番 青山弘 登壇・説明〕（発議第5号）

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘でございます。発議書を朗読いたします。

発議第5号、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員

青山弘、賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、伊藤まゆみ。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策等に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 24 日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長 あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。青山弘議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第12、発議第6号 凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号2番、風間行男議員。

〔2番 風間行男 登壇・説明〕（発議第2号）

○2番（風間行男） 議席番号2番、風間行男でございます。発議書を朗読いたします。

発議第6号、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 風間行男、賛成者 飯綱町議会議員 原田幸長、伊藤まゆみ。

凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書。

飯綱町長 峯村勝盛 様、飯綱町議会議長 大川憲明。

令和 3 年 9 月 10 日 9 時から総務産業常任委員会において、町内果樹園での凍霜害及び褐斑病の被害発生状況を 7 圃場で視察したところ、被害が近年になく各地に見受けられた。

春からの異常気象により、凍霜害（リンゴに被害果（サビ）の発生、サクランボはほぼ全滅、リンゴ及びナシの着果不足）が発生した。

また、8 月から 9 月にかけて日照不足と湿度の高い日が続いた影響により、褐斑病が発生、9 月に入り爆発的に拡大して葉のない木が多数確認された。原因は、多湿により、葉が茂り風通しの悪い場所や水はけの悪い場所では根が傷み、樹勢が衰えたなど多岐にわたると推測する。このまま放置すると翌年の栽培にも被害が拡大することが懸念されるため、早急な褐斑病拡大防止策（被害果や落葉の焼却や消毒等）が求められている。

日本一のリンゴの町を目指す政策にも大きな打撃になることも懸念されるため、下記のとおり要望する。

記。

- 1 褐斑病について JA と協議し早急に被害拡大防止対策と被害果の販路対策を講じること。
- 2 褐斑病被害落葉の焼却処分に向け指導の徹底と薬剤散布に係る経費の助成を行なうこと。
- 3 リンゴに限らず品目別被害状況を精査のうえ公平な支援を講ずること。
- 4 長野県農業共済組合の収入保険と果樹共済保険の掛金の負担軽減と加入促進を拡大すること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。風間行男議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第6号 凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書案は、原案のとおり可決されました。

先ほど、渡邊千賀雄議員ほか6名から、発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案及び発議第8号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1及び第2とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号及び発議第8号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は、3時30分からとします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時30分

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 追加日程第1、発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号12番、渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第7号）

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄でございます。

発議第7号、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄、賛成者 飯綱町議会議員 清水均、風間行男、石川信雄、荒川詔夫、伊藤まゆみ、原田重美。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書。

格差と貧困が広がるもと、コロナ禍による経済的な影響は家計に追い打ちをかけ、生活が困窮する家庭が増えています。その中で、授業料や授業料以外の教育費が大きな負担となっています。

「高等学校等就学支援金制度」は2020年度から私立高校にも拡充されました。制度の拡充は重要な前進ですが、「高等学校等就学支援金制度」は2014年に「高校無償化」に所得制限を設けて作られた制度です。所得制限は廃止し「高校無償化」を復活することが求められています。

一方、非課税世帯の高校生に支給される「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」については2021年度も第1子の給付（年額）が増額され、国公立が11万100円（前年比2万6100円増）、私立が12万9600円（同2万6100円増）となっています。しかし、依然として第2子

以降との間には大きな差があることや、財源が年収 910 万円以上世帯の高校生から徴収した授業料であることや、制度の対象にならない世帯の負担が増加するなど多くの問題があります。

学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やした上で「高校無償化」を復活すること、「高校生等奨学給付金」を拡充して給付奨学金制度を確立することが求められます。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

1 国は、教育予算を増やし、「高等学校等就学支援金」の所得制限をやめ、「高校無償化」を復活すること。

2 国は、教育予算を増やし、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充するとともに、高校生に対する給付奨学金制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 24 日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。渡邊千賀雄議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 追加日程第2、発議第8号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号12番、渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第7号）

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄でございます。

発議第8号、令和3年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄、賛成者 飯綱町議会議員 清水均、風間行男、目須田修、荒川詔夫、伊藤まゆみ、原田重美。

「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書案。
さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声がだされています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県3政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で、「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。
記。

- 1 国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで「20人学級」を展望した、少人数学級をさらに前進させること。
- 2 国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。渡邊千賀雄議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第8号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第14 閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中

の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年9月定例議会の閉会に当たりご挨拶申し上げます。9月1日に開会致しました今定例議会におきまして、本日追加提案いたしました議案を含め、すべての議案につき原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。一方行政報告書などにおきまして、数値の誤りや説明文書に不自然な箇所が幾つもあるなど、反省すべき点が多くありました。深くお詫び申し上げますと共に、今後同じ間違いを起ささないよう気を引き締め、指導を徹底してまいります。

さて、私共の任期も、あと1か月程となりました。今期の4年は飯綱町にとって大きな動きのあった4年であると感じております。何度も申し上げていることで恐縮に存じますが、スキー場問題の解決や小学校や保育園の統合、農業の6次化やりんごのブランド化、新たな子育て支援策の実施や社会的に弱い人達への支援、役場庁舎の建設など懸案であった幾つかの問題を解決した期間でもありました。執行者側と議会が、いい意味でお互いに切磋琢磨して町の発展に尽くしてきた、その結果であると評価しております。議会のご協力、ご支援、ご指導に重ね

て厚く感謝するところであります。

また、時を見て適切なお意見を頂きました代表監査員を始め、各行政委員の皆さんのご指導、ご協力に対しましても厚く感謝申し上げたいと存じます。

来月には町長選挙、町議会議員選挙が執行されます。皆さんと共々、町民から信任を受け、再び町政発展のために活動できることを願って閉会のあいさつと致します。4年間、ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和3年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分

予算決算常任委員会審査報告書

令和3年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第53号	令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第63号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第53号 令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第63号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）

質疑①：補正予算は、当初予算編成時に予測できなかった事業が計上されていると理解している。

今回、土木費の道路新設改良に500万円計上されているが、土木事業申請については、7

月位に箇所付けがされると思う。この箇所付けについて、当初予算分と補正予算分を分けた資料を議会に示すことはできないか。緊急性があるのかなど、補正予算として適しているかの判断材料となる。

回答①：補正予算の本質はお見込みのとおり。当初予算は極力抑えて編成している。土木事業申請については、申込数が多くすべてを当初予算に計上できるわけではない。当初予算から外れた案件のうち、区・組からの強い要望があるものは補正で対応することになる。今回の案件については、長年の懸案事項であった案件の先が見えてきたということで補正に計上した。議員の判断に際し、大きな参考になるということであれば、今後説明を付けるようにしたい。

質疑②：7月の箇所付けが決定したところで、議会にその箇所を示すことはできないか。

回答②：どうしても判断材料として必要であれば、決して隠すものではないので提示していく。一覧表を示すなどが考えられるが、検討してみたい。また、防火水槽や消火栓などの消防施設等も同じような形で申請があるため、それも含めて議論したい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和3年9月17日

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀雄 様

総務産業小委員会委員長 風間 行男

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

事件の番号	付託内容
議案第53号	令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■議会

【議会費】

質疑なし

■総務課

【総務費】

質疑①：以前話のあった自治協議会は検討していないのか。戸数等、ある程度組織単位の統一が必要ではないかと考えるがどうか。町が先導しないと問題は解決しないと考えるがどうか。

回答①：地域として要望があるかどうか引き続き把握していく。三水地区は4区、牟礼地区は6ブロックなど協議した経過はあるがうまく進まなかった。その後も牟礼の6ブロック単位の懇談会は実施してきている。集落組織支援のためブロック毎に集落支援員を配置していくなどの取組を考えている。こういった取組を通じて、地域の皆さんに考えてもら

う機会を設けていきたいと考えている。

意見①：集落組織の維持が困難であるならば、もう少し今後の策を考えてほしい。

質疑②：職員の休職者の状態は、同一町村規模と比較してどうか。

回答②：休職者数は1名で、現在は職場復帰に向けて半日試し出勤している。また、先月から1名が療養休暇を取得している。他市町村の状況は把握していないが毎年行っているストレスチェックでは、高ストレス者は全体の1割程度となっており平均的な値となっている。

質疑③：女性リーダービジョン研修の受講者が1名では少なすぎないか。

回答③：研修内容の関係から定員枠があり1名の参加となっている。女性職員にとって参考となる研修であり、他に開催される研修会も含め研修機会の確保に努めたい。

質疑④：オンライン研修のメリット、デメリットは。

回答④：講座内容によるところはある。基本的に質問もでき問題はないと感じる。また、前後の移動時間が不要であり、出張経費も削減できることから有効性を感じている。

質疑⑤：令和元年度にあった接遇研修がない。新人もいることから是非続けてほしい。

回答⑤：接遇は、新規採用職員研修にも一部含まれているが、今後も考えていきたい。

質疑⑥：三水庁舎は今後どうするのか。

回答⑥：元に戻す予定で、今年度予算に費用を計上している。

質疑⑦：ふるさと納税のクレーム数とその内容は。

回答⑦：返礼品の傷み28件、輸送による打撲7件、発送ミス6件、過熟11件、梱包不足1件、重量不足2件、その他7件の計62件である。

質疑⑧：ふるさと納税のクレームが増える中、クレームをいかに防止していくのか。また、事業者へ伝えているのか。

回答⑧：選果基準表を配布し品質基準を統一していく。このため初出荷時はカンマッセいいつなにて検品を実施している。クレーム内容については事業者には伝えている。

意見②：ふるさと納税が大きく伸びる中、ふるさと納税返礼品の品質保持をお願いしたい。

質疑⑨：車輛管理費の共済金収入が、令和元年度から大きく減少した要因は何か。

回答⑨：令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、元年度と比較して貸し出しを含めた車両の利用が少なく、結果として事故等による共済金収入も減少したと思われる。

質疑⑩：公有財産維持管理費について、旧中央保育園の維持管理にかなりの費用が掛かっている。取り壊し等の考えは。

回答⑩：公有財産維持管理費は、町の公有建物に係る建物共済保険料が歳出決算額の過半を占めている。旧中央保育園は、町の公文書庫としての利用の他、建物の一部を加工施設として指定管理としている。今後、公共施設等総合管理計画を見直す中で、その在り方を検討していきたい。

【消防費】

質疑①：避難所に高齢者や身体障害者が避難した際の対応や医師・看護師等の配置についてはどう考えているか。

回答①：高齢者や身体障害者の避難については福祉避難所が 11 か所ある。妊産婦や乳幼児については子育て支援センターを避難所と位置付けている。一般の指定避難所と分けて開設が可能である。災害時には医師等の配置は必要と考えるが、避難所運営を行う保健福祉課とも調整が必要。なお、医師等の派遣については、「災害時の医療救護活動に関する協定」を上水内医師会と締結しており備えをしている。

意見①：十分な体制整備をお願いしたい。

意見②：地震による家屋倒壊に備えて、ワンタッチ間仕切りの備蓄を増やしてほしい。また、非常用電源設備の費用は非常に高額なので、計画的に整備してほしい。

質疑②：火災発生時等の防災行政無線の放送について、個人情報の問題もあると思うが、場所を特定して放送することはできないか。消防団員には正確な位置が知らされるのではないのか。

回答②：長野市消防局通信指令室からの情報により位置を把握しているところだが、この情報は通報者からの情報であり、必ずしも正しい情報とは限らないため、特定して放送するのは難しい。消防団への情報伝達についても通信指令室からメールは入るが、同様の内容となっている。

意見③：できれば位置を特定し、放送してほしい。

意見④：火災発生時という緊急事態だが、地区名等間違いのないように正確な放送をお願いしたい。

質疑③：自主防災組織の組織率については 100%を目指してほしいが、どのように取り組むか。また、課題に記載されている「地区ごとの防災組織設置基準の見直しが必要」とあるがどうということか。

回答③：組織していない行政区については引き続き組織してもらうように依頼していきたい。また、「地区ごとの防災組織設置基準の見直しが必要」という点は、具体的には自警団員がケガ等された場合、火災は公務災害補償の対象となるが、水害等は補償の対象とならない場合がある。このため、活動に係る補償という意味で、自治会保険があるが、現状だと自治会保険の対象にならないと考えられる自主防災組織の規約もあるため、自治会保険の対象となるように各地区の自主防災組織の設置基準について見直しをしてもらうように進めていくということである。

【公債費】

質疑なし

【予備費】

質疑なし

■企画課

【総務費】

質疑①：毎年慣例で夏と冬に2回実施している町民講座について、新型コロナウイルス感染対策のため夏は中止としたが、感染が終息していない状況下で冬に実施した理由は。

回答①：夏はまだ感染症自体の詳細がわからず警戒していた時期であったため、他の様々な事業も中止としていたが、冬には徐々に詳しいことがわかり始め、県全体で感染対策をできる限り事業を実施していく方針となった。

質疑②：景観計画の所管を企画課から建設水道課へ移管した経緯は。

回答②：計画策定は企画課で行ったが、今後条例を作成し開発に対する規制等をかけていくのは、都市計画事務を所管している建設水道課が適当であるため移管した。

質疑③：景観条例は当初9月議会へ上程予定であったが、12月にずれ込んだ。立ち上げから軌道に乗るまでは企画課で所管すべきだったのでは。

回答③：上程が遅れた理由は、町民への条例及び景観計画の内容の周知が必要だったため。所管については、令和3年度からは建設水道課で業務を進めているので、企画課へ戻すことは難しい。

質疑④：iバス運行事業の補助金について、バスは何台購入したのか。

回答④：中型バスを長電バス（株）で1台、ワゴン車を長電バス（株）及び（有）飯綱ハイヤーで各1台ずつ購入した。

質疑⑤：市町村合併特例交付金について、充当事業が新庁舎建設事業1件のみだが、地域からの要望はなかったのか。過去には集会施設にも使用したと記憶しているが。

回答⑤：平成22年頃には集会施設の建設にも使用した実績があるが、それは町の集会施設整備事業の補助の財源として充当したもの。現在は町事業のみに使用しており、各地区からの要望については、集会施設整備事業やコミュニティ助成事業で対応している。

質疑⑥：令和2年度の一般競争入札の件数は6件、指名競争入札の件数は67件、合計73件とあるが、町内事業者の受注件数は。また、5千万円以上の工事の入札に参加できる町内事業者は何社か。

回答⑥：落札事業者の内訳は、一般競争入札は町内1件及び町外5件、指名競争入札は町内38件及び町外29件で、半数以上が町内事業者。5千万円以上の参加資格は、工事等種別によって異なるため、5千万円以上の工事に参加できる事業者の数を一概には申し上げられない。5千万円未満の指名競争入札は、入札選定委員会で町内事業者を中心に指名しており、5千万円以上の一般競争入札は、参加資格に応じて町内及び町外事業者に平等に参加していただいている。

質疑⑦：景観については近隣自治体と連携して整備を行うべきではないか。大規模な太陽光発電設備の設置などは、設置は他自治体の土地であっても町に影響が出ることもある。

回答⑦：広域に影響が出るケースは県が行うことが最善である。景観行政団体に移行すると、景観行政事務は町に移管されるが、広域的案件は、その都度県に要望していく。

質疑⑧：iバスを土曜、日曜日にも運行してほしいという要望が多数あるが。

回答⑧：運行開始当初は、平日に町内全地域の人が病院へ通院できることを目的としていたため、経費を抑えて平日のみの運行とした経緯がある。要望が多いようであれば、費用面を考えながら土休日の運行について研究していく。他自治体には地域の助け合いで公共交通

を補完する事例もあるため、両者を組み合わせながら移動を確保する施策も考えたい。

質疑⑨：地域の助け合いとは、誰が運転するのか。

回答⑨：先進的な事例では、車両は行政が購入して貸し出し、運転は時給 500～700 円ほどでボランティアが行い、利用者を何名か乗せて買い物等に行くという内容。

質疑⑩：町民が運転した場合、交通事故が起きて万が一のことがあったときは誰が責任を取るのか。

回答⑩：保険料等を行政が負担しているケースがある。ニーズが多様化している中で、すべての要望を公共交通で担うことは、費用面を含め難しいと考えている。土曜、日曜日の運行とともに助け合いの仕組みづくりも研究していきたい。

質疑⑪：毎週金曜日にバスヘルパーが乗車しているが、増やす予定は。

回答⑪：令和 3 年度から、水曜日も加えて週 2 回乗車している。

質疑⑫：今まで町内医療機関へ行く場合は、町民以外は i バスを利用できなかったのか。どのようなシステムか。

回答⑫：デマンドワゴンタクシーと同じような交通体系であるため、観光客を含め町外者にはタクシーを使ってもらおうよう、運行開始当初にすみ分けをした。しかし、公共交通なので本来登録すれば誰でも利用できるものであることと、通院という目的がはっきりしている方を登録することは妥当であると町が判断した。

質疑⑬：町外の人の場合はどこまで迎えに行くのか。

回答⑬：あくまで牟礼駅と病院等との往復。

質疑⑭：やぎ駅長ふれあい事業の財源は。

回答⑭：地方創生推進交付金を充当している。

質疑⑮：やぎ駅長ふれあい事業は本当に地方創生になっているのか。北しなの線の利用促進効果はあったか。また、今後継続して実施するのか。

回答⑮：所管課は総務課である。5 年ほど事業を行い、一定程度の到達点に達した。牟礼駅でのやぎとの触れ合いは人気があったが、令和 3 年度以降は実施していない。

質疑⑯：各集落が取り組んでいる集落創生事業は大変素晴らしいものだが、全集落に広まっていない。取組が全集落に広がるよう、どのような対応を考えているのか。

回答⑯：集落創生事業の実施地区が全体の 3 割であることは課題であり、各地区に事業を何とか広めていきたい。そのために今年度は広報紙 5 月号で特集を組み、事業実施地区の取組内容等を掲載した。また、区長組長会においても事業の説明をさせていただき、要望があれば担当職員が説明に伺うので、積極的に取り組んでいただきたいとお願いしている。ただ、集落ごとに事情や考え方がるので、すべての集落に取り組んでいただくのには時間がかかると考えている。

総合戦略事業は集落創生事業をはじめ様々な事業を実施しており、担当課としては、ある程度成果が出ていると考えている。総合戦略の一番の目的は、稼ぐ地域、人を呼び込める地域にしていくこと。いづなコネクT EAST・WEST におけるコワーキングスペースの整備や町外企業のテナント入居により、新しい仕事づくりや雇用の創出等の成果が出始めており地域の活性化につながっていると考えている。

質疑⑰：地域おこし協力隊の植田隊員、山岸隊員の任期終了後、それぞれが担ってきた業務はどうなるのか。

回答⑰：植田隊員については、泉が丘喫茶室の運営を継続する考えである。カンマッセいいづなの社員として運営するか、独立してカンマッセいいづなから間借りして運営するかは未定。

山岸隊員については、現在、しごとの創業サポートをしており、任期後は創業サポートの他、町の特産品等を都市部等へ販売し、町のPRにつなげていくことを考えているようだ。

質疑⑱：赤塩焼再興事業に携わっている富高集落支援員のように、協力隊の任期後に集落支援員になり、なかなか自立できないということが無い様にしてほしい。赤東区には富高支援員と庄村支援員がいる。集落支援員について偏りが無い様に配置を検討・調整してほしい。

回答⑱：富高支援員の任期は今年度末までの予定。任期後は赤東区に居住し、住宅兼工房として赤塩焼の活動を継続したいという気持ちがあるようだ。赤塩焼き以外にも複数の仕事につき、生計を立てながら、赤塩焼の伝承を目指している。

質疑⑲：赤塩焼復活プロジェクト事業の目的に赤塩焼を新たな産業として普及させるとなっているが、本当にこの認識で事業を行っているのか。今後地域を活性化させていく事業になるのか。

回答⑲：赤塩焼については、製造販売のみが産業であるとは考えていない。富高支援員が、製品を販売し他の仕事もしながら、赤塩焼を伝承するような形になるのではないかと。また、いづなコネクタでの法人研修やワーケーションの中で、赤塩焼体験が好評である。貴重な体験コンテンツの一つであり、赤塩焼は様々な事業と絡め地域活性化に繋がると考えている。

質疑⑳：集落創生事業について、住民だけではいいアイデアが出ないのではないかと。町からのアプローチはどのようなことを考えているのか。

回答⑳：広報紙での事業のPRや、区長組長会で周知している。集落創生事業はあくまで集落の自主的な事業であり、その点は大切にしたい。取り組んでいる集落では、集落創生事業を行うことで、女性や若者が地域について真剣に考える良いきっかけになったという声もある。集落創生事業を広げる努力をしていきたい。

質疑㉑：凸版印刷の業務委託費は多額である。カンマッセいいづななど町内企業に業務委託する考えはあるか。

回答㉑：凸版印刷に委託していた主な業務については、今年度からカンマッセいいづなに委託している。

質疑㉒：凸版印刷に設計監理業務は任せていいのか。

回答㉒：設計・監理業務の資格について確認をしており、当時の入札参加資格者名簿に登録されているので適正である。

質疑㉓：荒木隊員が行った木工ワークショップはどのようなことを行ったのか。

回答㉓：荒木隊員が、三水小において木工パズルの製作指導を行った。

質疑④：凸版印刷の「都市・農村コミュニティ交流及びデュアルライフ・オンライン型ツーリズム構築事業」企画・開発・運營業務について、内容はどのようなものか、契約額は適正か。

回答④：事業内容は、ワーケーションやフューチャースクールの子ども版としてオンラインサービス（アフターコロナを見据えたオンラインサービスの開発・提供）、フードデザイナー（町の特産品を活用した商品の開発）を実施した。金額については見積書等を精査し、契約を行い適正である。

質疑⑤：赤塩焼復活プロジェクト事業について、これまで5年間で2千万円ほど支出している。成果はどうか。

回答⑤：富高支援員は地域おこし協力隊で3年、集落支援員として2年間活動した。地域おこし協力隊の最大の目的は都市部の若者の地方移住を促すことである。赤塩焼を継承ながら、飯綱町に定住することが最終的な事業目的であると考えている。

■税務会計課

【総務費】

質疑①：個人所得の推移の中の農業所得について、平成28年度分が3億1,354万4,000円、平成29年度分が1億1,741万8,000円と激減している。それきり回復の見込みがなく推移しているが、平成28年度と平成29年度の境に何があったか、主たる要因を調査、把握しているか。

回答①：平成28年度の農産物の売れ行きが好調であったものと記憶しているが、所得増加となる要因を産業観光課と連携し調査したい。

質疑②：固定資産税について、使用者を所有者とみなすという税法改正の中で対象となっている件数は何件あるのか。

回答②：今のところ該当はないと思われる。

■住民環境課

【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑なし

【総務費】

質 疑：戸籍届出取扱件数の令和2年度出生数に106件とあるが多いのでは。

回 答：106件は戸籍の出生届の件数であり、住民の人口増にあたる住民基本台帳上の出生数は47人。

■産業観光課

【労働費】

質疑なし

【農林水産業費】

質疑①：原野化や山林化した農地はどの程度あるか

回答①：非農地化した農地の件数は令和2年で総数237件。内訳は、田んぼ123筆、畑91筆、その他23筆。

質疑②：人・農地プランの実質化に向けて行った取組は。

回答②：過去には赤東、東黒川、下赤塩で話し合いを実施したが、令和2年度においては新型コロナの影響で懇談会等は実施していない。

質疑③：農地パトロールでドローン等を活用する予定は。

回答③：効果的な手段だと思うので、今後検討していく。

質疑④：2,107,000円で委託している農地情報データ更新業務とは。委託しなければならないのか

回答④：農地パトロールの結果や農地の移動に関するデータの更新業務。令和2年度は過去5年間分を遡って更新したので、2,107,000円の費用がかかった。今後は単年度分を更新していただけないので費用は少なくなる見込み。更新データの作成は職員が行っているが、データの入力は地図データの更新等もあり委託業者でしかできない。

質疑⑤：自分の土地を把握していない地主が相当数いると思うが農業委員会での対応は。

回答⑤：地主が相談に来た時に場所を確認している。更なる対応は今後検討する。

質疑⑥：農地中間管理事業について、貸し手と借り手のマッチングは適正に行われているか。

回答⑥：貸し手と借り手双方の合意が無いと農地中間管理事業は実施できないので、マッチングは適正に行われている。

質疑⑦：農地の管理、特に畦畔の草刈りが不十分なケースが多数見受けられる。農業委員会での対応は。

回答⑦：農地の貸借契約書に、農地の適正管理について記載して啓発活動をしている。農業委員会へ苦情が来た際は、対象者へ連絡し指導している。

質疑⑧：中山間地域等直接支払事業について、効率的に活用できていない集落がある。町として指導は。

回答⑧：地区ごとの考え方に基づいて費用を活用しているので、画一的な指導は適切でないと考える。

質疑⑨：りんごの生産振興分野において、概ねどれくらいの財政支出をしているのか。

回答⑨：生産振興と一言で言っても、直接的・間接的に幅広く様々な事業支出にまたがっているため、この場ですぐに金額を算出できないため整理する時間が必要。

質疑⑩：農地の整備、集約化によって儲かる農業が求められている。町としてどう対応していくか。

回答⑩：過疎地域など新たな事業費が活用できる見込みだが、まとまった農地を確保する必要があり時間がかかる。一気に事業化することは難しいと考える。

質疑⑪：四季成りいちごの実証実験について、いちご栽培に興味のある農家を集めた講習会など

を実施する計画は。

回答⑪：これまで3年間は、栽培についての研究を行ってきたが、その成果として町内での栽培が適していることが実証された。令和3年度からは、これまでの栽培研究のみでなく、生産・販路開拓までを含めた実証実験として事業を展開している。その実証を踏まえて事業として成り立つ見込が得られた段階で、栽培・生産振興を図っていきたいと考えている。現在は、担い手の一つとして横手区の集落営農組織を想定しているが、今後は、栽培希望農家を広く募り、希望農家を対象に講習会なども実施していきたいと考えている。

質疑⑫：減農薬栽培への取組について、町として有機堆肥場の整備計画などは。

回答⑫：町独自に堆肥場整備を行う計画は今のところないが、東高原観光事業の運営会社で、大型コンポストによる食品残渣等を利用した肥料づくりや循環型社会づくりに向けた実証実験の計画があるので、その動向に注目している。

質疑⑬：飯綱町ふるさと振興公社について、直売所などの売上げ目標などを設定しているのか。

回答⑬：直売所経営統合前の3直売所の売上合計が約2億円、統合後の昨年度が約2.5億円であった。将来的な目標・スローガンの意味合いとして、例えば10億といった数字を掲げることはあるが、数年後までを見据えた当面の現実的な数字としては、昨年度実績を上回る3～5億円というのが大きな目標になるものとする。目標達成に向け、今年度から地域活性化起業人制度を活用した専門人材の派遣により販売戦略のテコ入れを行っているほか、今後は外部有識者・生産者等を交えた経営戦略会議等の実施も予定している。こうした機能を通じて、売り上げ目標等の設定とそれに向けた取組を進めていきたい。

質問⑭：三本松農業拠点エリア土地借地料について、坪単価に換算すると令和元年と令和2年の金額に差があるがなぜか。

回答⑭：㎡単価は全て同額で契約しており単価は異なっていない。また、一昨年と昨年で賃料も変動しているわけではない。元年度の行政報告の記載が紛らわしかったかもしれないが、元年度の借地料は、賃借契約月日が所有者ごとに異なっているため、借地料の支払月数も所有者ごとに異なっている。そのため単純に各年の支払総額を面積で割っても、令和元年と令和2年の単価が同額にならない。

質疑⑮：農産物特産品ブランド化支援及び新規販路開発支援業務の成果は。

回答⑮：クックパッドマーケットややっちゃば倶楽部といった通信販売サイトへの新規販路の開拓につながったほか、都内レストラン、パティスリー、スーパー等でも飯綱町産りんごを扱ってもらう機会が増えた。令和2年度はこの流通過程で、約2.5tのりんごを出荷した。取引ロット数としては少ないが、こうした取組を通じた情報発信、プロモーションによる知名度の向上といった点で効果もあり、今後の大きな商流構築やブランド強化につながるものと考えている。

質疑⑯：ICT農業の推進関係事業について、端末などの農家の利用状況は。

回答⑯：ICT農業については、気象センサーデータとタブレットによる気象情報のデータ活用と見える化が現状の到達点であるが、町・農家ともに効果的に活用できていない面がある。その一つの要因は、データ活用のフィードバック体制が不十分だったことやメリットの

あるデータ活用の道筋がうまく見いだせていない点が挙げられる。結果として農家の利用状況も、当初思い描いていた水準には達していない現状にある。今後は、データ活用等の体制整備、モデル圃場・農家等による中長期的なフィードバックの仕組みなど、ICT農業全般の進め方を再構築していきたいと考えているが、これまでの気象データ活用だけでなく、作業の効率化・省力化といった面でのICT活用に注力していく方向を考えている。

質疑⑰：援農推進事業として補助金を交付している組織は、助っ人クラブと人材センターのみか。長野シルバー人材センターは。

回答⑰：補助金は町内の援農組織に交付しているものであり、現状の該当組織は助っ人クラブと人材センターのみ。長野シルバー人材センターは町内援農組織ではないので補助金の交付対象ではない。

質疑⑱：新規就農総合支援事業について、記載の表内数値はその年の新規就農者数を示しているのか。また、毎年の就農者数を把握しているか。

回答⑱：当該年度に国の農業次世代人材投資資金の交付を受けた者の数であり、その年の新規就農者数の数値ではない。国や町の補助制度を受けた新規就農者・後継者数は把握できているが、新規就農や後継就農という定義・概念等が様々あるので、当該年度の就農者全ての実数を厳密に把握できているわけではない。

質疑⑲：親元へ就農した新規就農者への補助事業はあるのか。

回答⑲：町単独の制度である農業後継者等就農支援金の交付対象となる就農者には交付金を交付している。

質疑⑳：工農連携による先端農業技術の研究及び高付加価値農業の実現事業（四季なりいちご栽培研究事業）については、信州大学との連携による共同研究を進めてきているが、研究だけでなく町外の成功モデル等の視察を実施した方が効果的と思われる。視察等を行うなど実践的に事業を推進する考えは。

回答⑳：視察などは必要に応じて実施したい。

質疑㉑：むーちゃんについて、「店内が狭い」と出荷者から苦情がある。利用者からも「日によって野菜の場所が変わる」と不満の声がある。農産物を売る施設であり、スペース活用のためにも陶芸品などは不要ではないか。

回答㉑：町としても、直売所の販売品や配置・レイアウト等について、気づいたことを常に伝えている。指摘の点も含め、今後も適切な指導・助言をしていく。

質疑㉒：いづなスイーツコンクールについて、誰が受賞作品を決定しているのか。受賞作品を食べたが食べづらく、値段が高い。

回答㉒：コンクールは著名パティシエ審査員が作品を評価している。おそらく応募者が自分の腕を競い、作品の受賞を目指して製作・出品するのであって、消費者受け・販売等を目的としたスイーツ製作をしているわけではない。また、本事業のそもそもの目的は、売れるスイーツを作るというためではなく、コンクールを通じて飯綱町のりんごを広く都市部の人にPRすることや、パティスリーと農家との商流をつくるのが大きな目標であり、その事業目的は着実に進んでいると考えている。また、町民の皆さんにも、名だたるパ

ティシエたちが作った町内リングを活用したスイーツを食べてほしいという思いで、受賞作品の販売等を実施しているものであり、商品ではなく作品ということでご理解いただきたい。なお、この取組を通じて、町内において商品化できるスイーツが生まれれば、もちろんそれを広く販売していくということにもつながっていくと思う。

質疑⑳：令和2年度は、元年度の台風災害の影響により鳥類の被害が多く発生しているとあるが、「台風災害の影響」とはどういうことなのか。

回答㉑：千曲川の決壊により豊野町の樹園地が被害を受け、大量の廃果が放置されたことで鳥のエサとなり数が増えてしまい、その影響が飯綱町へも及んできているのではないかと考えられている。

質疑㉒：三水の3用水の今後の管理について、町で支援する考えは。

回答㉒：現在、自動ゲート及び遠隔操作の工事を実施中である。今後も維持管理は地元区で行っていただくが、遠隔操作に係る通信費用については検討していきたい。

【商工費】

質疑①：ファースト・パシフィック・キャピタルはグランピング棟を増やすと聞いているが進行しているのか。

回答①：している。

質疑②：グランピングが増えると夏の花火大会は出来ないと思うが今後どうなっていくのか。観光振興に関わると思うが町としてどのように考えているのか。

回答②：今までの場所ではグランピング施設があるので難しい。今後、関係団体と検討したい。

質疑③：創業支援事業について、2件の業種は何か。

回答③：〇〇〇〇と食料品製造業1件。

【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

■建設水道課

【農林水産費（国土調査事業）】

質疑①：民界等の境界立会などの進捗状況はどうか。

回答①：和紙公図に基づき立会いを行っており、現地と公図がかい離しているため、境界確定までに時間を要している。

質疑②：宅地周辺調査後の調査エリア計画は出来ているか。

回答②：計画はあり、国調の済んでいない農地や山林を予定している。山林の調査になると所有者を把握できない場合が想定され、境界確定に時間がかかる。

質疑③：調査にあたり、その地域の区長・組長への通知は行っているか。

回答③：調査前に区長・組長・対象地権者へ通知している。

【土木費】

質疑①：県から借りていた賃貸住宅を返却したとのことだが、解体の予定はあるか。

回答①：県管理であり、解体の予定はない。

意見①：物件も古いとのことなので管理の徹底をお願いしたい。

質疑②：土木申請依頼に対する回答書には、申請箇所の実施時期がいつ頃になるか記載しているか。

回答②：当該年度実施分は記載している。それ以外は翌年度以降の検討として記載している。過去の申請に対する実施状況等の確認は、今年、区長組長会において、担当課へ問合せをいただくよう説明している。

意見②：実施する時期の目安があれば通知に記載をお願いしたい。

【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和3年9月17日

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀雄 様

福祉文教小委員会委員長 伊藤 まゆみ

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

事件の番号	付託内容
議案第53号	令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、教育費及び 関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■住民環境課

【民生費】

質疑なし

【衛生費】

質疑①：河川水質検査について、課題に周辺家畜排水など的人為的な排水が依然として懸念されるとあるが三水地区のことか。

回答①：どこの地区ということではなく、水質検査の大腸菌群数の数字に基づいて注視する必要がある。

質疑②：水質検査の測定結果の大腸菌群数欄に24,000という数字がたくさんあるが、ここのどこかに家畜排水があるということか。

回答②：農業用肥料も河川へ流れ出ると大腸菌群数に反映されるので、家畜排水で汚染されているとは言い切れない。大腸菌群数が1,000を超えていると基準を超えていることになるので、この数字を注視している。

質疑③：課題にある人為的な排水とは、どこのことを言っているのか。人為的な排水があった場

合、監視するだけでなく、行政指導をしているのか。

回答③：令和2年度の実績はない。令和元年度にはあり、対象畜産農家へ指導を行ったということを知っている。その後、それ以上の排出はなかった。

質疑④：人為的な排水等は解決するべきでは。

回答④：今年、家畜の尿を畑に入れていた事例があり、対象農家へ指導を行った。対象農家から改善するとの回答があった。

質疑⑤：古紙類回収の逆有償について、「紙パックなどがやや高めに引き取られることなどがわかればきちんと分別して出すのに」という声が聞かれる。広報活動は行っているのか。

回答⑤：現在行っていない。

意見①：広報や出前講座などで是非周知してもらいたい。

質疑⑥：し尿処理方法について、今は信濃町へ持って行っているが、各市町村で対応する方針が決まったのか。

回答⑥：各町でできるかどうか検討している状況。信濃町と飯綱町の組合をどうやって解散させるかも今後の方針に関わってくる。

質疑⑦：町の水洗化率は90%強、そのうちの多くは公共に接続されているので、考え方としてその方式がよいのでは。公共へ流し込むにも数億円はかかるということ。住民のためになることを考えて決定してもらいたい。

回答⑦：100%下水なら必要ない。今後し尿は減るかもしれないが、浄化槽設置地域もあるため、なくなることはない。安全に処理するための方法を下水道係と一緒に考えている。5億円程度かかるのではないか。

質疑⑧：令和3年度予算で予算が2,300万円あるが、方法は決まったのか。

回答⑧：現在の施設を活用して処理をするのが一番効率的ではないかと考えている。今年、下水道の事業計画変更と合わせて検討する方向でいる。担当としてはクリーン飯綱の施設にまだ余力があるとみて、そちらで行う方式の基本設計で入札を行っている。また議会へ報告する。

質疑⑨：太陽光発電施設は、町の開発行為条例に基づいて許可されている。最近の災害は山を削ったりした結果起きており、町の中でも地盤を固めてあるだけでむき出しのままの施設が見受けられる。町は設置される際にきちんと確認しているのか。

回答⑨：地元の意見も参考に許可をしている。また、環境上、適していない場合などがあれば、その都度業者に指摘し、指導している。また、町の条例には罰則規定がなく、踏み込んだ指導等ができない状況である。国や県で規制を強めてもらうことで、それに準じてやっていける。業者の営業活動を否定することまではできない。

意見②：財産権の侵害まではいかなくても、行政ができる範囲で業者を指導するなど、やれることはやってもらいたい。住民が町に期待をしていることをよく考えてもらいたい。監視しているなどだけではなく、結果どうなったかなど、町が対応している状況を行政報告にも反映してもらいたい。

質疑⑩：関係組合等の負担金が莫大な数字である。適正な金額かどうかよくチェックしてもらいたい。

回答⑩：北信保健衛生、長野広域、北部衛生組合などの負担金については、きちんと精査された数字と認識している。

質疑⑪：景観条例について、他市町村では、太陽光設備の周りに木を植えてもらうものなどがある。当町も環境に配慮して設置をするよう、是非要請してもらいたい。

回答⑪：他の市町村では、太陽光発電は景観に配慮するような規定を盛り込んでいるところもある。町の美しい自然環境を守っていくためにも、どんな形で進めるか、十分検討を行っている状況。

質疑⑫：飯綱町は長野市より厳しく 10kW 以上（長野市 20kW）の設備で許可申請が必要ということは、町がきちんと指導してくれるはずと住民は考える。しっかりやってもらいたい。

回答⑫：太陽光設備に対して専門的に対応できる職員がいない状況である。関係機関と連携して対応するなど、今後もう少し踏み込んだ対応ができるようにしていきたい。

■保健福祉課

【民生費】

質疑①：障害者総合支援給付事業費が 2,700 万円も余っているのはなぜか。

回答①：コロナ感染を防ぐため、家庭内にいる方が多く、サービスを利用する回数が減少したためと考えられる。

質疑②：人口透析患者通院費補助金について、現在の患者数は何名か。

回答②：26 名。

質疑③：利用決定者数が前年の 7 名から 4 名に減った理由は何か。

回答③：亡くなられたり、転院されている。

質疑④：信濃町は一回 500 円通院補助しているが当町は。

回答④：交通費の 2 分の 1 を補助している。

意見①：信濃町のように飯綱町も検討してほしい。

質疑⑤：災害時要支援者情報データ修正業務の委託料について、更新作業だったようだが、何年毎に更新されるのか。

回答⑤：何年毎という決めはなく、古いデータが蓄積され、見直しが必要だったために更新した。

質疑⑥：委託費としては高額であり、計画無しにその都度更新せず、計画性をもって委託すべき。

回答⑥：事業内容を精査し、検討する。

意見②：委託しなければならない業務なのか見直しをしてほしい。

質疑⑦：生活管理指導短期宿泊事業について、保護が必要という情報はどのように発覚し、なぜ保護するに至ったのか。

回答⑦：包括支援センターには高齢者に限らず、障害者等の虐待情報も多く入る。今回の事案は緊急性があり、最悪の事態を避けるため、保護するに至った。

質疑⑧：地域福祉推進事業の中の施設整備について、社会福祉協議会の設備等修繕ばかりがかさんでいるが、デイサービスセンターの大規模改修の想定はしているか。

回答⑧：社会福祉協議会からは改修についての要望はされていないが、過疎計画に施設整備を盛

り込んでおり、建て直しがよいのか、改修により施設の長寿命化を図る方がよいのか、今後慎重に対応したい。

質疑⑨：老人クラブ活動助成事業について、会員は600人前後で多いように思われるが、対象者は何人か。対象者数から見ればかなり少ないはずである。またクラブに加入しない要因はわかっているのか。わかっている場合、何か対策をしているのか。可能な限り、増える方向の策を期待したい。

回答⑨：対象者は5,000人前後である。町として加入推進はしていないが、役員の仕事が敬遠されがちであるようだ。現在、事務局をしている社協にも確認し、加入の推進、活動の活性化となれる要因を探っていきたい。

【衛生費】

質疑①：未熟児養育医療給付事業費の国庫負担金額は何を示しているか。

回答①：総事業費に対する国庫負担分。

質疑②：感染症予防費のうち、委託料の執行率が少ないのはなぜか。

回答②：主な要因は、風しん追加対策での受診が少ないこと。

意見①：予防接種状況の表から実際に実施した件数が読み取れないため、記載方法を検討してほしい。

質疑③：高齢者インフルエンザ定期予防接種事業では、対象者が65歳以上とあるが、65歳以上と定める根拠は何か。

回答③：予防接種法に基づいて65歳以上と定めている。なかには、独自の条例を制定して、事業を行っている市町村もある。

質疑④：令和2年度の健康増進費の執行率は何%か。

回答④：68.7%。

質疑⑤：精神保健普及事業「こころの体温計運用事業」のアクセス数が例年よりも減少している理由は。

回答⑤：例年は町の各種行事を通じて周知活動を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、行事の中止が相次ぎ、周知ができなかったため、アクセス数が減少したと思われる。また、ホームページでも掲載をしているが、なかなかアクセスにつながらないのが実態である。そのため、最近では、令和3年9月号のいづな通信に記事を掲載した。

質疑⑥：検診事業について、がん検診受診者数の表中にある肺がん検診の胸部CT検査の受診者数に対し、精密検査の受診状況の表中にある精密検査対象者数が多いように思うが、何か理由は。

回答⑥：胸部CT検査の精度が胸部レントゲン検査よりも高いため、精密検査の対象者となる方が多くなる。

質疑⑦：受診勧奨をしても精密検査を受けない方に対して、通知を送る以外の働きかけはあるか。

回答⑦：町の保健師による電話や訪問を通じて働きかけをしている。

質疑⑧：自殺対策緊急強化事業において、町ではどのような対策をしているか。

回答⑧：ゲートキーパー養成講座の開講及び広報紙等での周知並びにこころの健康相談を受診しやすい夕方時間帯に行くなどで対応をしている。

質疑⑨：保健補導員会事業について、3月に開催された「認知症サポーター養成講座」は、補導員会を通じて開講するのは初めてだと思うが、どういう意図で開講したのか。将来性についてどう考えるか。

回答⑨：養成講座は、包括支援センターが主となって行った。過去にも補導員会内でこの講座を開いたことがあり、令和2年度は任期1年目の補導員が多かったため行った。認知症のサポートに関しては、より多くの方々に周知する必要があるため、今後も包括支援センターと連携し継続していきたいと考える。

【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

■教育委員会

【民生費】

□児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：大学連携プロジェクトで例年平均15人の参加者がいるが、参加者が少ないのはコロナの影響なのか。講師先生の内容の変化が要因なのか。

回答①：コロナの関係で回数が減っている。また、開催時期を工夫して開催したが、コロナ感染に気を付けていた方もいたためと思われる。

質疑②：二拠点移住コミュニティプロジェクトは2年目だが、これからも続けていくのか。地域間交流は流山市で良かったのか。流山市の参加家族数は、同じコーディネーターでいいのか。

回答②：流山市の中でも毎年違う団体と交流している。今後は都市圏との交流を検討している。また、コーディネーターについても検討していく。家族数は、オンラインで代表者の方と行っているため分からない。

質疑③：児童クラブの日の平均の利用者数で、かなり児童の多いクラブがあるが、多いことで事故など発生しているか。飯綱町ではおやつが出ないと聞いた。近隣市町村ではおやつ代をもらい出しているところもある。夕方6時以降利用している児童は何人か。おやつは嗜好品との分かれ目に悩むので、リストアップしてはどうか。

回答③：事故については、怪我など年2～3件ある。夕方6時以降の日平均利用者は、牟礼東児童クラブ3人、牟礼西児童クラブ1人、福井団地児童クラブ4人、三水児童クラブ4人、赤東児童クラブ1人。おやつについては、学校休業中は家庭で必要に応じて嗜好品（飴やチョコ等）以外のものを持たせてもらっている。おやつに迷ったら、迷うようなものをやめ、確実なものを持たせてもらうようお願いしている。

質疑④：児童クラブの指導員数について、男女比率、年齢、指導員の基準があるか。

回答④：指導員の基準については、保育園・学校の先生をしていた方はその経験を踏まえ指導員

の資格を比較的簡単に取ることができることになっているが、経験のない指導員の方にも講習を受けて資格を取ってもらっている。有資格指導員は、牟礼東児童クラブ3人、牟礼西児童クラブ1人、福井団地児童クラブ3人、三水児童クラブ5人、赤東児童クラブ1人。有資格の指導員を常に児童の数に対し適正に配置している。また、補助に入る方にも発達支援の研修等を受けていただいている。男女比率については、指導員と代替全体で30人程のうち男性が3人。年齢は40代後半から70歳まで。65歳を過ぎると代替になる。

【教育費】

□教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：小学校・中学校に整備したタブレット端末について、今回は国庫補助が多くついたが、今後の見通しは。

回答①：タブレット端末は3～4年程度で更新することになると思うが、その時に国庫補助があるか、今のところ分からない。更新の際、保護者負担や町負担にならないよう、国や県へ要望していく。

質疑②：通学対策について、安心の家の記載がないが見直しをしたのか。

回答②：安心の家について、これまでは青少年健全育成や学校との関係もあり報告していたが、長野中央警察署の管轄であり直接事務は行っていないため省略した。

質疑③：地域の子どもたちの安全対策については、登下校時、見守り隊で行うのか。

回答③：見守り隊の募集も積極的に行い、協力してもらっていく。

質疑④：ことばの教室で昨年度は飯綱町の児童が多いが、たまたま増えたのか。または取組や声かけが変わったのか。

回答④：特別声を掛けたわけではなく、たまたま多くなった。ただ、5歳児相談の際、言葉の心配がある保護者に保育園側から声かけはしている。

質疑⑤：学級編成について、今は2校1学年で4クラスあるが、ここ5年の出生数は50人程で、このまま推移すれば5～10年後には今のクラス数は維持できない。1校に統合又は小中一貫校にするか、教育委員会で議論はしているか。2校に統合する際、1学年は2クラスが一番良いと説明を受けた。これからの人口推計を見ると減少傾向なので、5～10年かけて内部で検討し始めてもよいのではないか。

回答⑤：出生数は減ってきているが、今は小学校入学までに転入者もあり2クラスを維持している。町では、子育て支援に力を入れており、昨年はある雑誌の子育て世帯が暮らしたい町ベスト10にも入っている。人口増対策を進めているところなので、その状況を伺っている。2校へ統合するときは8年かけて決めたので、10年先を見据えて、内部検討を考えていきたい。

意見①：飯綱町は子育て世帯が住みたくなる町ランキングで9位になっている。ここ5年間で転出は超過だが、10代以下や30代は大幅な転入超過になっており、転校生も増えているのではないかと思われる。飯綱町で子どもを育ててみようと思っている人が増えているので、もっと町でやっていることを町内や町外へ知らせていくことが大切だと思う。

□社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑①：歴史ふれあい館協議会の会議で、3年前からリニューアル協議を行っているが、回数が3回と遅れているのではないか。リニューアルについてどこまで進んでいるか。

回答①：リニューアルは施設を改修するなどといった大規模なものではない。毎年、企画展や特別展を開催しているが、その内容をそのまま展示物として残していけるよう工夫しながら、5年後の合併20周年を目標として、少しずつ進めていくこととしている。今は、合併前の牟礼村の施設のままで、旧三水村の展示がない。例えば、三水用水の企画展を開催し、その内容をそのまま常設展示物として残していくことを考えている。

質疑②：用水の関係は産業観光課でも進めているので、歴ふれとタイアップして作ってはどうか。

回答②：用水に詳しい方に協議会委員になっていただき事業計画を立てている。今後は、企画展とも連携しながらやっていく。

質疑③：ビデオ編集委員の活動日数はどれくらいか。人材確保が厳しい状況だが、撮影と編集の分業化はできるか。編集はワークセンターへ委託可能か。

回答③：撮影は多い年で年間20日前後。都合のつかない方は3～4日。編集は一年間撮りためた映像を編集するため、3か月くらいかかる。これに携わっているのは常時3～4人。委託については、編集機器の老朽化もあり、機器を新調するか委託にするか検討しているところ。

□学校給食共同調理場費

質 疑：地産地消推進事業の米の助成について、キロ単価何%か。

回 答：およそ30%。

令和2年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和3年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第54号	令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第59号	令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第60号	令和2年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認定
議案第62号	令和2年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定
議案第68号	飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について	可決
陳情第3号	緊急支援について	採択
陳情第4号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	継続審査
陳情第5号	貴議会における下記事項の議員提案の要請	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第54号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑：基金の関係はどこに記載されているのか。

回答：行政報告書は336ページ、決算書は226ページに記載している。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 59 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 60 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：三水地区において 600mほど石綿管が残っているとのことだが、すべての布設替えの完了予定はいつ頃か。

回答①：現在実施している管路台帳整備事業で、町内全域の管路を調査している。全体の老朽管などの把握を行ったうえで、優先順位をつけて布設替えを実施していくため、現時点では石綿管の布設替えの完了日は未定。

質疑②：石綿管について、健康被害はないか。

回答②：石綿管を通った水の水質について、健康被害はないと報告されている。

意 見：石綿管はできるだけ早く布設替えをお願いしたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 62 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 68 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定について

質疑①：地域主体の移動手段の確保とあるが、i バスを充実させればよいのではないか。企画課では全体の構想をどのように捉えているのか。

回答①：過疎計画中の「地域による移動支援事業」と記載している事業が、地域で支え合う、地域主体の移動手段を示している。担当課のイメージとしては、旧小学校単位で集落支援員を中心に運営し、地域住民が有償ボランティアとして交通弱者の移動を支援する仕組

みを研究したいと考えている。

質疑②：不特定多数の町民を乗せることになると、旅客運送となり、結局 i バスや路線バスと同じような形態になるのではないか。

回答②：不特定多数ではなく、集落の人が集落の移動困難者を運ぶ、地域での助け合いによる運送を想定している。先進事例では、ボランティアが移動だけでなく買い物も手伝い、ガソリン代程度のお礼を受け取っている。集落内で移動困難者を助け合う事業は、過疎対策の事業モデルにも挙げられている。道路運送法に対応しながら、公共交通を補完する「地域による移動支援事業」を研究したい。

質疑③：この事業は三水地区のみの事業となるのか。

回答③：過疎計画における事業は三水地区が対象となる。

質疑④：町の農業の現状からすれば、計画中の農業分野の対策について、記述する順番が違うのではないか。まずは農地整備などの生産基盤の強化や農業者の減少対策などが重要であり、次に農業法人や就農者への支援、次に 6 次産業化の推進という順にするのが良いのではないか。また、林業については、所有者の高齢化や担い手不足もあるが、民有林の境界が確定していないことが問題と考えている。

回答④：過疎計画には、農地の基盤整備について「農用地基盤整備事業」として記述している。民有林の境界を明確にする事業については、過疎計画には含めていないが、森林環境譲与税の充当事業として、森林境界を明確にする事業があるので、そちらで対応していくことになる。

質疑⑤：有機農業を進めるにあたり、化学肥料ではなく堆肥等を使うことになるが、町ではストックヤードを持っていない。可能であれば考えてほしい。

回答⑤：生ごみの堆肥化について、過疎計画には記載していない。SDGs や循環型社会の構築という考え方を重視する社会になってきている。総合計画後期基本計画において参考にしたい。

質疑⑥：DX 推進事業は、どの程度の規模のものを考えているのか。

回答⑥：DX 推進事業は、行政のデジタル化と地域のデジタル化という 2 つの方針で進めていく。行政のデジタル化とは、オンライン申請による住民票など各種証明書の発行や児童手当等の手続、またデジタル技術による事務の効率化などを想定している。地域のデジタル化については、過疎計画において「いづな DX 推進事業」、「ICT 農業・スマート農業推進事業」、「LPWA 導入支援事業補助」として記述している。現在インターネットとモノをつなぐシステムである IOT が注目されており、町内では三水用水の水門をスマホで開閉するシステムがそれにあたる。河川にセンサーを付けて水位を監視するシステムや、農業用ハウス内にセンサーを付けて温度と湿度を管理するシステムの農家への導入支援などを想定している。こういった IOT のシステムを様々な分野に取り入れて、町民がデジタル技術を使って安心な生活、便利な生活ができる基盤を作るべく研究していく。

質疑⑦：過疎計画は、総合計画との整合性を持たせた上で SDGs も盛り込んだ町の発展計画と認識しているが、国に提出した際に却下されることはないか。また、様々な課題に対する具体的な事業内容や予算の裏付けについては、実施計画のローリング方式で実施していく

のか。

回答⑦：議会に提出した過疎計画案は、県の協議が終了しており、そこで細かなチェックを受けている。過疎対策事業債を含めた地方債の充当については、3年間の実施計画に盛り込むようになる。既存の補助施策では対応できず、取り組みづらかった事業について、過疎対策事業債の活用により、新たな展開が可能になると考えている。

質疑⑧：総合戦略は後期基本計画と一本化し、過疎計画とセットで事業を実施していくのか。3年間の実施計画で、過疎計画の具体的な事業と財源を明確にしていくという考え方でよいか。

回答⑧：総合計画は、10年間の基本構想、5年間の基本計画、3年間の実施計画で構成されている。実施計画には、事業費や過疎対策事業債を含めた地方債が記載されるので、過疎計画の個別事業が明確になると考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第3号 緊急支援について

賛成討論：GoTo トラベル事業の期間延長については、すでに終わっている事業なので気になる部分ではあるが、趣旨は理解できる。

賛成討論：趣旨では概ね賛成できる。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

継続審査とした。

○陳情第5号 貴議会における下記事項の議員提案の要請

継続審査とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第52号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可決
議案第55号	令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第56号	令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第57号	令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第58号	令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第61号	令和2年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認定
請願第1号	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書	採択
請願第2号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	不採択
請願第3号	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願	不採択
請願第4号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 52 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質 疑:「等」という表記は曖昧であり、今回追加した対象以外の場合も含まれていると捉えられ、混乱を招くのではないか。

回 答: 県の規定に合わせている。

討 論: なし

採決の結果: 全員賛成で可決とした。

○議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①: 時間外訪問・緊急呼出しが増加傾向になっている。職員の体制など心配はないか。

回答①: 職員募集はかけている。採用条件がいくつかある。条件を変更し募集をすることも必要と考える。

質疑②: 職員は何人か。

回答②: 緊急対応を行える職員は 4 名。職員の余裕はないと考える。病院内で訪問看護を希望している職員もいるが、病院の看護師数も十分ではないので、時期をみて検討したい。

討 論: なし

採決の結果: 全員賛成で認定とした。

○議案第 56 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①: 年度末基金現在高が 1 億 4 千万円ほどあり、納付金の財源に充てるとあるが、この基金残高をもって、現在の税率を下げるなど検討はされないのか。

回答①: 県が国保財政の運営主体となり、県下統一税率について検討されている状況。県が示す標準の税率に対して、町の税率は若干低い状況である。今すぐにその税率に合わせるわけではないが、いずれ県下統一した際は現在の税率より上がる可能性がある。基金に余力があるということで今下げても、統一時にその差が負担となることも考慮して、現在は考えていない。

質疑②: 団塊の世代が今後数年で大量に国民健康保険から後期高齢者医療へ移行することにより、税収が減ることになり、国保の運営にも影響を及ぼすと考えられるが、対策は講じているか。

回答②：令和3年度に税額改定を行う予定だったが、国保審議会の意見を参考に、コロナ過の影響も鑑みて取りやめた。団塊の世代が後期高齢者医療に移行することによる国民健康保険財政への影響について、検討すべき重要な課題であると認識しており、研究し対応していきたい。

【保健福祉課】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 57 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質 疑：なし

【保健福祉課】

質 疑：後期高齢者医療広域連合の補助事業で、町の保健師が不足していることにより実施していないが、今後の見通しは。

回 答：高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業について、体制が整ったため、令和3年度から取り組んでいる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：介護保険料の滞納繰越分の不能欠損額の説明で、時効分も含むとはどういう意味か。

回答①：介護保険料には2年という時効がある。

質疑②：時効の中断などの手続をとっていないのか。時効で債権が消滅する例はあまりない。どうしても徴収できない場合とは、滞納処分を行っても、生活困窮で収入や財産がなく、滞納者が納められないことが明らかになったときである。その場合、不能欠損の手続となる。

回答②：徴収の担当課と連携を図り、調整しながら進めていきたい。

意 見：介護保険を利用する際はどこに相談すればよいのかと話が出た。地域包括支援センターをよく知らない方がいるので、周知を継続してすべき。人員的に厳しいと思うが、相談

体制強化に力を入れてほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 61 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：令和 2 年度に一般病床使用率が上がっているが、患者 1 人 1 日当たり診療収入があまり増加していない理由と、改善の方策は。

回答①：一般病床及び療養病床の診療報酬単価が低く、収入が上がらない原因となっている。診療報酬の基礎となる入院基本料は、医師、薬剤師、看護師の人員増により算定額を上げることができるため、人員採用を進めていく。また、職員数に応じた各種委員会の設置と部門職員の専属化により算定額を上げることができるが、専属化は人員面で現実的でない。他に、地域包括病床の導入も検討しているが、管理の難しさがあり、また新型コロナ対応により制度導入までに至っていない。

質疑②：現在は医師看護師の人員数が標欠にはなっていないが、人員増の余地はあるか。

回答②：人員増の余地はあるが、医師については応募がほぼない状況。地域医療の担い手としての条件があり、科外診療、夜勤、当直等ができない医師を採用しても今いる医師の負担軽減につながらない。なお、標準人員数はベッド数ではなく患者数から算定され、飯綱病院の標準医師数はおよそ 12 人、実人員およそ 8 人。過去に標欠状態になった際、年間約 7 千 7 百万円の減収となった。仮に現在の状況で標欠状態になると、1 億円程度の減収が見込まれる。

質疑③：若い医師の採用推進策は。

回答③：主に紹介会社への依頼により求人している。過去には信州大学医学部の医局員の派遣を受けていたことがあったが、現在は信大でも医局員の不足があり、派遣を受けられなくなっている。また研修医制度により縁故による医師採用が難しくなっている。

質疑④：ベッド数の規模は適正か。

回答④：病院に必要なベッド数は人口規模よりも患者数によっており、周辺自治体から来院する患者があれば自治体人口規模より大きくなる。ベッド数を減らすことは可能だが、いったん減らした後に増加することはできないと思われる。現在のベッド数決定にあたっては、当時増床が許可されうる最大限であったと承知している。もし医師が確保できればベッド数が多くても経営上有利となるが、医師にとって病院の選択にあたっては様々な症例を経験できることが重要で、その点では専門化された大規模病院の方が医師から見た魅力が大きい。

質疑⑤：地域医療構想における医療機関の再編・統合検討について、新型コロナの影響は。

回答⑤：現在は全国的な新型コロナへの対応により棚上げされた状態である。国及び県は引き続き再編・統合等の検討を推進しており、令和 2 年度末から 3 年度当初にかけて書面会議

および各種調査が行われている。おそらくここ2～3年中には結論付けられるものと思われる。近隣では飯綱病院と信越病院は病床数減または統廃合について勧告を受けており、信越病院は移転新築に伴い病床数減の予定である。飯綱病院については介護病床21床が制度廃止に伴って減少の見込みであり、療養病床に転換するかが検討課題となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤 仁 氏
飯綱町教職員組合 執行委員長 土屋 裕美氏

質 疑：国は3分の1しか負担しないので、残りは県の持ち分となり、県により差が出てしまうということか。

回 答：県により格差が出てくることが懸念される。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○請願第2号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

説明者：長野県高等学校教職員組合北部分校 執行委員長 大日方 夕希 氏

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第3号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願

説明者：長野県高等学校教職員組合北部分校 執行委員長 大日方 夕希 氏

質疑①：教師の過労への配慮は必要だが、学力の向上が一番大事だと思う。少人数学級の効果はどうか。国際比較をすれば、日本の1クラスの人数は多いが、少人数にする説得力あることが大事で、数字的に見れば良いと思うが。

回答①：現場では過労が大きく、生徒一人ひとりに割ける時間が少ない。学力の向上についての

数字は持ち合わせていないので、持ち帰って検討したい。

質疑②：20人規模学級だと21人で2クラスとなる。子ども同士での学びや男女比でのデメリットは、どう考えるか。

回答②：相対的な学びは、多い方が良い。男女比については考えていなかった。高校では、男女間や女子同士のトラブルは結構ある。少人数学級では団結力が出ると思う。

質疑③：20人規模学級は、いつ頃実現しそうか。

回答③：35人学級までにかかなりの時間がかかったので、かなり時間がかかると思う。

質疑④：教師の数が増えると、質の確保は厳しいとの指摘があるが。

回答④：そのとおりだと思う。

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

説明者：長野県高等学校教職員組合北部分校 執行委員長 大日方 夕希 氏

質疑①：北部高校は、地域に大きな貢献をしており、無くなっては困る。飯綱中学校からの進学が少なく聞くと聞くと、増えるような魅力が欲しい。

回答①：牟礼駅の花壇の手入れ、飯綱中学校生徒会と一緒にクリスマス装飾などを行っている。長野市から通う生徒は、地域の授業やコース別に魅力を感じて希望して来ている。

質疑②：募集が3クラスから2クラスになったことでの影響は。

回答②：2、3年生の数学の授業数が減った。非常勤対応の授業が増え、正規の教師は、部活の顧問を2つ3つと掛け持ちしている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

12 番

13 番

14 番